

# 事務事業及び予算の執行実績

(令和6年度分「一部、令和7年度分を含む」)

静岡県賀茂健康福祉センター

静岡県賀茂保健所

静岡県賀茂児童相談所

賀茂知的障害者更生相談所

# 目 次

第1	賀茂健康福祉センターの概要	1
	事務事業の概要	1
	1 沿革	1
	2 所管区域	2
	3 所管区域の概要	2
	4 組織及び所掌事務	3
	・組織図	4
	・事業の根拠法令調	5
	・職員調	9
	・職員の年齢調	1 2
	・健康管理	1 2
	・職員配置調	1 3
第2	課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善	1 4
	総務課	1 4
	1 管理業務	1 4
	2 災害対策事務	1 5
	3 災害弔慰金等補助金交付事務	1 5
	福祉課	1 6
	1 地域福祉	1 6
	2 民生委員・児童委員	2 0
	3 高齢者福祉	2 3
	4 母子福祉	2 8
	5 母子保健	3 5
	6 障害者福祉	4 2
	7 女性相談（保護）事業	4 9
	生活保護課	5 1
	1 生活保護法施行事務	5 1
	相談課	5 9
	1 児童相談所の業務	5 9
	2 知的障害者更生相談所の業務	7 5
	地域医療課	7 6
	1 医務	7 6
	2 保健医療施策に関する総合調整	8 1
	3 免許関係業務	8 7
	4 感染症・疾病対策	8 8
	健康増進課	1 0 1
	1 健康寿命延伸を目指す健康づくり	1 0 1
	2 健康づくり推進体制の整備	1 0 7
	3 その他の健康増進業務	1 2 0

4 免許関係業務	1 2 1
衛生薬務課	1 2 2
1 食品衛生業務	1 2 2
2 動物愛護管理業務	1 3 4
3 生活衛生業務	1 4 1
4 温泉業務	1 4 1
5 薬務関係業務	1 4 5
環境課	1 4 9
1 廃棄物業務	1 4 9
2 生活環境業務	1 5 2
第3 財産及び経理状況	1 6 0
・歳入予算執行状況調	1 6 0
・県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	1 6 8
・過年度分収入未済額調	1 7 0
・現金出納調	1 7 1
・保管現金有高調	1 7 1
・預金調	1 7 1
・郵券等受払調	1 7 2
・歳出予算執行状況調	1 7 3
・委託料等歳出予算執行状況節別集計表(令和6年度分)	1 9 2
・委託料等歳出予算執行状況節別集計表	1 9 3
・委託料に関する調	1 9 4
・補助金支出調	1 9 6
・負担金支出調	1 9 8
・公有財産調	2 0 0
・債権(貸付金等)の管理状況調	2 0 1
・事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	2 0 2
・普通財産・借受財産等貸付調	2 0 2
・備品・図書調	2 0 3
・主要備品調	2 0 7

# 第 1 賀茂健康福祉センターの概要

□□□□□□

## 事務事業の概要

### 1 沿革

(下田保健所)

昭和19年10月 下田市旧岡方村120、静岡県下田健康相談所に下田簡易保健健康相談所の移管を受け設置される。

昭和22年 9月 賀茂支庁衛生課が保健所に設置される。

昭和28年 4月 処務規程の改正に基づき総務・保健衛生の2課が設置される。

昭和29年 9月 松崎保健所開設、西伊豆7町村が分離される。管轄区域2町13村となる。

昭和30年 6月 賀茂支庁衛生課が廃止される。

昭和35年 4月 行政組織規則一部改正により総務課、衛生課、予防課の3課となる。

昭和47年 4月 食品衛生監視機動班設置規程の改正により、食品衛生監視第1機動班が設置される。

昭和48年 4月 機構改革に伴う行政組織規則の改正により従来の衛生課が環境衛生課・食品衛生課の2課に分かれ、予防課が保健予防課に名称変更、保健婦室が設置される。

昭和59年 4月 行政組織規則の改正により松崎保健所を統合し、管轄区域は下田市、賀茂郡5町1村となる。

環境衛生監視機動班設置規程の改正により、環境衛生監視第1機動班が設置される。

平成元年 4月 行政組織規則の改正により保健婦室が廃止され、保健指導課が設置される。

(賀茂民生事務所)

昭和26年10月 福祉事務所設置条例により賀茂支庁民生課において社会福祉行政を担当することとなる。

昭和45年 4月 福祉事務所設置条例一部改正により賀茂福祉事務所発足。社会課、保護課の2課制で賀茂郡5町1村を所管する。

昭和49年 4月 福祉事務所設置条例一部改正により、総務課、福祉課、保護課の3課となる。

昭和51年 4月 名称が賀茂民生事務所と改められ、児童相談所、身体障害者更生相談所、精神薄弱者更生相談所が併設される。

(伊豆健康福祉センター)

平成10年 4月 下田保健所と賀茂民生事務所が組織再編され、伊豆健康福祉センターが発足し、8課、1班、1室となる。

平成11年 4月 併設の精神薄弱者更生相談所が知的障害者更生相談所に改められる。

(賀茂健康福祉センター)

平成17年 4月 名称が賀茂健康福祉センター(賀茂保健所、賀茂児童相談所、賀茂身体障害者更生相談所、賀茂知的障害者更生相談所)に改められる。西伊豆町と賀茂村の合併により、所管する区域は1市5町となる。

平成19年 4月 組織の再編により、衛生課と薬務環境課が廃止され、衛生薬務課と環境課を設置。また、環境衛生監視第1機動班が廃止され、8課1室となる。

平成20年 4月 組織の再編により、保健福祉部が廃止され、福祉部と医療健康部を設置。地域支援課、保健福祉課及び生活保護課が廃止され、地域福祉課、福祉事業課及び地域医療課を設置。

平成22年 4月 組織の再編により、総務課総務係が総務課総務班となり、地域福祉課に地域福祉班と生活保護班、福祉事業課にこども家庭班と障害福祉班、相談課に相談班、地域医療課に地域医療班、健康増進課に健康増進班、衛生薬務課に衛生薬務班、環境課に環境班、そして松崎保健支援室に松崎班が置かれ、8課1室で11班体制となる。

- 平成25年4月 組織の再編により、地域福祉課・福祉事業課が廃止され、福祉課と生活保護課となり、福祉課に福祉こども班、精神保健福祉班、生活保護課に生活保護班が置かれ8課1室で10班体制となる。
- 平成27年4月 賀茂身体障害者更生相談所が、静岡県身体障害者更生相談所として中部健康福祉センター内に一元化される。
- 令和2年8月 松崎保健支援室の体制を見直して職員を本所に集約し、週1回の出張窓口となる。
- 令和5年4月 組織の再編により、総務班・環境班が廃止され、8課7班体制となる。

## 2 所管区域

当所の所管区域は下田市及び賀茂郡の1市5町である。

ただし、社会福祉法第14条に規定する福祉事務に関しては、市の区域を除く。

## 3 所管区域の概要

当地域は伊豆半島の南部に位置し、面積は583.35km<sup>2</sup>、人口は52,874人である。

地勢は、平地が少なく、全体の80%が山林である。海岸線の大部分と天城山系の一部は、特に優れた自然景観を有し、富士箱根伊豆国立公園に指定されている。

地域の基幹産業は観光サービス産業であり、主として首都圏から年間およそ210万人余（宿泊客数統計）が訪れる全国有数の温泉観光地である。各温泉地には観光客のために多くの旅館、ホテルをはじめ、民宿、飲食店等の関連施設が設置されている。

農林水産業は規模の零細性、高齢化、後継者不足等の多くの問題を抱えており、商工業は地理的条件、交通条件、市場条件等に恵まれず全体的に集積度は低く、停滞気味である。

このような産業形態のため、若年労働者を雇用する企業が少なく、人口は昭和51年以降各市町とも減少傾向にある。加えて、平均寿命の伸びや出生率の低下等により高齢化が進み、管内高齢化率（全人口中65歳以上の占める割合）は令和7年4月1日現在で46.6%と、県平均の30.7%を大きく上回る県内でも有数の高齢地域となっている。

（令和7年10月1日現在）

市町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km <sup>2</sup> )	財政力指数
下田市	18,076	9,142	104.38	0.45
東伊豆町	10,514	5,555	77.82	0.53
河津町	6,034	2,795	100.69	0.38
南伊豆町	7,016	3,182	109.94	0.28
松崎町	5,209	2,525	85.11	0.26
西伊豆町	6,025	3,169	105.41	0.26
合計	52,874	26,368	583.35	—

（注）人口及び世帯数は、令和7年10月1日現在の県統計調査課公表の推計値である。

面積は令和7年全国市町村別面積による。

#### 4 組織及び所掌事務

##### 総務課

所内調整、経理、災害救助法事務

##### (福祉部)

##### 福祉課

福祉こども班

福祉の総合相談、地域福祉、民生委員・児童委員、人権問題啓発、高齢者福祉、地域包括ケア、母子福祉、障害者福祉、女性相談（保護）

精神保健福祉班

精神保健福祉、母子保健

##### 生活保護課

生活保護班

生活保護業務、生活困窮者自立支援、住居確保給付金支給、中国残留邦人等に対する支援給付

##### 相談課

相談班

児童相談所、知的障害者更生相談所の業務

##### (医療健康部)

##### 地域医療課

地域医療班

保健・医療の総合調整、医療機関の開設許可及び立入検査、地域医療対策、災害医療対策、医師・看護師等の免許事務、エイズ・肝炎の相談・検査、結核対策、難病対策、感染症対策、原爆被爆者援護対策事務、各種衛生統計

##### 健康増進課

健康増進班

健康づくり啓発、第4次静岡県健康増進計画の推進、市町健康づくり事業の支援、栄養士の免許事務、各種保健統計

##### (衛生環境部)

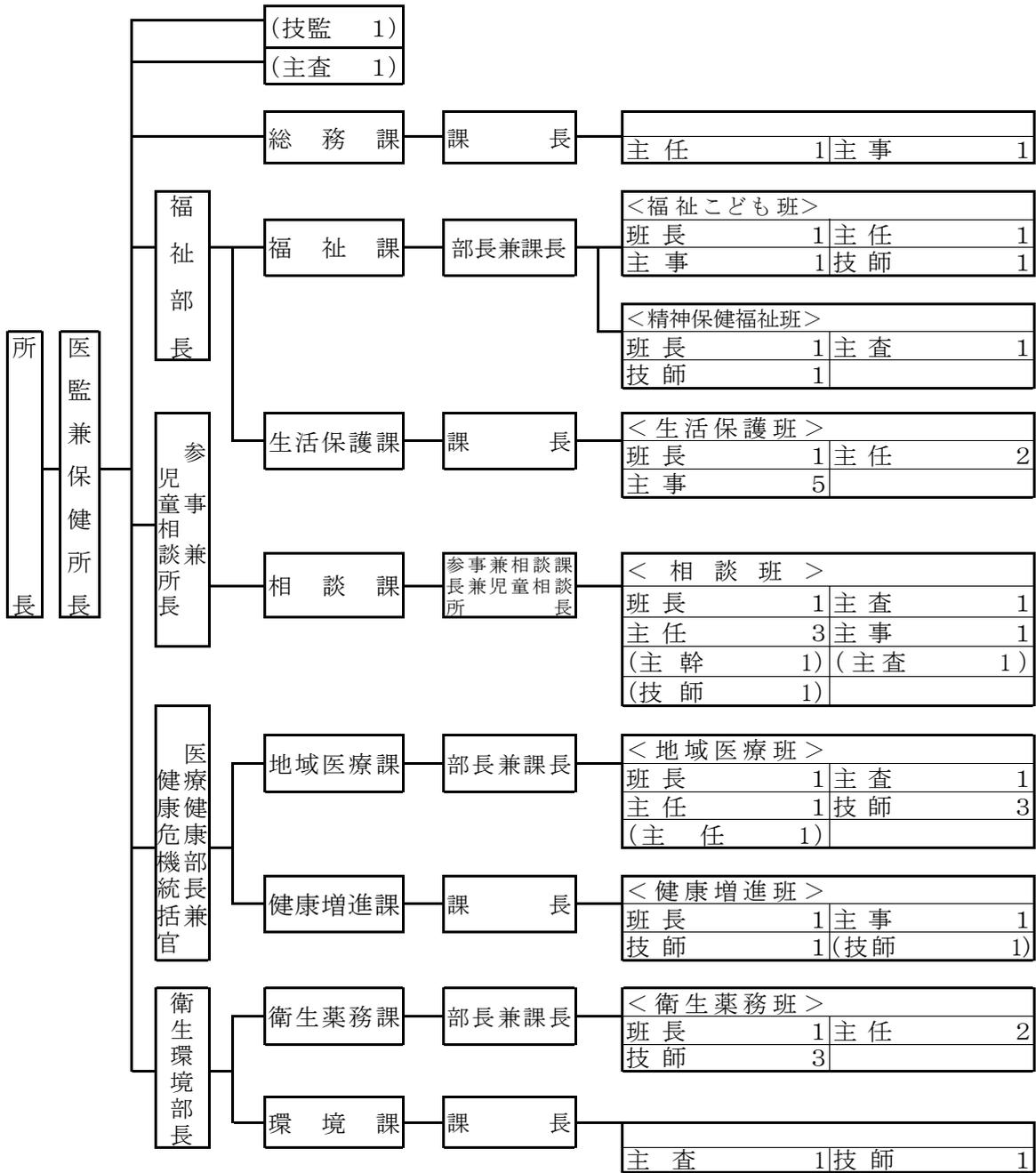
##### 衛生薬務課

衛生薬務班

食品衛生、狂犬病予防、動物愛護管理業務、生活衛生営業六法関連業務、温泉関連業務、薬局及び医薬品・毒劇物販売業等の監視指導、麻薬覚醒剤関連業務

##### 環境課

廃棄物、浄化槽、水道、特定建築物、プール関連業務



職員数計 50人 (兼務・併任職員除く)

(その他非常勤職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	13
臨時的任用職員	0



## 事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
＜総務課＞	
災害救助法施行事務	災害救助法(第2条)、同法施行細則
災害弔慰金、災害援護資金関係事務	災害弔慰金の支給等に関する法律(第1条)、同法施行令 災害弔慰金等補助金交付要綱、静岡県災害援護資金貸付要綱
＜福祉課＞	
被災者生活再建支援関係事務	被災者生活再建支援法第3条、被災者自立生活再建支援補助金交付要綱 被災者住宅再建支援事業費補助金交付要綱
民生委員・児童委員活動事業	民生委員法(第3条、第5条)、児童福祉法(第16条)
賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議	賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議設置要綱
老人の日記念事業	老人福祉法(第5条)
介護予防市町支援事業	介護保険法(第115条の45)、介護予防市町村支援事業実施要綱 介護予防事業従事者研修会実施要領
地域リハビリテーション強化推進事業	静岡県地域リハビリテーション推進事業実施要綱
母子家庭等自立支援給付金事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第31条、第31条の10)
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法(第13条、第31条の6、第32条) 静岡県母子・父子福祉協力員設置要綱
母子保健事業	母子保健法、母体保護法、児童福祉法
小児慢性特定疾病医療費支給認定事務	児童福祉法(第19条の2)、小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱
不妊治療費(先進医療)助成事業	不妊治療費(先進医療)補助金交付要綱
手話通訳者設置、手話通訳者派遣事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第77条第2項) 地域生活支援事業実施要綱、静岡県手話通訳者派遣事業実施要綱 手話通訳者設置要綱、手話通訳者設置要領
女性支援事業	売春防止法(第35条)、ストーカー行為等の規制等に関する法律(第9条) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第4条) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(第9条) 人身取引対策行動計画、婦人保護事業実施要領 児童福祉法施行細則第21条第1項の規定に基づく負担金徴収要綱
精神保健福祉事業	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
自殺対策事業	自殺対策基本法
＜生活保護課＞	
生活保護法施行事務	生活保護法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、生活保護法による保護の基準
生活困窮者自立支援事業、 住居確保給付金支給事業	生活困窮者自立支援法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル
中国残留邦人等に対する支援給付業務	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の 自立支援に関する法律、同法施行令、同法施行規則、支援給付実施要領

<相談課>	
児童相談所運営事業	児童福祉法(第12条)
要保護児童措置業務	児童福祉法(第27条)
一時保護相談事業	児童福祉法(第33条)
里親制度	児童福祉法(第6条の4) 児童福祉法施行規則
在宅重症心身障害児(者)等訪問事業	重症心身障害児(者)等訪問事業実施要領
知的障害者更生相談所運営業務	知的障害者福祉法(第12条)
療育手帳交付事業	療育手帳制度要綱、静岡県療育手帳交付規則
児童虐待関係業務	児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉法
障害児施設給付費の支給決定業務	児童福祉法(第24条の2)
<地域医療課>	
医務関係事業	医療法、医師法、歯科医師法、歯科技工士法、歯科衛生士法 臨床検査技師等に関する法律、診療放射線技師法、保健師助産師看護師法 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法
免許関係業務	医師法(第2～8条)、歯科医師法(第2～8条)、保健師助産師看護師法(第7～16条) 診療放射線技師法(第3～16条)、臨床検査技師等に関する法律(第3～10条) 視能訓練士法(第3～9条)、理学療法士及び作業療法士法(第3～8条)
賀茂地域メディカルコントロール推進事業	賀茂地域メディカルコントロール協議会設置要綱
賀茂地域医療協議会	賀茂地域医療協議会設置要綱
賀茂地域医療構想調整会議	賀茂地域医療構想調整会議設置要綱
賀茂地域災害医療対策会議	賀茂地域災害医療対策会議設置要綱
地域保健福祉関係者教育事業	地域保健福祉関係者教育事業(総括的研修)実施要領
統計調査事業	人口動態調査令、医療施設調査規則、国民生活基礎調査規則、 患者調査規則、統計法、医療法施行規則 地方自治法、地域保健法、高齢者の医療の確保に関する法律
感染症予防対策事業(結核・エイズを含む)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、同法施行令、同法施行規則 静岡県感染症診査協議会条例 静岡県結核患者服薬支援事業実施要領 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針、エイズ対策促進事業実施要綱 静岡県特定感染症検査等事業実施要綱 新型インフルエンザ等対策特別措置法 静岡県感染症予防対策研修実施要領
予防接種事業	予防接種法、同法施行令、同法施行規則、同法実施規則 定期予防接種実施要領
原爆被爆者対策事業	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 同法施行令、同法施行規則
難病医療費等助成事業	難病の患者に対する医療等に関する法律、同法施行令、同法施行規則 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱
難病患者地域支援対策推進事業	静岡県難病患者地域支援対策推進事業実施要綱
肝炎対策事業	肝炎対策基本法、肝炎対策事業実施要綱 静岡県特定感染症検査等事業実施要綱 静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱 静岡県肝炎ウイルス検査陽性等重症化予防推進事業実施要領 静岡県肝炎患者等支援対策事業実施要領
骨髄移植推進事業	骨髄バンク集団登録事業実施要綱

<健康増進課>	
生活習慣病予防対策事業	地域保健法、健康増進法、同法施行令、同法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律、同法施行令、同法施行規則 がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例、みんなで取り組む健康長寿条例 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
禁煙・受動喫煙等防止対策事業	健康増進法、がん対策基本法、静岡県がん対策推進条例、 静岡県受動喫煙防止条例、同法施行規則
歯科保健対策推進事業	健康増進法、歯科口腔保健の推進に関する法律、静岡県民の歯や口の健康づくり条例
食育推進実践事業	食育基本法
健康づくりリーダー育成・支援事業	地域保健法、地域保健対策の推進に関する基本的な指針
健康増進事業	健康増進法、同法施行規則、健康増進事業費補助金交付要綱
健康増進指導事業	地域保健法、健康増進法、同法施行令、同法施行規則
国民健康・栄養調査、給食施設に対する指導事業	健康増進法、同法施行令、同法施行規則
小規模市町支援事業	小規模市町支援事業実施要領
管理栄養士養成施設臨地実習	栄養士法、同法施行令、同法施行規則、管理栄養士養成施設における臨地実習要領
人材育成事業	地域保健法、健康増進法、地方公務員法、保健師助産師看護師法
免許関係業務	栄養士法、同法施行令、同法施行規則
職員保健指導	高齢者の医療の確保に関する法律、労働安全衛生法、同法施行規則 静岡県職員安全衛生管理規程
<衛生業務課>	
温泉関係事業	温泉法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則、 温泉法による許可の基準に関する規則、静岡県温泉保護対策要綱、温泉行政事務処理要綱
生活衛生関係事業	旅館業法、同法施行令、同法施行規則、同法施行条例、同法施行条例施行規則 公衆浴場法、同法施行規則、同法施行条例、静岡県浴場業許可取扱要綱 興行場法、同法施行規則 理容師法、同法施行規則、同法施行条例、同法施行細則 美容師法、同法施行規則、同法施行条例、同法施行細則 クリーニング業法、同法施行細則、クリーニング業法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例 静岡県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生管理措置等指導要綱 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律、同法施行令、同法施行規則 住宅宿泊事業法、同法施行令、同法施行規則、特定の区域におけるキャンプの禁止に関する条例(第8条)
食品衛生関係事業	食品衛生法、同法施行令、同法施行規則、同法施行条例、静岡県食品衛生規則 食品表示法、食品表示基準 健康増進法(第61条、第65条、第66条)、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(第53条) 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 調理師法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則 製菓衛生師法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例、静岡県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則
動物愛護管理関係事業	狂犬病予防法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則 化製場等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、同法施行条例、同法施行条例施行規則 動物の愛護及び管理に関する法律、同法条例、同法施行規則、同法施行細則 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例
業務関係事業	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則 薬剤師法、同法施行令、同法施行規則 薬局等構造設備規則、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律、同法施行規則 毒物及び劇物取締法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則

	<p>麻薬及び向精神薬取締法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則</p> <p>覚醒剤取締法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則</p> <p>あへん法、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則</p> <p>大麻草の栽培の規制に関する法律、同法施行令、同法施行規則、同法施行細則</p> <p>安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、同法施行規則</p> <p>静岡県薬物の濫用の防止に関する条例、同条例施行規則</p>
<環境課>	
廃棄物関係事業	<p>循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例</p> <p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p>特定家庭用機器再商品化法</p> <p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律</p> <p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法</p>
浄化槽関係事業	<p>浄化槽法、静岡県浄化槽保守点検業者登録条例</p> <p>生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱</p> <p>静岡県浄化槽取扱指導要綱</p>
水道関係事業	水道法
特定建築物関係事業	建築物における衛生的環境の確保に関する法律
水浴場関係事業	静岡県遊泳用プール衛生管理指導要綱、海水浴場水質保全対策要綱

□□□□□

# 職 員 調

(令和7年10月31日現在)

整理番号	職名	氏名	事務分担	住所	勤務年数	摘要
1	所長(事)	渡辺 心	所総括	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
2	医監兼保健所長(技)	本間 善之	所総括補佐	□□□	□□□□	□□□
3	参事兼相談課長兼児童相談所長(事)	渡会 和	所総括補佐	□□□	□□□□	□□□
	技監(技)	古谷 みゆき				□□□□□□□□□□□□□□□□
	主査(技)	東 貴美子				□□□□□□□□□□□□□□□□
4	総務課長(事)	長谷川 進	課総括	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
5	主任(事)	鈴木 安祐美	総務会計	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
6	主事	森本 健生	会計	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
7	部長兼福祉課長(事)	鈴木 香代子	課総括	□□□	□□□□	
8	福祉子ども班長(事)	小松 治揮	班総括	□□□	□□□□	
9	主任(事)	中村 信久	高齢者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
10	技師	野田 紗帆	障害者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
11	主事	假屋 亮太	地域包括ケア・地域福祉	□□□	□□□□	
12	精神保健福祉班長(技)	浦田 恵美	班総括	□□□	□□□□	□□□
13	主査(事)	後藤 康浩	障害者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
14	技師	相良 珠希	障害者福祉・母子保健	□□□	□□□□	□□□
15	生活保護課長(事)	松浦 史明	課総括	□□□	□□□□	
16	生活保護班長(事)	西島 若代	査察・指導	□□□	□□□□	
17	主任(事)	鈴木 駿輔	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
18	主任(事)	浅井 麻里	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
19	主事	吉田 光	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
20	主事	松江 あみ	生活保護相談指導	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
21	主事	永井 剛人	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
22	主事	望月 玲乃	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
23	主事	太田 一斗	生活保護相談指導	□□□	□□□□	
24	相談班長(事)	鈴木 陽子	児童相談	□□□	□□□□	□□□
25	主査(事)	鈴木 博喜	児童相談	□□□	□□□□	□□□
26	主任(事)	渡瀬 葵	児童相談	□□□	□□□□	□□□
27	主事	宮武 葵	児童相談	□□□	□□□□	□□□
	主幹(事)	小田 貴之	児童相談			□□□□□□□□□□□□□□□□
	主査(事)	高木 崇志	児童相談			□□□□□□□□□□□□□□□□
	技師	野田 紗帆	障害者福祉・母子保健			□□□□□□□□□□□□□□□□

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
28	部長兼地域医療課長(技)	松本 克代	課総括	□□□	□□□□	□□□
29	地域医療班長(事)	伊藤 隆祐	医務・班総括	□□□	□□□□	
30	主査(技)	平山 智子	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
31	主任(事)	横山 浩基	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
32	技師	入慶田本 晴美	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
33	技師	三浦 奈津美	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
34	技師	仁藤 千智	感染症・難病対策	□□□	□□□□	□□□
	主任(技)	池ヶ谷 優美	放射線業務			□□□□□□□□□□□□□□□□
35	健康増進課長(技)	弓場 洋子	課総括	□□□	□□□□	□□□
36	健康増進班長(技)	宇津木 志のぶ	健康対策	□□□	□□□□	□□□
37	主事	金高 奈菜未	健康対策	□□□	□□□□	
38	技師	栗崎 涼子	健康対策	□□□	□□□□	□□□
	技師	三浦 奈津美	健康対策			□□□□□□□□□□□□□□□□
39	部長兼衛生薬務課長(技)	富田 洋子	課総括	□□□	□□□□	□□□
40	衛生薬務班長(技)	鳥澤 映里佳	食品衛生・生活環境	□□□	□□□□	□□□
41	主任(技)	柴田 紘希	食品衛生・温泉・生活環境	□□□	□□□□	□□□
42	主任(技)	中山 貴寛	食品衛生・温泉・生活環境	□□□	□□□□	□□□
43	技師	臼井 満里奈	動物保護	□□□	□□□□	□□□
44	技師	大石 彩菜	薬事	□□□	□□□□	□□□
45	技師	内田 菜都子	薬事	□□□	□□□□	□□□
46	環境課長(技)	植田 紀子	課総括	□□□	□□□□	□□□
47	主査(技)	小山 祐人	環境衛生	□□□	□□□□	□□□
48	技師	木村 新一	環境衛生	□□□	□□□□	□□□□□□□□□□□□□□□□
	主任(技)	中山 貴寛	環境衛生			□□□□□□□□□□□□□□□□
			平均年数		2年 4月	

# 職 員 調

会計年度任用職員

(令和7年10月31日現在)

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	山本 京子	総務事務	□□□	□□□□	□□□
2	会計年度任用職員	外岡 洋子	手話通訳・啓発等	□□□	□□□□	□□□
3	会計年度任用職員	大矢 和代	要保護女性相談業務	□□□	□□□□	□□□
4	会計年度任用職員	志田 恵理子	生活保護就労支援業務	□□□	□□□□	□□□
5	会計年度任用職員	杉山 雄太	生活保護就労支援業務	□□□	□□□□	□□□
6	会計年度任用職員	松本 優孔	子どもの健全育成支援	□□□	□□□□	□□□
7	会計年度任用職員	雲野 純子	児童虐待調査・連絡調整	□□□	□□□□	□□□
8	会計年度任用職員	寺川 佳枝	児童福祉相談指導	□□□	□□□□	□□□
9	会計年度任用職員	三村 悦代	難病訪問相談	□□□	□□□□	□□□
10	会計年度任用職員	長池 彩香	事務補助	□□□	□□□□	
11	会計年度任用職員	細川 光子	動物愛護関連業務	□□□	□□□□	
12	会計年度任用職員	森 美都	事務補助	□□□	□□□□	
13	会計年度任用職員	平馬 秀恭	車両運行管理業務	□□□	□□□□	

□□□□□□□□

## 職員の年齢調

(令和7年10月31日現在)

年 齢	人 員	摘 要
20歳未満	0 人	
20歳以上 30歳未満	18 人	
30歳以上 40歳未満	11 人	
40歳以上 50歳未満	4 人	
50歳以上 56歳未満	7 人	
56歳以上 61歳未満	7 人	
61歳以上	3 人	
計	50 人	平均年齢 39.5歳

□□□□□□□□

## 健 康 管 理

### 1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 49人
	職員数 49人
受 診 率	100.0%
県平均受診率	100.0%

(1) 未受診の理由

### 2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分		人 数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。	1人
B1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療 人
B2		要経過観察 人
C1	勤務をほぼ平常に行っておりが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療
C2		要経過観察 人
D1	平常の勤務でよい。	要 治 療 12人
D2		要経過観察 (1人) 13人
D3		医療不要 (2人) 22人
区 分 者 計		(3人) 48人
未 区 分 者 数		2人
合 計		(3人) 50人

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況  
・勤務の休止

(2) 未区分の理由  
ア 産休・育休 1 人  
イ 新規採用 1 人  
ウ 自己都合による未受診 人  
エ その他 ( ) 人

※( )は本年度の健康診断結果が出ていない職員数の再掲

□□□□□□

## 職 員 配 置 調

(令和7年10月31日現在)

区 分	総務課	福祉部		相談課	医療健康部		衛生環境部		計	
		福祉課	生活保護課		地域医療課	健康増進課	衛生薬務課	環境課		
所在地										
担当区域										
配置職員	職員(事)	5人	4人	9人	6人	1人	1人			26人
	職員(技)	1人	3人			5人	3人	7人	3人	22人
	暫定再任用職員(事)		1人			1人				2人
	暫定再任用職員(技)									
	定年前再任用短時間勤務職員(事)									
	定年前再任用短時間勤務職員(技)									
	会計年度任用職員	(1人)	(2人)	(3人)	(2人)	(1人)	(1人)	(1人)	(2人)	(13人)
	臨時的任用職員									
	兼務職員	(2人)			(2人)	(1人)	(1人)			(6人)
	併任職員				(1人)					(1人)
計	(3人) 6人	(2人) 8人	(3人) 9人	(5人) 6人	(2人) 7人	(2人) 4人	(1人) 7人	(2人) 3人	(20人) 50人	

## 1 管理業務

### (1) 目的

職場の安全管理、職員の健康管理に努め、全職員がやりがいを持ち、快適に仕事に取り組めることを目指す。

### (2) 実績

#### ア 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国・県等の実施する研修会や講習会等へ積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力及び職員資質の向上に努めている。

#### イ コンプライアンスの推進

職員のコンプライアンスを推進していくために、所内課長会議等を通じて、「コンプライアンス四原則」を遵守し、公務員としての自覚をもって職務に励むとともに、公務外であっても高い倫理意識を持って行動すべく、職員倫理の徹底を図っている。

また、近年全庁で職員の不祥事や不適切な事務処理が発生していることから、健康福祉部における不適切な事務処理根絶対策本部の下、適正化に向けた取組を行っており、各課で「職場意見交換会」を実施して問題点や情報の共有化を図るとともに、所長と全職員との面談を実施するなど、風通しの良い職場づくりに取り組んでいる。

#### ウ 職員の健康管理

県の実施する各種の健康診断の受診により疾病の早期発見に努め、異常が発見された者には、直ちに医師の治療を受けるよう指導している。

また、衛生委員会の職場巡視等の結果を踏まえ職場環境の改善に配慮するとともに、計画的な各種休暇取得を奨励し、健康的な職場づくりに努めている。

さらに、定時退庁日（毎週水曜日）やワークライフバランス推進デー（毎月第3金曜日）の呼びかけなどにより時間外勤務縮減に取り組んでいる。

#### エ 交通安全対策

交通安全委員会を設置し、毎月開催する課長会議の後に、交通安全に対する注意喚起等を行っている。運転前後のアルコールチェックも必ず実施している。

また、交通安全対策の一環として賀茂出納室が主催する運転技術向上講習会に加えて、損害保険会社による安全運転講習会を開催している。特に、賀茂地域の道路事情に不慣れな新規採用職員に対して、積極的な参加を呼びかけ、各自が持つ運転特性の客観的な把握に努めるなど、所属全体で交通安全意識の向上を図っている。

#### オ 会計・経理事務

会計、経理事務及び物品の取扱いについては、事業の円滑な推進を図るため、適正・正確・迅速に処理し、事務の計画的・効率的執行に努めている。

### (3) 評価（課題等）・改善

休暇取得奨励、時間外勤務縮減及び交通安全対策への取組により、自らの健康・安全管理に対する意識が浸透してきている。

また、コンプライアンスの推進について、所属職員が公務の内外で、高い倫理意識を持つように今後も呼びかけ等で徹底していく。

## 2 災害対策事務

### (1) 目的

当所は賀茂方面本部健康福祉班を担っており、地域局とも連携しながら、地震等の災害発生時に、迅速かつ的確に対応できるような体制づくりを目指す。

### (2) 実績

各種訓練で浮かび上がった課題や反省を基に、災害対策マニュアルの見直しや課題への対応、災害時における職員の動員、業務分担、時間外連絡系統等を明確にするとともに、災害時に迅速・的確に対応できるよう努めている。

また、災害救助法に基づく救助活動については、本庁が開催する市町事務担当者を対象とした研修会への出席や平常時からの各市町との連携に努め、発災時の救助体制に万全を期している。

### (3) 評価（課題等）・改善

静岡県総合防災訓練を始めとした各種訓練を行うことで課題を抽出し、次の訓練で課題への対応内容を確認・検証するとともに、災害対策マニュアルに基づくイメージトレーニングを実施することで、災害時における各自の役割を認識させつつ発災時の対応に万全を期している。

また、令和6年1月の能登半島地震発生を受け、能登半島と地理的条件が酷似している当所地域において防災体制を根本的に見直す必要に迫られており、本庁及び地域局等関係機関と災害時の配備体制の見直し及び強化に向けて取り組んでいる。

## 3 災害弔慰金等補助金交付事務

### (1) 目的

災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金を、障害を受けた者に災害障害見舞金の支給を、被災者の自立生活再建支援補助をする市町に対して補助金をそれぞれ交付する。

### (2) 実績

(令和7年10月31日現在)

年 度	交付対象市町	被害者数	災害原因等	発生年月日
平成25年度	西伊豆町	2件	風水害	平成25年7月18日
平成26年度～令和7年度	実績なし	—	—	—

### (3) 評価（課題等）・改善

災害の発生により、被害を受けた住民に対する災害弔慰金の支給や市町に対する補助金の交付を行うことにより、被災者等の救済、生活基盤の再建に大きく寄与している。

## 1 地域福祉

### (1) 避難行動要支援者避難支援の推進

#### ア 目的

平成25年8月に国から示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、高齢者、障害者等の「避難行動要支援者」が発災時に円滑・迅速に避難できるよう、市町の避難行動要支援者名簿の整備や避難支援計画（従前の全体計画・個別計画）の策定、更新等を促進し、市町の避難行動要支援者への支援体制の整備を支援している。

なお、大規模災害時において、高齢者や障害児、乳児、妊産婦等の要配慮者を受け入れる福祉避難所を確保することが必要であるが、想定される必要数に対し、各市町とも福祉避難所の数がまだ不足しているのが現状である。

また、賀茂圏域独自の取組として、災害発生時に不足が予想されている福祉避難所の設置促進を図るため、観光地である賀茂地域において、宿泊施設を福祉避難所として活用することを想定して作成した「福祉避難所設置促進賀茂モデル」に基づき、平成30年度から（令和2年度、4年度を除く。）福祉避難所設置訓練を実施している。

この取組に関して、県ホテル旅館生活衛生同業組合から、災害時における要配慮者の受入れについて宿泊施設を提供する旨の申し出があり、令和2年1月30日に、県と県ホテル旅館生活衛生同業組合が、「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」（※）を締結した。

※賀茂地域では、北川温泉旅館組合、熱川温泉旅館組合、稲取温泉旅館協同組合、河津温泉旅館組合、下田温泉旅館協同組合、下賀茂温泉旅館協同組合及び堂ヶ島温泉旅館組合が参加している。

#### イ 実績

##### (ア) 個別避難計画に係る市町意見交換会

(令和6年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	内容
8月2日	賀茂危機管理庁舎 1階各班室	県立大学准教授 市町防災担当 市町健康福祉担当 健康福祉部企画政策課 賀茂地域局危機管理課 賀茂健康福祉センター 静岡県社会福祉協議会 他 23人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明（個別避難計画作成のポイント）</li> <li>・説明（先進市事例の紹介）</li> <li>・意見交換（工夫を予定している取組等）</li> </ul>

(令和7年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	内容
6月26日	賀茂危機管理庁舎 3階方面本部室	県立大学准教授 市町防災担当 市町健康福祉担当 健康福祉部企画政策課 賀茂地域局危機管理課 賀茂健康福祉センター 静岡県社会福祉協議会 他 20人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義（個別避難計画作成のポイント・事例紹介）</li> <li>・講義（個別避難計画と地域共生社会）</li> <li>・意見交換（個別避難計画作成上の課題等）</li> </ul>

(イ) 「福祉避難所設置促進賀茂モデル」設置訓練

(令和6年度)

実施日	会場	参加者及び参加人数	訓練内容
1月30日	下田ビューホテル (下田市)	市町防災担当 市町健康福祉担当 県健康福祉部企画政策課 県賀茂地域局危機管理課 県賀茂健康福祉センター 県社会福祉協議会 他 32人	(ホテルでの訓練に先立ち、市役所において避難所開設及び要配慮者トリアージ訓練を実施) ・福祉避難所開設依頼、ホテル受諾、受入準備 ・一次避難所からの要支援者の移送 ・要支援者の受入れと居室への案内 ・感染者の疑いのある者の医師の診察

※ 令和7年度については、従前の下田市と県の共同実施という形態から、市が実施主体となり、県は後方支援をする体制に変更になったが、引き続き市と連携して、下田温泉旅館協同組合と訓練の実施内容等について、協議中である。

あわせて、賀茂モデルの取組を拡充すべく、管内の他の町における訓練実施に向けて調整を進めている。

(ウ) 社会福祉施設防災の日

県内の社会福祉施設等では、毎年11月1日の「社会福祉施設防災の日」に合わせ、防災意識の高揚と防災対策の確立を目指して、各施設・事業所において「一般防災訓練」を実施している。

なお、地震発生及び火災発生を想定した実践的訓練である「総合防災訓練」については、企画実施する施設側の感染対策等の負担軽減を図るため、令和6年度に引き続き令和7年度も実施しない扱いになっている。

ウ 評価（課題等）・改善

管内市町の避難支援計画等の策定状況にばらつきがあることが課題であるが、各市町における避難支援計画等の進捗状況を随時確認し、県・市町の防災・福祉担当者等が、福祉避難所の設置促進、避難行動要支援者の支援体制の整備促進について意見交換を行うことで対応している。

(2) 広報誌「賀茂通信（かもめーる）」の発行

ア 目的

賀茂健康福祉センター業務の広報・啓発を行い、センター業務への理解を得るとともに、住民にとって身近で信頼される健康福祉センターとなることを目的に発行する。

イ 実績

(ア) 発行

平成17年11月1日に創刊号を発行し、以降年4回四半期ごと発行。現在、第80号（令和7年9月1日発行）まで発行している。

(イ) 広報方法

市町全戸回覧（約3,100部）、当センターホームページ掲載、市町送付（各20部）、記者提供等。

ウ 評価（課題等）・改善

健康福祉センターの業務は多岐に渡っており、住民にとって有用な情報を適宜、提供していくことが課題である。広報誌を管内市町の全戸回覧とすることで、当センターの業務の広報・啓発をきめ細かく行っている。

また、住民の興味を引く話題選定やレイアウトの工夫等により、親しみやすく、分かりやすい広報誌を心がけている。

□□□□□□

## 社会福祉施設要入所者調

(令和7年10月31日現在) (単位:人)

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘 要
		施設数	定 員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保 護	救護施設	0	0	3(0)	0			
	小 計	0	0	3(0)	0			
老 人	養護老人ホーム	1	88	73(71)	1			
	特別養護老人ホーム	9	555	521(474)	*			
	軽費老人ホーム	0	0	16(0)	*			
	小 計	10	643	610(545)	1			
児 童	福祉型障害児入所施設	1	10	1(1)	*			
	医療型障害児入所施設	0	0	1(0)	*			
	児童心理治療施設	0	0	0(0)	0			
	小 計	1	10	2(1)	0			
障害者支援施設		3	94	139(88)	*			
合 計		14	747	754(634)	1			

\*特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームは、契約施設であるため記入を要しない。

\*福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設は、契約施設であるため記入を要しない。

\*障害者支援施設は、契約施設であるため記入を要しない。

\*()の数字は、管内施設の入所者数。

## 2 民生委員・児童委員

### (1) 民生委員・児童委員活動の推進

#### ア 目的

民生委員法第3条及び児童福祉法第16条に基づき置かれている民生委員・児童委員は、社会の奉仕者として常に住民の立場に立った相談・援助活動を展開している。

この活動の推進と委員の資質の向上を図るため、各種研修会を実施し負担金を交付している。

#### イ 実績

##### (ア) 研修会

(令和6年度)

実施日	研修区分	会場	参加人数	内容
7月26日	役員委員研修会	下田総合庁舎	約15人	○講義「民生委員・児童委員のなり手不足・確保」 ○グループワーク
10月22日	1期目委員研修会	グランシップ	約2,000人	○行政説明「ひとり親家庭支援」 ○講義「民生委員・児童委員の役割分担について」
11月12日	中堅委員研修会	グランシップ	約2,300人	○行政説明「ひとり親家庭支援」 ○講義「能登半島地震から学ぶ災害にも強い地域づくり」

(令和7年度)

実施日	研修区分	会場	参加人数	内容
7月28日 ※改選前	全体研修会	グランシップ	集合・オンデマンド	○講義「一斉改選にかかる引き継ぎについて」 ○講義「引き継ぎの事例紹介」
12月23日 ※改選後	新任役員委員研修会	もくせい会館	約150人 程度想定	○講義「民児協運営にあたっての地域課題」 ○グループワーク
1月20日 ※改選後	新任委員研修会	県内各地	—	○講義「委員としての心構え、委員活動の実務等」

※平成27年度から、本庁地域福祉課と協力して研修業務を行っている。

(イ) 負担金

交 付 先	負 担 金 (円)	
	令和6年度	令和7年度
下 田 市	3,991,060	3,991,060
東伊豆町	3,032,820	3,032,820
河 津 町	2,245,140	2,245,140
南伊豆町	2,276,280	2,276,280
松 崎 町	2,407,560	2,407,560
西伊豆町	2,967,180	2,933,810
合 計	16,920,040	16,886,670

ウ 評価（課題等）・改善

民生委員・児童委員の更なる資質向上と士気の高揚を図るとともに、委員のなり手不足の解消、再任の促進等に資する研修とするため、平成23年度に研修実施要領の見直しが行われた。

令和2年度から令和5年度まで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、従来は対面方式により実施していた新任委員や中堅職員を対象とする研修について、一部をDVD研修で実施した。

令和7年度は一斉改選の年であることから、12月1日の改選後に新任委員・役員への研修を実施する予定となっている。

今後とも、民生委員・児童委員の活動に対する助成、研修を通じて資質の向上を図る。

□□□□□□

民生委員・児童委員調

(令和7年10月31日現在)

区 分 市町別	定 数	現 員			1人1か月 平均取扱件数
		男	女	計	
下 田 市	56人	24	21	45人	4.54件
東伊豆町	40	19	19	38	4.00
河 津 町	28	15	13	28	6.59
南伊豆町	29	18	9	27	3.57
松 崎 町	31	9	22	31	5.96
西伊豆町	39	15	23	38	10.66
計	223	100	107	207	5.93

(注) 「1人1か月平均取扱件数」欄は、福祉行政報告例より記載。

□□□□□□

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和6年度)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区 分	件 数	1 委員当り	区 分	件 数	1 委員当り
在宅福祉	172	0.83	高齢者に関すること	2,055	9.93
介護保険	63	0.30			
健康・保健医療	81	0.39			
子育て・母子保健	39	0.19			
子どもの地域生活	295	1.43	障害者に関すること	188	0.91
子どもの教育・学校生活	80	0.39			
生活費	49	0.24			
年金・保険	5	0.02	子どもに関すること	649	3.14
仕事	6	0.03			
家族関係	109	0.53			
住居	45	0.22	その他	643	3.11
生活環境	112	0.54			
日常的な支援	705	3.41			
その他	1,774	8.57	計	3,535	17.08
計(1)	3,535	17.08			

2 その他の活動件数	活動区分	件 数	1 委員当り
	調査・実態把握	1,008	4.87
	行事・事業・会議への参加協力	2,568	12.41
	地域福祉活動・自主活動	3,938	19.02
	民児協運営・研修	3,391	16.38
	証明事務	262	1.27
	要保護児童の発見の通告・仲介	21	0.10
	計(2)	11,188	54.05

3 相談・支援・調査のため	区 分	件 数	1 委員当り
	相談・支援及び活動件数 (1) + (2)	14,723	71.13
	前年同期	14,569	70.40
	活動日数	19,342	93.44
	訪問回数	13,749	66.42
	連絡調整回数	6,407	30.95

※1 委員当たりの件数は、各件数を令和6年度末委員数(207人)で除している。

### 3 高齢者福祉

「令和7年度高齢者福祉行政の基礎調査」によると、令和7年4月1日現在の管内に居住する65歳以上の高齢者は26,087人で、前年と比べ571人（2.14%）減少しているものの、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、前年の46.6%から46.8%へと上昇し、県平均の30.9%を大きく超え、県内で最も高齢化の進んだ地域となっている。

こうした現状の中、令和6年3月に策定された第10次静岡県長寿社会保健福祉計画（「ふじのくに長寿社会安心プラン」）に基づき、静岡県保健医療計画等、医療との連携を図りつつ、市町との協力体制のもと、高齢者福祉の向上を目指している。

□□□□□□

#### 高 齢 者 数 等 の 調 査

区 分		総人口	高 齢 者 数				老 人 ク ラ ブ		
			60才以上 65才未満	65才以上	計	総人口に対する 65才以上の人口比	クラブ数	加入者数	加入率
市 町 別	5年度	19,963	1,467	8,524	9,991	42.7	15	406	4.1
	6年度	19,545	1,422	8,447	9,869	43.2	15	406	4.1
	7年度	19,016	1,403	8,292	9,695	43.6	14	342	3.5
東伊豆町	5年度	11,352	771	5,367	6,138	47.3	11	351	5.7
	6年度	11,237	788	5,298	6,086	47.1	11	333	5.5
	7年度	11,014	802	5,169	5,971	46.9	11	331	5.5
河津町	5年度	6,625	429	2,870	3,299	43.3	13	411	12.5
	6年度	6,467	453	2,813	3,266	43.5	13	411	12.6
	7年度	6,300	463	2,762	3,225	43.8	13	400	12.4
南伊豆町	5年度	7,652	497	3,682	4,179	48.1	17	522	12.5
	6年度	7,411	471	3,597	4,068	48.5	17	522	12.8
	7年度	7,259	447	3,534	3,981	48.7	16	402	10.1
松崎町	5年度	5,925	438	2,955	3,393	49.9	0	0	0
	6年度	5,737	400	2,907	3,307	50.7	0	0	0
	7年度	5,589	420	2,841	3,261	50.8	0	0	0
西伊豆町	5年度	6,989	464	3,678	4,142	52.6	10	845	20.4
	6年度	6,761	446	3,596	4,042	53.2	10	845	20.9
	7年度	6,568	439	3,489	3,928	53.1	8	667	17.0
計	5年度	58,506	4,066	27,076	31,142	46.3	66	2,535	8.1
	6年度	57,158	3,980	26,658	30,638	46.6	66	2,517	8.2
	7年度	55,746	3,974	26,087	30,061	46.8	62	2,142	7.1

(注) 1 本表は、直近3か年の4月1日現在で記入

2 総人口及び高齢者数は「高齢者福祉行政の基礎調査」による

## (1) 高齢化社会総合対策

### ア 長寿社会保健福祉計画の推進

#### (ア) 目的

県では、令和6～8年度を対象期間とした第10次静岡県長寿社会保健福祉計画を令和6年3月に策定した。

この計画は、高齢者に係る保健、福祉、介護等の総合的な計画であり、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」に位置付けられている。

計画の中で、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を基本理念として施策の方向性を定め、それぞれの具体的施策を進めていく。

#### (イ) 実績

##### a 地域包括ケア推進ネットワーク会議の開催

地域包括ケアシステム及び静岡県長寿社会保健計画の推進のため、多職種の連携を強化して、市町の体制整備に繋げるため、医療、福祉・介護の団体等で構成する「賀茂圏域地域包括ケア推進ネットワーク会議」を開催している。

(令和6年度)

実施日	内 容	会 場
6月26日 (第1回)	委員16名の出席により、下記事項を審議した。 ・在宅医療圏等の設定について ・賀茂圏域の「連携拠点」・「積極的医療機関」の設定(案)	下田総合庁舎 2階第3会議室
2月5日 (第2回)	委員15名の出席により、下記事項を審議した。 ・賀茂圏域における「連携拠点」、「積極的医療機関」の設定 ・介護保険施設等と医療機関との連携について ・単身高齢者世帯への対応について	下田総合庁舎 2階第3会議室

(令和7年度：10月31日現在)

実施日	内 容	会 場
9月10日 (第1回)	委員14名の出席により、下記事項を審議した。 ・在宅医療・介護連携について ・介護保険施設等と医療機関との連携(協力医療機関)	下田総合庁舎 2階第3会議室

#### (ウ) 評価(課題等)・改善

令和6年度は、第10次計画の初年度であるため、本会議の開催により、管内の医療、福祉、介護の団体、市町等の委員から、当圏域の実状に即した課題や意見を聴き、施策の方向性や目標、具体的な取組等に係る進捗管理を図ってきた。

令和7年度も引き続き、進捗管理に努めるとともに、次期計画への策定に向けて課題等を審議する。

## (2) 老人の日記念事業

### ア 目的

老人の日を記念して、多年にわたり社会の進展に寄与してきた高齢者の長寿を祝い、県民の高齢者福祉に係る意識を高める。

### イ 実績

(単位：人)

区分 年度	祝100歳・祝99歳者 (記念品贈呈対象者)			100歳以上長寿者		
	男	女	計	男	女	計
令和6年度	8	38	46	8	73	81
令和7年度	5	41	46	13	81	94

### ウ 評価(課題等)・改善

老人の日、老人週間の周知及び長寿者への記念品贈呈により、県民の高齢者に対する敬愛精神の高揚と高齢者の意欲向上が図られた。

令和3～4年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、祝100歳者等への記念品等について郵送していたが、令和5年度以降は、自宅等を訪問の形で贈呈している。

## (3) 地域支援事業

### ア 目的

地域支援事業は、市町が実施主体となって介護予防事業や包括的支援事業等を行うことにより、高齢者が要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としている。

令和元年度まで各健康福祉センター単位で実施していた介護予防事業従事者研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新たな生活様式に即した健康づくり事業の一環として、ICTの活用に向けたアドバイザーの派遣やセミナーを本庁健康増進課の主催により開催した。

### イ 実績

#### 介護予防事業従事者研修

(令和6年度)

時期	内 容
11月29日 ～ 12月27日	YouTubeでの動画配信で実施 講義：通いの場における栄養ケアステーションの活用について 通いの場におけるオーラルフレイル予防の取組

※令和7年度の開催については未定

### ウ 評価(課題等)・改善

介護予防事業従事者研修会は動画配信で実施され、配信期間の制限はあるものの、受講者が任意の時間に聴講できるというメリットがあった。

(4) 地域リハビリテーション強化推進事業

ア 目的

高齢者等が寝たきりの状態になることを予防するために、在宅や福祉施設などでリハビリテーションが継続して提供されるよう、地域リハビリテーション広域支援センター及び地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域のリハビリテーション従事者への研修とリハビリテーション資源の共同利用等を進め、地域の支援体制の整備を図る。

イ 実績

(ア) 指定状況

指定の種類	医療機関名	指定年月日
地域リハビリテーション 広域支援センター	熱川温泉病院	平成20年4月1日
地域リハビリテーション 支援センター	康心会伊豆東部病院	平成18年3月28日
	下田メディカルセンター	平成20年4月1日
	伊豆今井浜病院	平成23年10月20日
協力機関	介護老人保健施設なぎさ園	令和2年4月1日

(イ) 地域リハビリテーション推進事業(委託)

(令和6年度)

内 容	回数
リハビリテーションの活用に係る多職種連携(勉強会・研修会の開催)	2回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進(研修会の開催)	3回
リハビリテーションの視点を導入したケアプラン作成支援	6回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進(研修会・検討会の実施)	3回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	6回
リハビリテーション専門職の派遣調整業務	45回

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

内 容	回数
リハビリテーションの活用に係る多職種連携(研修会等の開催)	0回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進(研修会の開催)	0回
リハビリテーションの視点を導入したケアプラン作成支援	2回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進(研修会の開催)	1回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	2回
リハビリテーション専門職の派遣調整業務	14回
その他(ケアマネへのアンケート)	1回

ウ 評価(課題等)・改善

多職種を対象としたリハビリテーションの活用・理解促進を目的とする研修やリハビリテーションの視点をケアプラン等に導入するための研修、高齢者以外の分野に対するリハビリテーションの推進等により、リハビリテーション提供体制の強化を図ることができた。

(5) 賀茂地域介護事業所指定・指導監督の共同実施

ア 目的

賀茂地域では、後期高齢者、要介護認定者が増加している中、一部の介護事業所の指定・指導監督業務の権限移譲により市町事務量が増加することとなったため、市町が広域連携して効率的、効果的に当該業務を実施できる共同体制を構築する。

イ 実績

共同実施の仕組みとして、賀茂地域1市5町の首長及び賀茂健康福祉センター所長による介護事業所指定・指導監督に関する調整、情報交換、相互助言を行う任意の協議会があり、更にその下部組織として、共同実施における参加市町間の連絡調整、事業計画の策定、関係機関との調整、共同実施における問題等の検討等を行う運営連絡会があるという位置付けになっている。

この組織体系により、賀茂地域の介護事業所指定・指導監督による介護サービスの向上、介護事業所指定・指導監督に関する技術力の向上のため、研修会や検討会等を県が事務局になって開催している。

なお、当初は、期間を限定して事業を開始したが、令和5年度から本格実施の位置付けに改めて事業を継続することとした。

・賀茂地域介護事業所指定・指導監督研修会等の開催状況

(令和6年度)

実施日	内 容
4月1日	介護事業所指定・指導監督相互併任業務併任辞令発令
6月6日	第1回介護事業所指定・指導監督 担当者会議
7月17日	介護事業所指定・指導監督共同実施 事前研修会
11月28日	第1回介護事業所指導実施後の事例共有に係る意見交換会
2月26日	第2回介護事業所指導実施後の事例共有に係る意見交換会
2月26日	第2回介護事業所指定・指導監督 担当者会議

(令和7年10月31日現在)

実施日	内 容
4月1日	介護事業所指定・指導監督相互併任業務併任辞令発令
6月11日	第1回介護事業所指定・指導監督 担当者会議
7月23日	介護事業所指定・指導監督共同実施 事前研修会
11月11日 (予定)	第1回介護事業所指導実施後の事例共有に係る意見交換会

ウ 評価(課題等)・改善

福祉指導課の直接的な支援は、令和4年度で完了し、5年度以降は、指導後の指導内容を検討する意見交換会で福祉指導課職員による復命書等の添削指導から、市町職員が疑問点を話し合う形式に変更した。

当所管内の市町は、運営指導の実施件数が都市部と比較して少なく、指導スキルの資質向上が課題であるため、指導の実務に活かせる研修内容を今後も検討していく。

## 4 母子福祉

母子父子寡婦家庭は、社会的、精神的あるいは経済的に不安定な状態に置かれがちであるため、民生委員・児童委員及び母子福祉協力員と連携を密にして、その福祉の向上に努めている。

特に、相談活動並びに自立援助のための給付及び福祉資金の貸付けを行っている。

### (1) 母子家庭等自立支援給付金事業

#### ア 目的

母子家庭等の父母の就職を促進するため、職業能力開発のための講座を受講する場合に受講料等を助成する。

#### イ 実績

(令和7年10月31日現在)

年度	自立支援教育訓練給付金		高等職業訓練促進給付金	
	人数	助成金額(円)	人数	助成金額(円)
令和6年度	-	-	5	6,451,000
令和7年度	1	100,000	2	890,000

※助成金額は、令和7年10月31日現在の支出済額

#### ウ 評価(課題等)・改善

自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の給付により、講座の受講料や生活費の負担軽減が図られ、母子家庭等の父母の就職促進につながっている。賀茂地区で受講可能な両給付金の対象講座が少ないため、受給者数が少数であることが課題であるが、チラシ配架等により、今後とも積極的な制度周知を図る。

### (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

#### ア 目的

修学資金等の貸付けを行うことにより、母子家庭等の経済的自立の助長や生活意欲の向上を図るとともに、その扶養する児童の福祉の向上を図る。

#### イ 実績

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覧表(健康福祉部 16) 別紙のとおり  
年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調(健康福祉部 17) 別紙のとおり

#### ウ 評価(課題等)・改善

母子家庭等の経済的自立や児童の修学等の促進に大きく寄与している。

引き続き、償還未収債権の処理が課題であるが、滞納者への納付催告を積極的に行い、未収額を減少させている。

また、平成28年9月から、過年度分未収債権の一部(貸付元金のみ(違約金を除く。))について「弁護士法人 一番町綜合法律事務所」に債権回収業務を委託している。

□□□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覽表

(令和7年10月31日現在)  
(単位:千円)

区分 資金別	昭和43年度 ～令和4年度累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度(4月～10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金	38	29,960	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	29,960
事業継続資金	18	12,150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	12,150
修学資金	934	214,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	934	214,000	
技能習得資金	9	3,814	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3,814	
修業資金	19	3,372	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	3,372	
就職支度資金	7	380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	380	
医療介護資金	6	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	980	
生活資金	14	7,419	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	7,419	
住宅資金	61	25,220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	25,220	
転宅資金	2	340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	340	
就学支度資金	160	26,094	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	160	26,094	
児童扶養資金	5	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	310	
計	1,273	324,039	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,273	324,039	

□□□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覽表

(令和7年10月31日現在)  
(単位:千円)

区分 資金別	昭和43年度 ～ 令和4年度累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度(4月～10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
技能習得資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住宅資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
結婚資金			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

□□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金貸付種別一覽表

(令和7年10月31日現在)  
(単位:千円)

区分 資金別	昭和43年度 ～令和4年度累計		令和5年度				令和6年度				令和7年度(4月～10月)				合計	
	件数	貸付額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付申請額	件数	貸付決定額	件数	貸付額
事業開始資金	21	12,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	12,550
事業継続資金	10	7,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	7,550
修学資金	35	10,951	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	10,951
技能習得資金	2	480	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	480
修業資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
就職支度資金	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30
医療介護資金	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100
住宅資金	106	51,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	106	51,400
就学支度資金	3	525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	525
結婚資金	8	1,360	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	1,360
計	187	84,946	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	84,946

(寡婦分)

□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
令和元年度以前分	322,109,000	/	305,148,410	305,148,410	20,730,181	273,914,780	294,644,961	8,426,840	/	/	97.2%	
令和2年度	0	8,426,840	4,637,038	13,063,878	923,907	4,589,530	5,513,437	4,354,840	11.0%	99.0%	55.9%	
令和3年度	490,000	4,354,840	4,399,037	8,753,877	1,015,026	4,370,422	5,385,448	3,002,935	23.3%	99.3%	64.2%	
令和4年度	1,440,000	3,002,935	4,191,866	7,194,801	1,177,946	4,165,370	5,343,316	0	39.2%	99.4%	74.3%	
令和5年度	0	1,851,485	3,867,984	5,719,469	105,912	3,854,736	3,960,648	0	5.7%	99.7%	69.2%	
令和6年度	0	1,758,821	3,690,612	5,449,433	70,000	3,649,300	3,719,300	0	4.0%	98.9%	68.3%	
(合計)	324,039,000	/	/	/	/	/	/	5,637,704	/	/	/	
当該年度 (令和7年10月現在)	0	1,730,133	2,065,130	3,795,263	63,064	1,820,656	1,883,720	0	3.6%	88.2%	49.6%	

□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率					
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③			
令和元年度以前分															
令和2年度															
令和3年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和4年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和5年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(合計)	0							0							
当該年度 (令和7年10月現在)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

□□□□□□□□

年度別母子父子寡婦福祉資金貸付償還状況の推移調

(単位:円)

区分 年	貸付額	償還調定額			償還済額			不納 欠損額 ③	未償還額 ①-②-③	償還率		
		繰越調定分 (A)	当該年度分 (B)	計 ①	過年度分 (C)	現年度分 (D)	計 ②			過年度分 (C)/(A)	現年度分 (D)/(B)	計 ②/①-③
令和元年度以前分	84,946,000		90,249,023	90,249,023	4,905,533	83,308,792	88,214,325	0	2,034,698			97.7%
令和2年度	0	2,034,698	162,120	2,196,818	0	19,332	19,332	0	2,177,486	0.0%	11.9%	0.9%
令和3年度	0	2,177,486	162,120	2,339,606	0	12,888	12,888	0	2,326,718	0.0%	7.9%	0.6%
令和4年度	0	2,326,718	162,120	2,488,838	320,042	0	320,042	0	2,168,796	13.8%	0.0%	12.9%
令和5年度	0	2,168,796	162,120	2,330,916	240,000	0	240,000	0	2,090,916	11.1%	0.0%	10.3%
令和6年度	0	2,090,916	162,120	2,253,036	240,000	0	240,000	0	2,013,036	11.5%	0.0%	10.7%
(合計)	84,946,000							0				
当該年度 (令和7年10月現在)	0	2,013,036	81,060	2,094,096	140,000	0	140,000	0	1,954,096	7.0%	0.0%	6.7%

## 5 母子保健

### (1) 広域的母子保健フォローアップ支援事業

#### ア 目的

心身の発達が正常範囲になく、将来、精神又は身体面での発達に障害を招くおそれのある児童を早期に把握し、適切な指導等を行うことにより、その健全な発達を促進し、地域における保健・医療・福祉の一体的推進体制による早期療育システムを確立し、児童の健全な育成を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 乳幼児発達相談指導事業

障害児には該当しないが、心身の発達が正常範囲になく、将来精神面又は運動面に障害を招来するおそれがある乳幼児に対し、専門医師等による相談指導を行う。

令和6年度

(単位：人)

	相談 実人員	相談 延人員	相談結果				
			異常なし	要観察	要精密	要医療	要入所
医師による相談	10	10	0	10	0	0	0
言語聴覚士による相談	8	8	0	8	0	0	0

令和7年度

(10月31日現在) (単位：人)

	相談 実人員	相談 延人員	相談結果				
			異常なし	要観察	要精密	要医療	要入所
医師による相談	0	0	0	0	0	0	0
言語聴覚士による相談	0	0	0	0	0	0	0

##### (イ) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

母子保健活動を行う保健師等が虐待発生のハイリスク要因を見逃さないよう、子ども虐待予防事業を通して虐待予防の視点や援助技術等の醸成を図るとともに、地域の関係者等を構成員とした妊産婦及び母子支援ネットワーク会議を開催することによって、地域における虐待予防対策（特定妊婦等、気になる妊産婦や母子の早期発見・早期介入等）の充実を図る。

#### a 子ども虐待予防事業(きらきらの会)

親子の絆づくりと子どもの心の安定によって、育児不安やストレスを軽減し、児童虐待予防を図ることを目的に、親グループ支援活動(きらきらの会)を実施してきたが、近年は、共働き家庭の増加から参加者の確保が難しくなってきたため、市町と協議し、令和4年度以降は研修会を実施している。

令和6年度は、虐待予防に関する従事者向けの研修会を令和7年2月にオンデマンド

形式で実施した。令和7年度は、就学前の児を持つ保護者向け研修会を令和8年1月にオンデマンド形式で実施予定である。

令和6年度

実施日	開催場所	内 容	参加者
2月26日～ 3月14日	オンデマンド 配信	「発達に特徴がある子どもとその家族への支援」 ①子どもの発達と発達障害の概要 ②虐待と発達障害 ③現場での具体的な対応part 1 ④現場での具体的な対応part 2 ⑤保護者への対応と他機関との連携 (20～30分程度×5本)	保育園・幼稚園等 保健活動従事者、 市町職員、賀茂健康 福祉センター、児 童発達支援センタ ー、生活支援セン ター等 計102人

b 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

安心して出産・育児ができるように、医療機関と保健・福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目ない支援体制を構築することを目的に開催した。令和7年度も年度末に開催予定である。

令和6年度

実施日	内 容	参加者
3月14日	・賀茂地域の妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の現状 ・事例からみる虐待対応について ・意見交換等 ・今後の市町の妊産婦支援体制について ・情報提供 5歳児健診の歯科指導について	賀茂医師会医師1人、助産院 助産師1人、市町母子保健・ 児童福祉担当者16人、県こ ども家庭課2人、賀健康福祉セ ンター8人 計10機関 28人

(ウ) 母子保健関係職員等支援事業（母子保健業務連絡会）

健診の実施方法や医療機関との連携、療育支援事業等、母子保健に関する情報交換を実施し、市町保健師等の技術向上及び母子保健事業の質の向上を支援している。

令和6年度

実施日	内 容	参加者
7月4日	・令和5年度重点事業評価、令和6年度重点事業計画について ・令和5年度賀茂健康福祉センター母子保健事業について（報告） ・災害時における賀茂地域1市5町と静岡県助産師会との協力に関する協定について ・令和6年度療育教室実施状況について	市町職員、県こ ども家庭課、賀茂健 康福祉センター 計14人

	・意見交換・情報交換	
10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度（令和5年度分）出産場所調査の結果について（報告）</li> <li>・災害時における賀茂地域1市5町と静岡県助産師会との協力に関する協定について</li> <li>・こども虐待予防事業について</li> <li>・児童虐待について（講義）</li> <li>・事例検討</li> <li>・意見交換・情報交換</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計12人
1月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助産師派遣訓練の振り返り</li> <li>・産後ケア事業の安全管理マニュアル</li> <li>・こども虐待予防事業</li> <li>・母子保健事業の広域化</li> <li>・意見交換・情報交換</li> </ul>	市町職員、県こども家庭課、賀茂健康福祉センター 計16人 静岡県助産師会三島地区理事がオブザーバー参加 ※こども家庭課はオンライン参加

令和7年度

(10月31日現在)

実施日	内 容	参加者
6月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講義「遠城寺・乳幼児分析的発達検査表について」</li> <li>・令和6年度重点事業計画、令和7年度重点事業計画について</li> <li>・令和6年度賀茂健康福祉センター母子保健事業について</li> <li>・産後ケア事業安全管理マニュアルの改訂について</li> <li>・乳幼児健康診査の共同実施について</li> <li>・意見交換・情報交換</li> </ul>	市町職員、県こども未来課、賀茂健康福祉センター 計19人 ※うち4名は研修のみ参加
10月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度（令和6年度分）出産場所調査の結果について</li> <li>・令和7年度療育教室実施状況について</li> <li>・市町ヒアリング結果の共有</li> <li>・助産師派遣訓練について</li> <li>・意見交換・情報交換</li> </ul>	市町職員、賀茂健康福祉センター 計10人

(エ) 生涯を通じた女性の健康支援事業（思春期講座）

女性はその健康状態に応じ自己管理を行うことができるよう健康教育を実施する。

地域医療課等と共催で、性感染症の予防や思いがけない妊娠の予防のために、管内で希望のあった中学校・高校において、思春期講座を実施している。令和7年度は1校から申込みがあり実施。

令和7年度

実施日	開催場所	内 容	参加者
7月15日	松崎高校	・「いま」から考える「いつか」のこと ①人が生まれるという奇跡 ②妊娠・出産について ③考えよう「いつか」は「いつか?」ということ ④避妊の方法 ⑤性感染症の予防 ⑥こんなときどうする?	1年生 40人

ウ 評価（課題等）・改善

(ア) 乳幼児発達相談指導事業

例年の一定程度の利用実績が示すように、専門医療機関が希少な地域における専門医による相談会であり、貴重な相談の機会になっている。

当該相談事業を依頼できる医師・言語聴覚士の人材確保の課題はあるが、今後も市町と連携を取りながら対象児の支援を行う。

(イ) 母子保健分野における地域子ども虐待予防事業

a 子ども虐待予防事業（きらきらの会）

親支援教室に参加する保護者は各市町とも少ないと想定され、市町単独での実施は困難であるため、広域的な開催を支援してほしい旨の要望がある。

賀茂地域では、当所以外に虐待予防を目的とした親支援教室がなく、本事業を実施する意義はあるが、参加者や講師の確保が課題である。市町と協議の上、令和4年度から継続可能な方法としてオンデマンドを活用した研修会を開催している。今後も開催方法や内容を検討しながら本事業を継続していく。

b 妊産婦及び母子支援ネットワーク会議

予期しない妊娠や産後うつによる虐待等を防ぐために、産科、小児科、精神科等の医療機関や市町との連携をより深める必要がある。

メンタルヘルスに問題を抱える妊産婦の増加から、精神科や心療内科との連携が重要となっているため、令和4年度は管内の神経科医にも出席していただいた。今後も時期に合った内容をテーマに取り上げ、関係者の参加の促進のために、オンライン形式での開催も検討する。

(ウ) 母子保健関係職員等支援事業（母子保健業務連絡会）

各市町の事業実施状況の報告や当所からの情報提供のほか、事業に関わる研修会を組み込んでいる。また、要望があった内容について意見交換を行い、母子保健事業の実施に役立てている。

(エ) 生涯を通じた女性の健康支援事業（思春期講座）

例年、講座の参加生徒等からは「避妊の必要性」や「男女双方に責任があり、パートナーとの相互理解の大切さ」について理解が深まった等の感想を得ており、事業実施の目的である命の大切さや望まない妊娠の予防、ライフプランを考える機会となっている。

今後も学校の希望、方針に鑑み、対象者に応じた情報提供ができるよう調整の上開催していく。

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給認定事務

ア 目的

小児慢性特定疾病は、その治療期間が長期間にわたり、医療費負担も高額であるため、患者家庭の医療費の負担軽減を図る。

- ・対象年齢：児童又は児童以外の満20歳に満たない者  
ただし、申請可能な年齢は満18歳未満まで
- ・自己負担：医療保険世帯の住民税額に応じた負担（重症患者等は自己負担軽減）

イ 実績

令和6年度

(単位：件)

疾患区分		市町						計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	
1	悪性新生物	1	1		1		1	4
2	慢性腎疾患	2						2
3	慢性呼吸器疾患							
4	慢性心疾患	1	2	2	1	1		7
5	内分泌疾患						1	1
6	膠原病			1		1		2
7	糖尿病							
8	先天性代謝異常		2					2
9	血液疾患（血友病を含む。）							
10	免疫疾患							
11	神経・筋疾患		1					1
12	慢性消化器疾患				1			1
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	1						1

14	皮膚疾患							
15	骨系統疾患							
16	脈管系疾患							
合計		5	6	3	3	2	2	21

令和7年度（令和7年10月31日現在）

（単位：件）

疾患区分		市町名						計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	
1	悪性新生物	1	1		1			3
2	慢性腎疾患	1						1
3	慢性呼吸器疾患							
4	慢性心疾患	1	1	2	1	1		6
5	内分泌疾患						1	1
6	膠原病					1		1
7	糖尿病							
8	先天性代謝異常		2					2
9	血液疾患（血友病を含む）							
10	免疫疾患							
11	神経・筋疾患		1					1
12	慢性消化器疾患							
13	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群							
14	皮膚疾患							
15	骨系統疾患							
16	脈管系疾患							
合計		3	5	2	2	2	1	15

※令和7年10月31日時点で審査中のものは件数に含まない。

#### ウ 評価（課題）・改善

小児慢性特定疾病の医療費は高額になる傾向があり、当制度は患者家庭の経済的負担軽減に寄与している。しかし、管内の出生数が他地域と比較して少ないことや、重症児は管外の医療機関近くに転居する傾向にあること、18歳までは各市町のこども医療費の助成制度が利用できること等の要因から、特に新規の申請及び受給者は減少傾向にある。

### (3) 不妊治療費（先進医療）助成事業

#### ア 目的

不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、保険診療との併用が認められている先進医療に要する費用の一部を助成する。

イ 実績

年度	申請受理件数
令和6年度	5件
令和7年度（10月31日現在）	5件

ウ 評価（課題等）・改善

令和4年度に体外受精等の特定不妊治療費が保険適用となり、国庫補助事業が廃止されたが、適用外の先進医療に係る費用は自己負担となっていたため、助成事業が経済的負担の軽減を目的として、令和6年度に新設された。

提出された申請書類については、適切な審査を行った上で、本庁へ進達するほか、対象者への制度周知も幅広く進めていく。

## 6 障害者福祉

県は、令和4年3月に、「第5次障害者計画（2022～2025年度）」、令和6年3月に「第7期障害福祉計画（2024～2026）」及び「第3期障害児福祉計画（2024～2026）」を「ふじのくに障害者しあわせプラン」として一体的に策定し、これらの計画に基づき、障害福祉施策を推進している。

### （1）障害者計画等の推進

#### ア 目的

「ふじのくに障害者しあわせプラン」に基づき、障害の正しい理解を社会に広め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、「共生する社会」の実現を図る。

#### イ 実績

##### （ア）障害者週間の啓発事業

「障害者週間」（12月3日～9日）において、障害者に対する理解を深めるため、街頭キャンペーン等による啓発活動を行った。

（令和6年度）

日 時	令和6年12月3日 下田市：午前10時～10時20分 松崎町：午後3時～3時10分
場 所	下田市：東急ストア下田とうきゅう店 松崎町：マックスバリュ松崎店
参加者	管内各市町、障害者福祉施設、社会福祉協議会等 18人
内 容	啓発パンフレット及び授産製品の配布

（令和7年度予定）

日 時	令和7年12月3日 下田市：午前10時～11時 東伊豆町：午後3時～4時
場 所	下田市：東急ストア下田とうきゅう店 東伊豆町：マックスバリュ稲取店
参加者	管内各市町、障害者福祉施設、社会福祉協議会等 約15人
内 容	啓発パンフレット及び授産製品の配布

##### （イ）愛の援聴週間啓発事業

「愛の援聴週間」（3月3日～9日）において、聴覚障害及び聴覚障害者に対する理解を深めるため、講演会等の啓発活動を原則として隔年で開催している。賀茂地区においては、令和6年度は、消防職員を対象とした講演会を以下のとおり開催した。

日 時	令和7年3月3日（月） 午前9時30分から11時35分まで
場 所	下田消防本部（下田市六丁目1-14）
内 容	聴覚障害者による講演、手話実技、救急搬送時の対応体験等

なお、当事業は、平成 26 年度から本庁障害福祉課に事務移管されたが、当所としても会場の選定や開催当日の運営に協力している。

(ウ) 評価（課題等）・改善

障害者週間の啓発事業は、毎年、会場を変えることにより、愛の援聴週間啓発事業は、毎年、対象者を変えることによって、それぞれ事業効果を高める工夫をしている。

(2) 障害者社会参加促進

ア 目的

身体障害者が地域社会の中で自立し、また情報支援、自己実現、社会参加を通じて生活の質的向上が図られるよう必要な支援を行う。

イ 実績

(ア) 手話通訳者設置事業

手話通訳者 1 名を配置し、市町の一般住民を対象とした手話講座等の普及啓発活動、手話通訳者の養成・派遣調整等を行った。令和 6 年度は 16 件、令和 7 年度（10 月末現在）は 1 件の活動に従事した。

(イ) 手話通訳者派遣事業

聴覚言語障害者団体が主催する行事等に登録手話通訳者を派遣している。令和 6 年度及び令和 7 年度（10 月末現在）は派遣実績がない。

ウ 評価（課題等）・改善

聴覚障害者の相談支援、手話通訳者の学習会、各地域の手話サークル指導、聴覚障害分野における地域活動のリーダーを養成するなど、聴覚障害に対する理解の促進と手話の普及に努めている。

これらの取組により、聴覚障害者の福祉の増進と社会参加の促進を図ることができた。

(3) 下田総合庁舎福産品販売会

ア 目的

福産品の販売会を開催して、障害のある方や就労や生活の支援をする。

イ 実績

下田総合庁舎 1 階エントランスホールにおいて、福産品販売会を開催した。

(ア) 令和 6 年度

回	第 1 回	第 2 回
開催日時	令和 6 年 9 月 5 日 (木)、6 日 (金) 午前 11 時～午後 3 時	令和 7 年 2 月 20 日 (木) 午前 11 時～午後 2 時 30 分
参加事業所	管内 10 福祉事業所	管内 6 福祉事業所
内 容	手芸品、木工品、陶芸品、縫製品、野菜、弁当、パン、コーヒー等の販売	

(イ) 令和7年度

回	第1回	第2回
開催日時	令和7年6月5日(木)、6日(金) 午前11時～午後2時30分	令和7年9月4日(木)、5日(金) 午前11時～午後2時30分(5日は午後1時まで)
参加事業所	管内10福祉事業所	管内7福祉事業所
内容	手芸品、木工品、陶芸品、縫製品、野菜、弁当、パン、コーヒー等の販売	

ウ 評価(課題等)・改善

当庁舎において新たな販売の機会を提供することで、障害者就労支援施設の収入及び施設で働く障害者の工賃向上に寄与した。

また、施設で製品を製作した障害者が自ら販売員として売場に立つことで、障害者の社会参加促進にも寄与した。

(4) 精神保健福祉

ア 目的

精神障害者に必要な医療及び保護を行うとともに、その社会復帰の促進及びその自立と社会参加の促進のために必要な援助を実施し、並びに、精神障害の発生の予防その他県民の精神保健の保持及び増進に努めることによって、精神障害者の福祉の増進及び県民の精神保健の向上を図る。

イ 実績

(ア) 精神保健福祉法に基づく通報等への対応

警察署、検察庁等からの通報及び家族等からの保護申請に対して、保健所職員が精神保健指定医の診察等に立会い、必要な措置を行っている。

a 通報件数等

(単位：件)

年度	通報件数等			診察を受けた件数		却下	調査中
	申請	通報	届出	要措置入院	措置入院不要		
令和6年度	0	13	0	1	1	11	0
令和7年度 (10月31日現在)	0	11	0	2	0	9	0

b 精神障害者入院状況(管内2病院)

精神科病院への入院形態には、本人の意思による任意入院、家族の同意による医療保護入院及び都道府県知事による措置入院がある。

(各年精神科病院事務指導監査日現在) (単位：人)

年度 \ 区分	任意入院	医療保護入院	措置入院
令和6年度	308	61	0
令和7年度	297	38	0

(イ) 精神保健福祉総合相談

精神科医師による「こころの健康相談」として定期的に相談事業を行うとともに、来所、電話又は家庭訪問での随時相談を行っている。

令和6年度 (単位：人)

区分	定期	定期外	計
実人数	3	111	114
延人数	3	185	188

令和7年度 (10月31日現在) (単位：人)

区分	定期	定期外	計
実人数	2	63	65
延人数	2	107	109

(ウ) ひきこもり支援事業

a ひきこもり相談会

平成25年度に「静岡県ひきこもり支援センター」が開設され、東部健康福祉センター内に賀茂圏域を担当するひきこもり支援コーディネーターが配置された。29年度からは月2回の定期相談をひきこもり支援コーディネーターとともに実施している。

年度	回数	相談実人員	相談延人員
令和6年度	9回	7人	16人
令和7年度 (10月31日現在)	7回	7人	12人

b ひきこもり居場所設置運営事業

ひきこもり当事者を対象に平成28年9月から「居場所」を設置し、社会への第一歩を踏み出すための支援を行っている。事業は、NPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡に委託。

区分	回数	参加延人員	見学者延人員	体験利用者延人員
令和6年度	48回	193人	7人	0人
令和7年度 (10月31日現在)	27回	113人	0人	0人

(エ) 高次脳機能障害地域基盤整備事業

専門医師、作業療法士、ソーシャルワーカー、家族会代表等による相談会を開催し、高次脳機能障害の理解や日常生活の過ごし方、リハビリテーションや福祉サービスの利用等について助言している。当事者や家族の地域生活の支援と社会参加の促進を図るため、地域の支援従事者に対して研修会を行っている。

令和6年度

日時	内容	参加者
10月22日 午後2時～4時	高次脳機能障害支援従事者研修会 ①講演：「高次脳機能障害についての基礎知識」 ②事例検討	23人
11月28日 午後1時30分～4時30分	高次脳機能障害医療等総合相談会	4人 (2件)

令和7年度

(10月31日現在)

日時	内容	参加者
10月15日 午後2時～4時	高次脳機能障害支援従事者研修会 講演：「高次脳機能障害者の運転再開支援」	19人
11月27日 午後1時30分～4時30分	高次脳機能障害医療等総合相談会（予定）	

(オ) 精神保健に関する普及啓発

一般住民及び関係者が「こころの健康」の保持増進に努め、かつ精神障害者への理解を深めるための啓発活動を行なった。

令和6年度

	実施日	会場・媒体	内容	対象者・方法
啓発	4月～3月	ケーブルテレビ	こころの健康相談の周知	一般市民
	4月～3月	ケーブルテレビ	ひきこもり相談会の周知	一般市民
	9月10日～9月16日	下田総合庁舎 1階ロビー	自殺予防週間 (啓発資料配布)	一般県民
	3月	下田総合庁舎	自殺対策強化月間 (啓発資料配布予定)	一般県民
研修	11月20日	河津町保健福祉防災センター	ゲートキーパー研修	障害者雇用企業担当者

令和7年度

(10月31日現在)

	実施日	会場・媒体	内 容	対象者・方法
啓発	4月～3月	ケーブルテレビ	こころの健康相談の周知	一般市民
	4月～3月	ケーブルテレビ	ひきこもり相談会の周知	一般市民
	8月3日	伊豆新聞	ひきこもりに関する記事を掲載	一般市民
	9月	賀茂通信	自殺予防及び自殺予防週間に関する記事を掲載	一般県民
	9月～11月	ケーブルテレビ	高次脳機能障害医療等総合相談会の周知	一般市民
	12月3日	東急ストア下田とうきゅう店、マックスバリュ稲取店	障害者週間(啓発資料120部配布)	一般県民
	3月	下田総合庁舎等	自殺対策強化月間(啓発資料配布)	一般県民
研修	2月21日		職場のメンタルヘルス	管内事業所

(カ) 精神障害者家族会等の援助育成

家族会、断酒会等の自助グループやボランティア団体等の諸活動に対し、国通知「保健所及び市町村における精神保健福祉業務について」に基づき、必要な指導・支援を行った。

令和6年度

団体名	会員数	参加延人員	内 容
精神障害者家族会(あしたば会)	13人	85人	例会への出席、活動への助言
伊豆断酒会	23人	46人	下田例会への出席、活動協力

令和7年度

(10月31日現在)

団体名	会員数	参加延人員	内 容
精神障害者家族会(あしたば会)	13人	53人	例会への出席、活動への助言
伊豆断酒会	21人	22人	下田例会への出席、活動協力

ウ 評価(課題等)・改善

(ア) 精神保健福祉法に基づく通報等への対応

警察署等からの通報及び家族等からの保護申請に職員が対応し、措置診察の要否を判断するための調査を行うとともに、必要な医療機関への診察や生活支援に結びつくように努めている。管内指定病院が1病院のみであり、東部地区への指定病院に患者搬送が発生する場合があること、夜間休日の緊急対応業務は当所単独で対応するため、職員の待機・拘束時間が長時間にわたる等、職員の負担が大きい点が課題である。

今後も、警察や市町、医療機関等と連携して対応していく。

(イ) 精神保健福祉総合相談

定期相談のほか、精神障害者及びその家族等に随時の訪問や相談を実施し、必要に応じて医療機関の紹介や療養への助言等を行っている。支援する上で対応に苦慮する場合は、定期相談を依頼している精神科医師をスーパーバイザーとして、対応方法の検討を行っている。

令和6年4月に改正精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の施行があり、都道府県は市町が行う精神保健に関する相談支援に関し、必要な援助を行うよう求められている。今後は県と市町の重層的な役割分担も考慮しつつ、支援を進めていく。

(ウ) ひきこもり支援事業

ひきこもりは様々な要因により、社会的参加を避け、概ね家庭にとどまり続けている状態像であり、医療・介護・生活困窮等本人及び家族の状況に応じた様々な対応が必要となり、身近な市町を中心とした相談体制づくりが求められている。今後も複合的なニーズに対応する市町の相談技術向上に向けた支援等を進めていく。

(エ) 高次脳機能障害地域基盤整備事業

外見から障害の状況を把握しにくく、症状も様々で常に顕在化しているとは限らないため、社会的認知度が低いのが現状である。支援従事者研修会により、支援者の高次脳機能障害への理解と支援の質の向上に資しているが、県民からの相談につながりにくいことが課題である。

年1回開催する相談会は、専門医等から助言を受け、利用者の不安軽減が図られる機会であることから、必要な人に情報が届くよう、ケーブルテレビや市町広報紙を活用する等普及啓発に努めている。また、令和6年度から変更となった高次脳機能障害支援拠点機関との連携をより一層図るとともに、同機関が随時相談にも対応していることを関係機関に周知していく。

(オ) 精神保健に関する普及啓発

総合庁舎や大型店舗内での啓発資料の配付のほか、ケーブルテレビや地元新聞を活用して啓発を行った。今後も、地域住民の目に入りやすい媒体を活用し、普及啓発を進めていく。

(カ) 精神障害者家族会等の援助育成

精神障害者家族会（あしたば会）は、会員の減少や高齢化等の課題があり、担当職員の例会等への参加により、助言や広報等の支援を行っている。また、伊豆断酒会が当所管内でも必要に応じて相談対応しているが、潜在的に飲酒に関する問題を有している住民がいるものの相談につながりにくい傾向がある。組織等の周知に対する協力が必要である。

今後も、自助組織等の当事者団体の諸活動に対して、必要な助言や支援を行う。

## 7 女性相談支援(保護)

### (1) 目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」・「売春防止法」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、暴力被害女性、要保護女性及び困難を抱える女性について、市町、民生委員・児童委員及び警察等関係機関と連携をとりながら早期発見及び転落防止に努め、相談、指導、援助、一時保護等を行い、人権の擁護と男女平等の実現を図る。

### (2) 実績

#### ア 女性相談(保護)件数(主訴別)

(単位：件)

区 分		主 訴 等	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
人 間 関 係	夫 等	夫 等 の 暴 力	0	10
		酒 乱 ・ 薬 物 中 毒	0	0
		離 婚 問 題	1	1
		そ の 他	13	4
	子 ど も	子 ど も の 暴 力	0	0
		養 育 不 能	1	0
		そ の 他	9	0
	親 族	親 の 暴 力	4	8
		そ の 他 の 親 族 の 暴 力	0	0
		そ の 他	2	1
	交 際 相 手	交 際 相 手 の 暴 力	0	0
		同 性 の 交 際 相 手 の 暴 力	0	0
		そ の 他	0	0
	そ の 他	そ の 他 の 者 の 暴 力	0	0
		男 女 問 題	0	1
		家 庭 不 和	9	7
そ の 他		7	26	
経 済 関 係	生 活 困 窮	1	0	
	借 金 ・ サ ラ 金	0	0	
	求 職	0	0	
	そ の 他	1	3	
医 療 関 係	病 気	0	1	
	精 神 的 問 題	0	4	
	妊 娠 ・ 出 産	2	0	
	そ の 他	0	1	

その他	住居問題	4	2
	帰宅先なし	1	0
	不純異性交遊	0	0
	売春強要	0	0
	ヒモ・暴力団関係	0	0
	売春防止法第5条違反	0	0
	人身取引	0	0
	ストーリーカー相談	0	0
計		55	69

※相談内容が2種類以上に該当する場合は、主な内容により1欄のみを計上している。

イ 一時保護件数 ( ) 内はDVを再掲

令和6年度 0 (0)

令和7年度(10月末現在) 0 (0)

### (3) 評価(課題等)・改善

DV被害者からの相談には、面接又は電話により随時、対応できる体制を取っている。

被害者に適切な情報提供及び援助を行うこと、また、必要に応じて安全な避難場所を提供することが課題であるが、特に緊急性の高い案件については、当所関係各課、県女性相談支援センター、各市町、警察署等の各機関との連携を密にして対応している。

## 1 生活保護法施行事務

### (1) 生活保護法施行事務

#### ア 目的

生活保護は、憲法第25条に規定する理念に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

#### イ 計画

平成17年3月29日付け厚生労働省通知「保護の実施機関における生活保護業務の実施方針の策定について」に基づき、生活保護業務実施方針を策定し、実施方針に基づいた事業計画を定め、事務を施行している。

#### ウ 実績（成果）

##### (ア) 保護世帯、保護人員、保護率

生活保護に係る福祉事務所の所管区域は、賀茂郡の5町である。

令和7年10月末現在の保護世帯は483世帯、保護人員は549人で保護率は1.58%となっている。平成26年度まで保護率は毎年上昇を続けていた。その後は1.60%前後で推移している。また、県平均（0.92%）と比較すると依然として大きく上回っている。

東伊豆町（2.83%）を始めとする管内の保護率の高さは、賀茂地域の特性に起因すると考えられる。賀茂地域の基幹産業は観光であり、他地域から生活基盤の弱い就労者が流入しやすく、その雇用形態は社会保障が十分でないパート就労等が多いため不安定である。また、長期に就労していても地域とのつながりは弱く、親族等とも疎遠であるために病気、高齢、解雇などにより職を失うと、家族の支え合いや地域の助け合いを受けられずに直ちに生活困窮に陥りやすい状況にある。

なお、令和7年度の保護率は令和6年度同期より0.03%減少し、令和元年度以来の1.5%台に減少したが、依然として高く推移している。これは新型コロナウイルス感染症の流行が長期化したことや、物価上昇などの影響で貯蓄が減少しているためと考えられる。

保護率の推移

(各年度10月末現在)

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
保護率 (%)	1.63	1.59	1.57	1.58	1.62	1.62	1.61	1.66	1.61	1.58

※ 小数点以下第3位を四捨五入

##### (イ) 世帯類型別の状況

被保護世帯を世帯類型別にみると、「高齢者世帯」が355世帯（73.50%）で最も多く、次いで「その他世帯」が50世帯（10.35%）、「障害者世帯」が48世帯（9.94%）となっている。特に高齢者世帯の割合は、県平均の54.30%より19.20ポイント高くなっている。

#### (ウ) 保護の開始・廃止の状況

令和6年度中に保護を開始したものは、40世帯48人（前年度比8世帯減、11人減）であった。町別では東伊豆町が25世帯30人で半分以上を占めている。開始理由は「高齢者」のうちの「預貯金等の減少・喪失」が一番多く16世帯18人、続いて多いのが「傷病」で4世帯5人となっている。

また、令和6年度中に保護を廃止したものは、74世帯82人（前年度比17世帯増、23人増）で、主な廃止理由は「高齢者」の内の「死亡」によるものが44世帯44人と最も多く、続いて多いのが「稼働収入の増加」で2世帯3人となっている。

令和7年度（10月末現在）に保護を開始したものは、26世帯27人（前年同期比7世帯増、3人増）となっている。主な開始理由は「高齢者」のうちの「預貯金等の減少・喪失」によるものが11世帯11人と最も多く、前年度最も多かった「その他」からの変化が見られる。

また、令和7年度（10月末現在）に保護を廃止したものは、35世帯36人（前年同期比1世帯減、6人減）で、主な廃止理由は「高齢者」のうちの「死亡」で25世帯25人と世帯の半数以上を占めている。

#### (エ) 保護費の支給状況

令和6年度の保護費総支給額は423,268千円で、前年度の440,438千円に比べ17,170千円減少している。扶助費別では、生活扶助が248,369千円（58.6%）などである。

令和7年度（10月末現在）の保護費総支給額は260,240千円で、扶助費別では生活扶助が146,271千円（56.5%）などとなっている。

なお、この他に本庁で一括支出している当所分の医療扶助としての医療診療報酬（レセプト分）が、717,167千円（令和6年度）ある。

#### エ 評価（課題等）及び改善

事務の執行に当たっては、法による補足性の原理を踏まえ、ケースワーク及び事務所としての組織的検討を通じて、保護要件を的確に把握し、迅速かつ適切な保護を実施した。

また、新規申請時には、扶養義務者調査、預貯金・生命保険調査、年金調査、固定資産調査などを行い、保護継続世帯に対しては、所得（課税）状況調査、資産保有状況調査などを行い、不正受給の防止及び医療扶助の適正化等、保護の適正実施に努めている。

被保護者への自立助長については、下田公共職業安定所と連携して就労自立促進事業を実施しているが、労働市場の地域性等により常用就職（正社員）は少なく、経済的自立に至る例は少ない。さらに、管内の人口が減少し高齢化が進む中、被保護者世帯は高齢者世帯が約7割となっており、生活・医療・介護等に対するケースワークが増加している。

被保護者への支援においては、能力の活用、扶養義務者の援助、他法他施策の活用などについて指導助言を行うとともに、町、民生委員、医療機関及び各種関係機関との密接な連携に努めていく。

## (2) 住居確保給付金支給事業

### ア 目的

平成27年度から、生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施されている。離職、自営業の廃止又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就労機会等の減少により離職や廃業と同程度の状況になり経済的に困窮し、住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

なお、改正法の令和7年4月1日の施行に伴い、家計を改善するために新たな住居を確保する必要があると認められる者に対し、転居費用相当分の住居確保給付金を支給することが可能となった。

### イ 実績

平成27年度から令和元年度の新規申請件数は0件であったが、新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入減により新規申請件数が急増し、令和2年度は12件、令和3年度は8件、令和4年度は7件であった。令和5年度、令和6年度については、新型コロナウイルス感染症が落ち着いたためか新規申請数が0件となっている。

また、令和7年度は1件新規申請があったが、住居確保給付金の支給要件に当てはまらなかったため不支給となっている。

### ウ 評価（課題等）及び改善

申請者は住居確保給付金の支給期間中に常用就職を目指し求職活動等を行うため、自立相談支援機関（各町社会福祉協議会）と連携して就労機会等の確保に向けた支援を行うこととしている。

□□□□□□

## 保 護 状 況 調

(令和7年10月31日現在)

区分 町名	管内世帯・人口		令和7年度10月中 被保護世帯・人員				令和6年度 3月中		令和5年度 3月中		令和7年10月中 世帯類型				
	世帯数	人口	世帯	人員	保護 世帯の 割合%	保護 率%	世帯	保護 率%	世帯	保護 率%	高 齡 者	母 子	障 害 者	傷 病	そ の 他
東伊豆町	5,555	10,514	261	298	4.70	2.83	274	2.98	289	3.06	191	4	32	5	29
河津町	2,795	6,034	44	52	1.57	0.86	45	0.88	47	0.89	34	1	3	3	3
南伊豆町	3,182	7,016	62	69	1.95	0.98	62	0.99	66	1.02	45	0	4	7	6
松崎町	2,525	5,209	49	55	1.94	1.06	49	1.04	54	1.11	36	1	4	3	5
西伊豆町	3,169	6,025	67	75	2.12	1.24	68	1.24	72	1.26	49	0	5	6	7
計	17,226	34,798	483	549	2.80	1.58	498	1.62	528	1.67	355	6	48	24	50
			県平均	/	0.92 %	/	0.92 %	/	0.92 %						
			全国平均	/	1.61 %	/	1.62 %	/	1.63 %						

- (注) 1 停止中の世帯人員を上段に( )書きにより再掲する。  
 2 世帯類型は、世帯数を記載する。  
 3 保護率は、基準となる人口に対する保護人員の割合である。  
 4 管内世帯・人口は令和7年10月1日現在の推計人口による。また令和7年度の平均数値については、県は令和7年9月時点 国は令和7年8月現在(最新データ)。

□□□□□□□□

保護開始・廃止の原因別調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	令和6年度				令和7年度				令和7年度10月中被保護世帯数													
	開		廃		開		廃															
	開始理由別人員		廃止理由別人員		開始理由別人員		廃止理由別人員															
	世帯数	総数	世帯数	総数	世帯数	総数	世帯数	総数														
町別	令和6年度3月中被保護世帯数								令和7年度10月中被保護世帯数													
東伊豆町	25	30	2	4	24	45	51	0	7	44	14	14	2	3	9	22	23	0	0	23	261	
河津町	2	3	2	0	1	6	6	0	0	6	3	3	0	0	3	2	2	0	0	2	44	
南伊豆町	3	4	3	0	1	7	8	0	3	5	6	6	1	1	4	6	6	0	0	6	62	
松崎町	3	3	2	0	1	7	7	0	0	7	49	1	1	1	2	2	2	0	0	2	49	
西伊豆町	7	8	2	1	5	9	10	0	0	10	68	2	3	2	3	3	3	0	0	3	67	
計	40	48	11	5	32	74	82	0	10	72	498	26	27	5	1	21	35	36	0	0	36	483

(注) 廃止については決定の翌月に数値を反映するため、ある時点の数値を基に本表の開始、廃止を差し引きしても次の時点の数値とは一致しない。

□□□□□□□□

## 保護費支給状況調

(令和6年度)

区分 町名	令和5年度末 支給総額 円	扶助別内訳										
		支給総額 円	生活扶助 円	構成比 %	住宅扶助 円	構成比 %	医療扶助 円	構成比 %	介護扶助 円	構成比 %	その他扶助 円	構成比 %
東伊豆町	253,504,112	248,755,886	140,389,016	56.4%	86,987,721	35.0%	14,238,610	5.7%	281,547	0.1%	6,858,992	2.8%
河津町	38,410,441	34,526,320	19,338,360	56.0%	13,191,253	38.2%	1,088,603	3.2%	0	0.0%	908,104	2.6%
南伊豆町	46,772,161	45,469,881	28,894,098	63.7%	12,061,363	26.5%	1,563,330	3.4%	0	0.0%	2,951,090	6.4%
松崎町	37,934,472	34,417,369	20,717,373	60.2%	11,890,913	34.5%	1,476,342	4.3%	0	0.0%	332,741	1.0%
西伊豆町	63,817,199	60,098,667	39,030,761	64.9%	17,506,001	29.1%	2,811,071	4.7%	93,500	0.2%	657,334	1.1%
合計	440,438,385	423,268,123	248,369,608	58.6%	141,637,251	33.5%	21,177,956	5.0%	375,047	0.1%	11,708,261	2.8%

(注) 1. 本表には、本庁支出の診療報酬及び介護報酬を含まない。

2. その他扶助は、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、進学準備給付金、就労自立給付金及び保護施設事務費の計である。

□□□□□□□□

## 保護費支給状況調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

区分 町名	令和6年度末 支給総額 円	扶助別内訳						支給総額 円					
		生活扶助 円	構成比 %	住宅扶助 円	構成比 %	医療扶助 円	構成比 %		介護扶助 円	構成比 %	その他扶助 円	構成比 %	
東伊豆町	248,755,886	84,076,536	55.2%	54,229,924	35.5%	9,207,984	6.0%	34,100	0.0%	5,072,893	3.3%		
河津町	34,526,320	10,336,565	51.6%	8,358,101	41.7%	966,090	4.8%	8,000	0.0%	379,521	1.9%		
南伊豆町	45,469,881	16,025,833	59.9%	7,056,622	26.3%	1,662,885	6.2%	0	0.0%	2,047,969	7.6%		
松崎町	34,417,369	12,270,443	54.3%	8,037,916	35.6%	1,618,778	7.2%	138,655	0.6%	509,797	2.3%		
西伊豆町	60,098,667	23,562,469	61.7%	11,939,595	31.3%	1,879,237	4.9%	0	0.0%	820,481	2.1%		
合計	423,268,123	146,271,846	56.5%	89,622,158	34.3%	15,334,974	5.8%	180,755	0.1%	8,830,661	3.3%		

(注) 1. 本表には、本庁支出の診療報酬及び介護報酬を含まない。

2. その他扶助は、教育扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助、進学準備給付金、保護施設事務費及び就労自立給付金の計である。

## 世帯類型別就労状況調

(令和7年10月31日現在)

労類型 世帯類型	常用		日雇		内職		その他		就労中計		不就労計		計	
	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%
高齢者世帯	7	2.0	4	1.1	0	0.0	2	0.6	13	3.7	342	96.3	355	100.0
母子世帯	3	50.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	50.0	3	50.0	6	100.0
障害者世帯	4	8.3	3	6.3	0	0.0	5	10.4	12	25.0	36	75.0	48	100.0
傷病者世帯	5	20.8	0	0.0	0	0.0	1	4.2	6	25.0	18	75.0	24	100.0
その他世帯	10	20.0	3	6.0	0	0.0	3	6.0	16	32.0	34	68.0	50	100.0
計	29	6.0	10	2.1	0	0.0	11	2.3	50	10.4	433	89.6	483	100.0

※停止世帯は除く

## 被保護世帯の受給期間調

(令和7年10月31日現在)

年数 町名	1年未満		1年以上 ～ 2年未満		2年以上 ～ 5年未満		5年以上 ～ 10年未満		10年以上		計	
	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%	世帯数	比率%
東伊豆町	21	8.0	20	7.7	54	20.7	52	19.9	114	43.7	261	100.0
河津町	4	9.1	2	4.5	7	15.9	11	25.0	20	45.5	44	100.0
南伊豆町	6	9.7	3	4.8	9	14.5	12	19.4	32	51.6	62	100.0
松崎町	1	2.1	2	4.1	8	16.3	13	26.5	25	51.0	49	100.0
西伊豆町	6	8.9	4	6.0	13	19.4	15	22.4	29	43.3	67	100.0
計	38	8.0	31	6.4	91	18.8	103	21.3	220	45.5	483	100.0

※停止世帯は除く

## 社会福祉施設等の利用状況

(令和7年10月31日現在)

施設 町名	生活保護 救護施設	老人福祉施設		身体障害者 療護施設等	老人保健 施設	その他 グループ ホーム	計
		養護老人 ホーム	特別養護 老人ホーム				
	入所者 (人)	入所者 (人)	入所者 (人)	入所者 (人)	入所者 (人)	入所者 (人)	入所者 (人)
東伊豆町	1	1	5	0	0	52	59
河津町	0	2	0	0	0	13	15
南伊豆町	1	6	2	0	0	6	15
松崎町	0	0	1	1	0	8	10
西伊豆町	0	0	1	0	0	12	13
計	2	9	9	1	0	91	112

## 1 児童相談所の業務

### (1) 児童相談の受付と処理

#### ア 目的

児童福祉に関する様々な相談に応じ、社会診断、心理診断、医学診断等の専門的知識や技術による診断に基づいて、適切な助言指導、通所指導、施設入所指導等を行う。

近年、児童に関する問題は児童虐待をはじめ、いじめや不登校など複雑かつ多様化しており、こうした児童問題への課題解決に向けた管内市町の対応力の強化支援を行うとともに、関係機関との緊密な関係を保持し、より効果的な援助によって児童の権利擁護、福祉の向上を図ることを目的としている。

#### イ 実績

##### (ア) 児童相談種別受付状況

(単位：人)

相談種別		年度別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
養護 相談	児童虐待相談	44	18	16
	その他の相談	4	3	4
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	17	8	0
	重症心身障害	0	0	0
	知的障害	33	39	23
	発達障害	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	6	1	1
	触法行為等	0	1	2
育成相談	性格行動	24	26	1
	不登校	4	1	0
	適性	0	0	0
	育児・しつけ	1	2	0
その他の相談		4	23	11
計		137	122	58

(イ) 経路別受付状況

電話、来所、文書等による送致や通告及び相談のあったものの経路別受付状況は以下のとおりである。

(単位：人)

経路別 \ 年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
福祉事務所	6	17	5
児童委員	0	0	0
縣市町等関係機関	47	39	10
児童福祉施設	0	1	0
児童家庭支援センター	0	0	0
認定こども園	5	0	0
警察	24	14	13
家庭裁判所	2	1	0
保健所	2	0	0
医療機関	1	0	0
幼稚園	0	0	0
学校	5	1	1
教育委員会	0	0	0
里親	0	0	0
児童委員	0	0	0
家族・親戚	41	36	18
近隣・知人	2	6	10
児童本人	0	4	1
その他	2	3	0
計	137	122	58

## (ウ) 市町別相談種別受付状況

令和6年度

(単位：人)

相談種別		市町別							計
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	管 外	
養 護 相 談	児童虐待相談	6	2	0	3	0	2	5	18
	その他の相談	3	0	0	0	0	0	0	3
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	1	3	0	0	0	4	0	8
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	19	10	1	3	0	5	1	39
	発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	1	0	0	0	0	0	0	1
	触法行為等	0	0	0	0	0	0	1	1
育成相談	性格行動	10	5	0	0	4	7	0	26
	不登校	1	0	0	0	0	0	0	1
	適性	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	2	0	0	0	0	0	0	2
その他の相談		10	1	0	7	4	1	0	23
計		53	21	1	13	8	19	7	122

令和7年度（10月31日現在）

（単位：人）

相談種別		市町別							計
		下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	管外・不明	
養護相談	児童虐待相談	6	5	2	1	1	1	0	16
	その他の相談	4	0	0	0	0	0	0	4
保健相談		0	0	0	0	0	0	0	0
障害相談	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	0	0	0	0	0	0	0
	知的障害	6	4	4	1	2	6	0	23
	発達障害	0	0	0	0	0	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	0	1	0	0	0	0	0	1
	触法行為等	0	0	0	0	0	2	0	2
育成相談	性格行動	0	0	1	0	0	0	0	1
	不登校	0	0	0	0	0	0	0	0
	適性	0	0	0	0	0	0	0	0
	育児・しつけ	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の相談		5	2	1	2	0	1	0	11
計		21	12	8	4	3	10	0	58

(エ) 児童相談処理状況

□□□□□□

児童相談処理状況

(単位：件)

区別		年度別		
		令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
面接 指導	助言指導	72	83	32
	継続指導	47	10	12
	他機関あっせん	2	6	0
児童福祉司指導		0	0	0
児童委員指導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市町村指導委託		0	0	0
市町村送致		0	0	0
福祉事務所送致・通知		0	0	0
訓戒・誓約		0	0	0
児童 福祉 施設	入所	0	2	0
	家庭裁判所送致(再掲) (*1)	0	0	0
指定発達支援医療機関委託		0	0	0
里親委託(*2)		0	0	0
家庭裁判所送致(*3)		0	0	0
障害児入所施設等への利用契約		1	0	0
その他		15	24	12
計		137	125	56

(\*1) 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致

(\*2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託を含む。

(\*3) 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致

(オ) 児童福祉施設等在所者及び里親委託児童の状況

(単位：人)

施設別 \ 年度別	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
乳 児 院	0	2	2
児 童 養 護 施 設	5	5	4
福祉型障害児入所施設	2	1	1
医療型障害児入所施設	1	1	1
児 童 心 理 治 療 施 設	1	1	0
児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	1
計	9	10	9
里 親 委 託※	3	3	3

※ 小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む。

(カ) 市町別施設等在所状況

令和6年度

(単位：人)

施設別 \ 市町別	下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	管 外 ・ 不 明	計
乳 児 院	2	0	0	0	0	0	0	2
児 童 養 護 施 設	2	1	0	1	0	1	0	5
福祉型障害児入所施設	1	0	0	0	0	0	0	1
医療型障害児入所施設	0	1	0	0	0	0	0	1
児 童 心 理 治 療 施 設	0	0	0	1	0	0	0	1
児 童 自 立 支 援 施 設	0	0	0	0	0	0	0	0
計	5	2	0	2	0	1	0	10
里 親 委 託※	2	0	0	1	0	0	0	3

※ 小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む。

## (キ) 里親への委託状況

(単位：世帯、人)

年度別 区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
登録里親数	9	9	9
里親委託児童数※	5 (3) *管外からの委託児童2	4 (3) *管外からの委託児童1	4 (3) *管外からの委託児童1

※管外からの委託児童含む。( )は管内里親への委託児童再掲

## (ク) 一時保護の状況

委託先等	内 訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (10月31日現在)
一時保護所	延べ児童数	15人	9人	8人
	延べ日数	501日	277日	251日
児童福祉施設	延べ児童数	10人	5人	1人
	延べ日数	43日	300日	5日
里 親 ※	延べ児童数	5人	9人	1人
	延べ日数	91日	57日	33日
警 察	延べ児童数	0人	0人	0人
	延べ日数	0日	0日	0日
そ の 他	延べ児童数	8人	3人	1人
	延べ日数	48日	85日	44日
合 計	延べ児童数	38人	26人	11人
	延べ日数	683日	719日	333日

※小規模居住型児童養育事業所（ファミリーホーム）を含む

## ウ 評価（課題等）・改善

全国的には児童虐待対応件数は高止まり状態が続いている。当管内において、令和6年度は令和5年度に比べ件数が大幅に減少しているものの、今年度は10月31日現在で、昨年度の同時期の件数より増加している。過去5年の経過をみると、虐待を主訴として対応している相談受付件数は40件前後からやや減少傾向にある。

また一時保護の状況については、今年度保護人数が11人、延べ日数が333日（10月末現在）となっており、昨年度の同時期より減少している。これは困難ケースの一時保護が終了し、

今年度は家庭や児童に対して短期間に集中的な援助を行うことができていることに起因しており、虐待相談受付件数は増加しているにも関わらず一時保護の件数や日数は減少している。

引き続き関係機関との連携により、児童虐待の早期発見と対応に努めていくとともに、虐待予防の観点から管内市町に対する意識啓発と技術的支援を実施する。

また、児童相談所の体制強化、専門性の強化が求められる中、特に弁護士の非常勤配置や保健師の専任配置について求めていく。

(2) 医学的・心理学的診断実施状況

ア 目的

面接調査や行動観察、各種の心理検査等による心理診断は、子どもの特性や心理状態を多面的に把握する上で必須となっている。困難な事例には一層の理解を深め対応していく必要もあることから、状況に応じて非常勤医師等による医学的診断を視野に入れつつ、より詳細な総合的な診断に基づいて保護者や児童へ「助言・指導」を行っている。

医学的診断については、東部児童相談所の嘱託医相談を利用している。

イ 実績

医学的・心理学的診断指導、心理療法・カウンセリング等実施状況

令和6年度

(単位：件)

内 容 対 象	医学的診断指導		心理診断指導				面接・観察・指導	心理 カウンセリング等
	診察・指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他		
児 童	0	0	22	52	1	0	73	223
うち児童虐待	0	0	2	2	1	0	16	130
うち非 行	0	0	0	0	0	0	1	17
保 護 者	0	0	0	0	0	0	55	109
うち児童虐待	0	0	0	0	0	0	2	66
うち非 行	0	0	0	0	0	0	1	20
そ の 他	0	0	0	0	0	0	51	154
うち児童虐待	0	0	0	0	0	0	3	104
うち非 行	0	0	0	0	0	0	0	7
計	0	0	22	52	1	0	179	486
うち児童虐待	0	0	2	2	1	0	21	300
うち非 行	0	0	0	0	0	0	2	44

令和7年度（10月31日現在）

（単位：件）

内 容 対 象	医学的診断指導		心理診断指導					心理
	診察・指導	その他	知能検査	発達検査	人格検査	その他	面接・観察・指導	カウンセリング・心理療法・
児 童	1	0	15	15	1	2	35	140
うち児童虐待	1	0	1	0	1	2	13	90
うち非 行	0	0	0	0	0	0	4	0
保 護 者	0	0	0	0	0	0	14	55
うち児童虐待	0	0	0	0	0	0	1	44
うち非 行	0	0	0	0	0	0	0	6
そ の 他	0	0	0	0	0	0	3	123
うち児童虐待	0	0	0	0	0	0	3	73
うち非 行	0	0	0	0	0	0	0	5
計	1	0	15	15	1	2	52	318
うち児童虐待	1	0	1	0	1	2	14	207
うち非 行	0	0	0	0	0	0	4	11

#### ウ 評価（課題等）・改善

相談は、しつけや子育てに関する身近なものから、不登校、性格行動面や発達障害等に関する事、そして重篤な被虐待児童の心のケアに至るまで多岐にわたっている。

このため、必要に応じて心理診断を含めた総合的なアセスメントを実施し、市町児童・母子保健担当部署や施設、教育、医療等の関係機関と情報交換やケース検討会の実施等連携を図りながら、児童と保護者の問題解決に向けた支援を行っている。

在宅のケースに対しては随時、面接・家庭訪問を行い、必要により心理的なケアを行っている。

また、施設入所や里親委託している児童に対しては、定期的に施設や里親宅に出向き、面接や各種の心理的なケアを行い、子どもの状況把握及び現状理解並びに施設職員や里親への助言指導及び情報共有を行っている。適切な環境の下、子どもの能力が十分に発揮され、適切に処遇されるように支援している。

発達障害児や被虐待児への対応は、医療分野の関与が欠かせないケースが少なくないが、賀茂管内と周辺には利用できる医療機関が極めて少なく、医療的ケアにおいて課題が多い。

(3) 児童虐待防止対策事業

ア 目的

児童虐待による子どもは身体的・精神的な影響が大きいことから、早期発見・早期対応のみならず、予防対策や虐待事案への心理的・社会的なフォロー等が重要である。関係者に対する啓発、研修等により虐待予防に努める一方、ネットワークづくりを通して地域で虐待を早期発見し、虐待者や被虐待児に対して多面的な支援体制を構築している。

イ 実績

(ア) 要保護児童対策地域協議会（実務者・代表者・個別）実施状況

区分		市町別						計
		下田 市	東伊豆 町	河津 町	南伊豆 町	松崎 町	西伊豆 町	
令和6年度	実施回数	11	5	4	5	4	3	32
	参加人数（延べ）	26	10	9	11	6	9	71
令和7年度 (10月31日現在)	実施回数	5	3	4	6	1	4	23
	参加人数（延べ）	22	5	9	15	4	9	64

(イ) 母子連絡会実施状況

区分		市町別						計
		下田 市	東伊豆 町	河津 町	南伊豆 町	松崎 町	西伊豆 町	
令和6年度	実施回数	3	2	1	3	2	0	11
	参加人数（延べ）	4	3	1	3	2	0	13
令和7年度 (10月31日現在)	実施回数	2	1	1	1	1	0	6
	参加人数（延べ）	3	2	2	1	1	0	9

(ウ) 警察、司法との連携強化

児童虐待死亡事例等の発生を受け、静岡県では平成24年10月10日に「児童虐待ケースの警察への連絡に関する基準」が運用され、平成31年3月12日には静岡県、静岡市、浜松市及び静岡県警の四者間で「児童相談所と警察との情報共有等の取り扱いに関する協定」が締結された。

また、令和4年度から県内5つの児童相談所に児童相談所と警察双方に身分をおく併任警察官が配置された。この配置により、警察と児童相談所の相互理解が進み、より緊密な連携に基づくケースワークが可能となっている。

平成24年度から静岡県警察学校において、警察と児童相談所との合同研修会が年1回開催されている。これは警察と児童相談所が協働して行う臨検捜索の模擬研修であり、研修を通じて更なる連携強化につながっている。

令和4年のこども基本法の成立を受けて、こどもの権利擁護のために家庭裁判所といった司法機関との連携もますます強化していく必要がある。様々な専門機関、職種による連携の中で、相互の役割理解や情報共有により、高次の連携が図られるよう努めている。

更に、令和6年度からは検察・警察・児相（三機関）の連携強化に向けた連絡協議会が定期的に行われ、主に性的虐待を受けた児童の対応等について情報交換をしている。

(エ) 関係者に対する啓発、研修

管内の関係団体職員へ向けた研修会の講師として、児童虐待の現状や対応等についての講演を行った。また管轄内の小中学校への訪問等を実施したり、在宅ケースの管理状況について共有する機会を増やすなど、児童に関係する機関と顔を合わせ、より円滑な機関連携が図られるよう支援している。

令和6年度

研 修 名	内 容	実施日	対 象	参加者
南伊豆町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について	7月9日	要保護児童対策地域協議会代表者	6人
児童虐待対応研修	児童虐待対応と連携について	7月30日	下田市教員	15人
母子保健業務連絡会	児童虐待について	10月16日	管内市町保健師	10人
地域保健福祉業務新任職員研修	管内の児童虐待の状況と市町連携について	10月23日	保健業務に関わる賀茂管内市町職員及び賀茂健康福祉センター職員のうち新任職員	9人
静岡社会健康医学大学院講座	公衆衛生危機管理論	1月18日	大学院生	20人
里親会スキルアップ研修	里親制度について	1月28日	里親会会員、市町職員	13人

東伊豆町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について	2月25日	要保護児童対策地域協議会代表者	10人
西伊豆町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について	3月25日	要保護児童対策地域協議会代表者	7人

令和7年度（10月31日現在）

研修名	内容	実施日	対象	参加者
河津町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について～改めて要対協を考える～	5月28日	要保護児童対策地域協議会代表者	13人
母子保健業務連絡会	遠城寺式・乳幼児分析的発達検査	6月19日	管内市町保健師	19人
東伊豆町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について～改めて要対協を考える～	6月30日	要保護児童対策地域協議会代表者	12人
西伊豆町要保護児童対策地域協議会	近年の児童福祉政策について～改めて要対協を考える～	7月10日	要保護児童対策地域協議会代表者	8人

\*各市町の要対協代表者会議において、当所における講義等を通じて啓発や研修を実施した。

#### (オ) 市町職員等支援の実施

管内関係機関との連携の一環として、関係機関における児童虐待に対する知見を深め、より専門性を高めるため、平成23年度から管内市町児童相談関係職員等を対象とした研修を行っており、例年児童福祉法を中心とした制度理解や虐待対応の実際についての講義や演習などを実施している他、専門研修として、外部講師による虐待に係る諸要因をテーマとした研修会を実施している。

今年度は、こども家庭センター設立など近年の市町の課題についての情報交換を中心に研修を実施しているほか、各市町へ出向いて児童相談・母子保健担当職員らと意見交換を行なうなど市町支援の充実を進めている。

令和6年度

研修名	内容	実施日	対象	参加数
賀茂地域市町職員等研修会	伊東市こども家庭センターについて	2月17日	管内市町児童福祉担当者・母子保健担当者等	20人
市町児童相談担当職員受入研修	児童相談所総合会議への参加 市町在宅児童進行管理事例検討	1月15日	東伊豆町職員	1人
		1月22日	松崎町職員	2人
		1月29日	河津町職員	3人
		2月5日	南伊豆町職員	3人
		2月12日	西伊豆町職員	2人
		2月26日	下田市職員	2人

令和7年度(10月31日現在)

研修名	内容	実施日	対象	参加数
賀茂地域児童相談担当者会議	児童相談業務の実際～虐待通告への対応～	6月3日	管内市町児童福祉担当者・母子保健担当者等	14人
賀茂地域市町職員等研修	小山町こども家庭センターについて	10月22日	管内市町児童福祉担当者・母子保健担当者等	17人

(カ) 里親啓発活動

里親委託推進施策の一環として、里親制度の周知、登録里親の増加を目的に各種会議における制度紹介及び出張相談会を実施した。

令和6年度

名称	会場	実施日	対象	参加数
まちかど里親相談会	マックスバリュ エクスプレス河津店	10月18日	県民	-

令和7年度(10月31日現在)

名称	会場	実施日	対象	参加数
下田市校長会	賀茂教育会館別館	7月14日	下田市内小中学校校長	9人
下田市教頭会	賀茂教育会館	9月1日	下田市内小中学校教頭	8人
下田市民生委員児童委員協議会定例会	下田市民文化会館	9月17日	下田市民生委員・児童委員	39人
まちかど里親相談会	マックスバリュ松崎店	10月14日	県民	-
まちかど里親相談会	マックスバリュ稲取店	10月17日	県民	-
まちかど里親相談会	マックスバリュ伊豆下田店	10月24日	県民	-

ウ 評価（課題等）・改善

市町の相談体制においては、ケースワークについて助言指導できる職員がいない、相談業務経験が浅い職員が多く、基本的なケースワークのスキルがないといったことが共通の課題である。

そのため、研修会では、グループワークを通じて機関連携について具体的なイメージを持てるようにしたり、市町の担当している事例と一緒に検討するなど、具体的な対応スキルを獲得できるようにした。

また、市町の要保護児童対策地域協議会においても、要保護児童等への対応について具体的な助言を行ったり、ケースの進行管理について適切に実施できるように指導した。

市町からは研修を通じて相談業務に直接活かせる技術を学べたという声が聞かれ、研修で学んだことや児童相談所の助言を実際のケースワークに活かしている様子が見られた。

さらに、要保護児童対策地域協議会における個別ケース会議の開催も増えており、実際のケース対応について、直接児童相談所が助言できる場を提供している。今後も関係機関との連携を意識して対応していく。

(4) 1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導

ア 目的

1歳6か月児・3歳児のうち、精神発達に課題がある可能性のある幼児、又は母子関係支援の必要な母子に対して、精密健康診査及び保護者等への事後指導を行い、障害児の早期対応や児童虐待等の不適切な養育の早期発見を行う。

イ 実績

令和7年度は各市町で対応しており、実施していない。

(ア) 1歳6か月児精神発達精密健康診査の実施状況

(単位：人)

相談別 年度別	保 健	肢 体	視 覚	言 語	重 心	知 的	自 閉	性 行	適 性	し っ け	養 護	計
令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5

(イ) 3歳児精神発達精密健康診査の実施状況

(単位：人)

相談別 年度別	保 健	肢 体	視 覚	言 語	重 心	知 的	自 閉	性 行	適 性	し っ け	養 護	計
令和6年度	0	0	0	3	0	0	0	15	0	0	0	18

(ウ) 1歳6か月児、3歳児精神発達精密健康診査事後指導実施状況

(延人数)

相談別 年度別		保	肢	視	言	重	知	自	性	適	し	養	計
		健	体	覚	語	心	的	閉	行	性	っ	護	
令和 6 年度	1. 6歳児	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳児	0	0	0	4	0	0	0	3	0	0	0	7
	計	0	0	0	4	0	0	0	3	0	0	0	7

ウ 評価（課題等）・改善

相談内容の多くが「言語」「性格行動」相談である。市町の乳幼児健診において言葉の遅れや指示に乗れない等、他の児童に比べて発達が遅れていることを端緒として相談に至ることが多い。発達全体に目を向け、児童への適切な関わり方について、保護者のみならず市町と子どもが利用している幼稚園等の機関に対しても助言を行った。発達の遅れや障害等へは、市町主催の発達訓練指導事業や療育教室の利用、専門医療機関の受診等を勧めた。

5歳児健診が始まることに合わせ、令和7年度からは各市町で心理士を雇い上げ、独自に1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査及び事後指導を実施している。

(5) 療育手帳の交付状況

ア 目的

知的障害児（者）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、療育手帳を交付する。申請書受理後、面接・心理診断の上、該当児（者）にA（最重度、重度）又はB（中度、軽度、発達障害）の区分で交付する。

イ 実績

令和6年度

(単位：件)

区 分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	計
新規判定	1(1)	10 (7)	0(0)	11 (8)
再判定	8(7)	12 (6)	0(0)	20(13)
合 計	9(8)	22(13)	0(0)	31(21)

(注) ( ) は児童再掲

令和7年度

(10月31日現在) (単位:件)

区分	A (重度)	B (中軽度、発達障害)	非該当等	計
新規判定	1(1)	4(2)	0(0)	5(3)
再判定	4(4)	12(8)	1(1)	17(13)
合計	5(5)	16(10)	1(1)	22(16)

(注) ( ) は児童再掲

### 知的障害者調

(令和7年3月31日現在)

区分 市町別	知的障害者数 (療育手帳交付者)									※ <sub>1</sub> 管内人口	比率 (対千人)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
下田市	10	22	32	64	93	157	74	115	189	18,226	10.37
東伊豆町	3	7	10	39	78	117	42	85	127	10,621	11.96
河津町	1	7	8	19	42	61	20	49	69	6,109	11.29
南伊豆町	0	4	4	30	37	67	30	41	71	7,092	10.01
松崎町	4	6	10	28	32	60	32	38	70	5,280	13.26
西伊豆町	2	3	5	37	49	86	39	52	91	6,133	14.84
計	20	49	69	217	331	548	237	380	617	53,461	11.54
										※ <sub>2</sub> 県平均	11.83

※<sub>1</sub>管内人口…「統計センターしずおか」発表市区町別推計人口 (令和7年4月1日現在)

※<sub>2</sub>県平均…令和7年3月31日現在 (政令市除く)

#### ウ 評価・改善

療育手帳交付については、申請後に速やかに判定して交付できるよう努めている。

## 2 知的障害者更生相談所の業務

### ア 目的

知的障害者やその保護者、市町からの知的障害に関する様々な相談に対応し、心理判定等を行い知的障害者の福祉の向上に努める。

### イ 実績

#### (ア) 相談実施状況

(単位：件)

相談別 年度別		施設 入所	職業	医療 保健	生活	療育 手帳	その他	計
令和6年度	来所	0	1	3	6	13	0	23
	巡回	0	0	0	0	1	0	1
令和7年度 (10月31日現在)	来所	0	0	0	4	5	0	9
	巡回	0	0	0	0	0	0	0

#### (イ) 判定実施状況

(単位：件)

相談別 年度別		医学的 判定	心理学的 判定	職能的 判定	その他	計
令和6年度	来所	0	9	0	0	9
	巡回	1	1	0	0	2
令和7年度 (10月31日現在)	来所	0	4	0	0	4
	巡回	1	0	0	0	1

#### (ウ) 市町職員研修の実施

##### 令和6年度

研修名	開催日	会場	内容	対象者
市町等障害福祉担当職員研修 (事務研修)	4月12日	オンライン開催	療育手帳交付事務	市町(新任)担当職員、健康福祉センター職員

##### 令和7年度

(10月31日現在)

研修名	開催日	会場	内容	対象者
市町等障害福祉担当職員研修 (事務研修)	4月11日	藤枝総合庁舎	療育手帳交付事務	市町(新任)担当職員、健康福祉センター職員

### ウ 評価(課題等)・改善

知的障害者の生活相談や支援は主に市町で直接実施している。障害福祉サービスを受けるために療育手帳を利用することが多くなることから、手帳交付申請があった場合には市町が適切な情報の収集と提供を担えるよう、また交付後は被支援者に福祉制度を積極的に情報提供して利用しやすくできるよう、各種助言を行っている。

## 1 医務

### (1) 病院、診療所等の許可・届出事務及び立入検査

#### ア 目的

医療法に基づき、県民に対して良質かつ適切な医療が提供される体制の確保を図る。

#### イ 実績

##### (ア) 病院、診療所等の許可・届出事務処理件数

(令和6年度)

	開設関係	廃止関係	変更・使用許可関係
病 院	0	0	49
一般診療所	6	1	18
歯科診療所	0	3	7
助 産 所	0	0	0

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

	開設関係	廃止関係	変更・使用許可関係
病 院	0	0	41
一般診療所	2	2	10
歯科診療所	0	1	2
助 産 所	0	0	0

##### (イ) 病院、診療所等の立入検査

令和6年度及び令和7年度（令和7年10月31日現在）における「立入検査の状況」、「立入検査結果項目別不備数・率」及び「医療従事者不足状況」は、様式「健康福祉部25」、「健康福祉部26」及び「健康福祉部27」のとおりである。

なお、令和6年度から無床診療所の立入検査については、5年一巡方式に変更となった。（令和5年度までは3年一巡方式で実施）

##### (ウ) 施術所・歯科技工所関係

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整術師による施術所及び歯科技工所の開設、廃止、変更等の届出事務を行った。

施術所の指導、立入検査については、5年一巡方式で実施

#### ウ 評価（課題等）・改善

病院、診療所等の許可・届出事務については、法律に基づき適正に処理した。

令和6年度は、病院に対して17件の指摘及び6件の指導、診療所に対して13件の指摘を行い、改善を図った。

□□□□□□□□

### 立入検査の状況調

区 分	年 度	医療施設数	立入検査 実 施 数	検査率%	指摘施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病 院	令和5年度	8	8	100.0	6	17	9
	令和6年度	8	8	100.0	6	17	6
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	8	4	50.0	-	-	-
一般診療所	令和5年度	52	15	28.8	2	2	1
	令和6年度	54	8	14.8	2	4	0
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	54	1	0.2	-	-	-
歯科診療所	令和5年度	30	10	33.3	7	11	0
	令和6年度	27	6	22.2	5	9	0
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	26	4	15.4	-	-	-
助 産 所	令和5年度	1	0	0.0	-	-	-
	令和6年度	1	0	0.0	-	-	-
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	1	0	0.0	-	-	-
計	令和5年度	91	33	36.3	15	30	10
	令和6年度	90	22	24.4	13	30	6
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	89	9	10.1	-	-	-

□□□□□□□□

### 立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和5年度			令和6年度			令和7年度 (令和7年10月31日現在)		
	検 査 項目数	不備数	不備率 %	検 査 項目数	不備数	不備率 %	検 査 項目数	不備数	不備率 %
医療従事者	48	4	8.3	48	3	6.3	-	-	-
管 理	1,693	9	0.5	1,278	7	0.5	-	-	-
帳票・記録	214	6	2.8	148	4	2.7	-	-	-
業務委託	305	0	0	206	0	0	-	-	-
防火・防災体制	40	7	17.5	40	13	32.5	-	-	-
放射線管理	373	4	1.1	346	3	0.9	-	-	-

(注) 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

□□□□□□□□

### 医療従事者不足状況調

区分	年 度	病院数	不 足 病院数	不 足 病院率%	不足病院の状況				
					必要数	現 員	充足率%	不足数	
医 師	令和5年度	全県	170	3	1.8	17.43	15.81	90.7	1.62
		管内	8	1	12.5	10.40	10.30	99.0	0.10
	令和6年度	全県	170	0	0	-	-	-	-
		管内	8	0	0	-	-	-	-
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-
看 護 師	令和5年度	全県	170	1	0.6	23	22.3	97.0	0.7
		管内	8	0	0	-	-	-	-
	令和6年度	全県	170	4	2.4	113	106.2	94.0	6.8
		管内	8	1	12.5	47	44	93.6	3.0
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-
薬 剤 師	令和5年度	全県	170	4	2.4	7	4.6	65.7	2.4
		管内	8	3	37.5	6	4.4	73.3	1.6
	令和6年度	全県	170	6	3.5	24	20.6	85.8	3.4
		管内	8	1	12.5	2	1.3	65.0	0.7
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	全県	-	-	-	-	-	-	-
		管内	-	-	-	-	-	-	-

□□□□□□□□

## 診 療 機 関 状 況 調

(令和7年10月31日現在)

区 分		市町別						計	
		下 田 市	東伊豆町	河 津 町	南伊豆町	松 崎 町	西伊豆町		
医療施設数		33	16	11	13	9	9	91	
同 上 内 訳	病院	2	2	2	1	0	1	8	
	同上内訳	一般病院	2	2	1	0	0	1	6
		精神病院	0	0	1	1	0	0	2
	一般診療所		21	8	5	9	6	5	54
	歯科診療所		10	5	4	1	3	3	26
	助産所		0	1	0	2	0	0	3
医 師								88	
歯科医師								30	
保 健 師								46	
助 産 師								3	
看 護 師								532	
准看護師								187	
世 帯 数		9,142	5,555	2,795	3,182	2,525	3,169	26,368	
人 口		18,076	10,514	6,034	7,016	5,209	6,025	52,874	

(注) 1 医療施設数、世帯数及び人口は令和7年10月1日現在(世帯数、人口は「静岡県推計人口台帳人口、世帯数」による)

2 医療従事者は令和4年12月31日現在の数値

□□□□□□□□

人口10万対病床数及び医師等の数調

(令和7年10月31日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口10万対病床数 医 師 等 の 数		
		管 内	県	全国
一般病床	474	831.0	588.0	710.0
療養病床	239	419.0	241.1	220.1
精神病床	438	767.9	180.4	256.5
結核病床	0	-	2.6	3.0
感染症病床	4	7.0	1.4	1.5
病院計	1,155	2,024.9	1,013.5	1191.1
一般診療所一般病床	37	64.9	42.0	57.0
一般診療所療養病床	0	-	1.6	3.9
一般診療所計	37	64.9	43.6	60.9
医 師	88	154.3	230.1	262.1
歯科医師	30	52.6	64.5	81.6
保 健 師	46	80.6	52.8	48.3
助 産 師	3	5.3	30.3	30.5
看 護 師	532	932.7	1,003.7	1,049.8
准看護師	187	327.8	155.8	203.5

- (注) 1 本表は本庁の監査調書を基礎にして、その賀茂保健所管内の状況を整理している。
- 2 「管内の病床数」は令和5年10月現在である。
- 3 人口10万対病床数の算出に使用した「管内の人口」は、静岡県推計人口（令和4年10月1日現在）による。
- 4 「医師及び歯科医師の数」及び「人口10万人対医師及び歯科医師の数」は令和4年12月31日現在である。
- 5 「保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」及び「人口10万人対保健師、助産師、看護師及び准看護師の数」は令和4年12月31日現在である。

## 2 保健医療施策に関する総合調整

### (1) 地域医療協議会

#### ア 目的

市町、医療関係者、住民組織等、各団体の代表者を委員として、賀茂医療圏における医療供給体制の整備充実に関する必要な事項について協議を行う場として設置している。

#### イ 実績

令和6年度は2回開催し、賀茂在宅医療圏における「連携拠点」の設定等について協議した。令和7年度は、計3回開催予定である。

(令和6年度)

開催日	内 容	出席人数
7月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂在宅医療圏における「連携拠点」及び「積極的医療機関」の設定</li> <li>・静岡県保健医療計画に記載する疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関（薬局）の変更について</li> <li>・ふじのくに感染症管理センターの取組 他</li> </ul>	14人
令和7年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県保健医療計画に記載する医療提供体制を担う医療機関の変更</li> <li>・静岡県医師数等調査の結果について</li> <li>・在宅医療圏における連携拠点及び積極的医療機関の現況</li> <li>・ふじのくに感染症管理センターからの報告 他</li> </ul>	14人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

開催日	内 容	出席人数
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡県保健医療計画に記載する疾病又は事業ごとの医療連携体制を担う医療機関（薬局）の変更について</li> <li>・診療所の承継・開業支援事業 他</li> </ul>	15人
9月10日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定</li> </ul>	16人

#### ウ 評価（課題等）・改善

保健医療計画に基づく医療供給体制の整備充実に関する必要な事項について協議を行った。今後も、国や県の動向を踏まえながら必要な事項について協議していく。

### (2) 地域医療構想調整会議

#### ア 目的

地域医療に携わる医療関係団体等の代表者、市町担当課長を委員として、将来を見据えた地域医療構想の達成に向けて協議を行う場として設置している。

イ 実績

令和6年度は、賀茂地域における現状と課題及び今後の方向性等について協議した。

令和7年度は、計3回開催予定である。

(令和6年度)

開催日	内 容	出席人数
7月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療構想における推進区域（仮称）の設定</li> <li>・令和5年度病床機能報告</li> <li>・地域医療介護総合確保基金</li> <li>・賀茂地域の現状と課題及び今後の方向性 他</li> </ul>	17人
令和7年 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介受診重点医療機関（外来機能報告集計結果）</li> <li>・地域医療介護総合確保基金</li> <li>・新しい地域医療構想</li> <li>・賀茂地域における現状と課題・今後の方向性 他</li> </ul>	19人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

開催日	内 容	出席人数
7月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床機能再編支援事業費補助金</li> <li>・賀茂地域における課題</li> <li>・令和6年度病床機能報告</li> <li>・地域医療介護総合確保基金 他</li> </ul>	18人
9月10日 (書面)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療所の承継・開業支援に係る重点医師偏在対策支援区域及び支援対象の選定</li> </ul>	20人

ウ 評価（課題等）・改善

医療関係者等と連携を図りつつ、地域医療構想を推進するため必要な協議を行った。

この地域の現状や課題等については、市町の担当課長によるワーキングを立上げ、行政の立場から医療資源や医療提供体制について考え、解決の方向性について検討している。

今後も、現状を共有しながら、静岡県保健医療計画に基づき、医療提供体制に係る協議を継続していく。

(3) 救急医療体制の整備（賀茂地域メディカルコントロール協議会）

ア 目的

救急救命士が実施する救急救命処置について、医師の指示・助言、事後検証及び再教育を実施し、救急活動の質を保障する体制（メディカルコントロール体制）の推進のために、地域メディカルコントロール協議会を設置する。

イ 実績

賀茂医師会長、賀茂医師会理事、救命救急センター（順天堂大学医学部附属静岡病院）、二次救急医療機関（管内4施設）の医師、消防本部消防長及び保健所長の10人を委員として設置し、保健所が事務局を所掌している。

また、作業部会を設置し、救急搬送における問題点を検証している。

令和6年度は協議会（作業部会同時開催）を1回開催し、令和5年度事業実績、令和6年度事業計画、救急活動の現況等について協議した。

また、作業部会として事後検証会を2回開催した。

令和7年度は、協議会を1回開催し、令和6年度事業実績、令和7年度事業計画、救急活動の現況等について協議した。

(令和6年度)

開催日	内 容	出席人数
9月25日	賀茂地域メディカルコントロール協議会 ・令和5年度事業実績 ・令和6年度事業計画 ・令和5年度救急活動の現況 ・心肺蘇生を望まない傷病者への対応について（委員提案）他 賀茂地域メディカルコントロール推進作業部会（事後検証会） ・事後検証2事例 他	12人
令和7年 3月6日	賀茂地域メディカルコントロール推進作業部会（事後検証会） ・心肺蘇生を望まない傷病者への対応について ・傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 ・事後検証2事例 他	9人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

開催日	内 容	出席人数
8月28日	賀茂地域メディカルコントロール協議会 ・令和6年度事業実績 ・令和7年度事業計画 ・令和6年度救急活動の現況 ・心肺蘇生を望まない傷病者への救急隊の対応について ・検証医の委嘱について 他	8人

#### ウ 評価（課題等）・改善

現場における救急時の対応確認、救急救命士の救命技術の向上に繋がる場であり、医療、消防、行政が地域の救急医療体制について認識、検討する機会となった。

今後も、救急医療体制の充実のため、引き続き実施していく。

#### (4) 災害医療体制の整備

##### ア 目的

南海トラフ巨大地震等の大規模災害等の対応のために、地域の災害医療関係者が連携して実践的な訓練を継続的に行う必要がある。

そのため、県全体の訓練に加え、災害医療に特化した訓練や情報交換を実施する。

##### イ 実績

静岡県総合防災訓練、健康福祉部防災訓練、災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練等により関係機関との連携確認を進めるとともに、2庁舎体制である賀茂方面本部内において、指令班との連携を中心とする医療救護関係本部の設置運営についての体制整備を進めた。

(令和6年度)

実施日	内 容	参加団体
7月5日	健康福祉部防災訓練 ・本部設置 ・医療施設、避難所の状況確認 ・救護班、保健師の派遣要請	DMAT、医師会、市町
8月22日	静岡県総合防災訓練 ・本部設置 ・防災関係機関、指令班との連携	DMAT、医師会、薬剤師会、市町
10月16日	健康福祉部災害対応重点取組 ・発災16日目を想定した災害対応シミュレーション ・保健医療福祉調整会議（模擬）の開催	市町、医師会、薬剤師会等
12月2日	災害医療コーディネーター参集・情報伝達訓練 ・本部設置（賀茂危機管理庁舎） ・活動場所への参集 ・各ブロック又は市町毎の医療体制の検討	災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市町
令和7年 1月17日	地震対策オペレーション2025（大規模凶上訓練） ・本部設置（賀茂危機管理庁舎） ・情報の集約と受援調整、要請対応	DMAT、医師会、薬剤師会、市町

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日	内 容	参加団体
7月11日	健康福祉部防災訓練 ・本部設置 ・情報の集約と受援調整、要請対応 ・指令班へのリエゾン派遣	DMAT、医師会、市町
8月27日	静岡県総合防災訓練 ・本部設置 ・防災関係機関、指令班との連携 ・「保健医療福祉調整本部」の立ち上げ	医師会、DMAT、市町等
10月15日	静岡県保健医療福祉調整会議訓練 ・発災16日目を想定した意見交換会 ・保健医療福祉調整地域本部（東部）活動報告視聴	市町、医師会、災害薬事コーディネーター、DWAT等

#### ウ 評価（課題等）・改善

訓練を重ねることで、地域の医療関係者のみならず、県内DMATや消防本部、警察署とのネットワークが形成されつつあり、現実的な救護所や遺体収容所に関する議論を始めることができた。引き続き、ネットワークを活用して、医療情報の集約、受援体制の調整窓口となる本部設置・運営を進めていく。

。

(5) 地域保健福祉関係者教育事業

ア 目的

住民のニーズに対応した保健・福祉等の総合的なサービスを提供する地域保健福祉関係者の資質の向上を図ることを目的として、新任職員及び市町課長等を対象とした研修を実施している。

イ 実績

(ア) 地域保健福祉業務新任職員研修

地域保健福祉業務を初めて担当する職員に、この地域の健康・福祉の課題や各事業の基礎知識について説明すると共に、顔の見える関係となるようグループワークを実施した。

(令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加者
10月23日 下田総合庁舎	・賀茂健康福祉センターの概要について ・各課の担当業務について ・グループワーク	21人

(イ) 市町地域保健福祉主管課長等研修

令和5年度から管内市町の担当課長が、地域医療の課題及び今後の方向性について話し合う機会を設けている。

令和6年度は、この地域の医療について課題を抽出し、地域医療構想調整会議等で共有した。令和7年度は、現状を踏まえつつ、課題解決に向けての取組を進める。

(令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加者
6月26日 下田総合庁舎	・各市町の現状及び課題について ・地域医療構想調整会議における報告について	6人
令和7年 1月14日 下田総合庁舎	・賀茂地域における地域医療の課題について ・今後の方向性、課題解決に向けて	6人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

開催日・場所	内 容	参加者
6月26日 下田総合庁舎	・賀茂地域における周産期医療体制について ・地域医療構想調整会議における報告について	6人

ウ 評価（課題等）・改善

新任職員については、当所全課の業務内容や賀茂地域の健康課題について学ぶことができ、資質向上や顔の見える関係づくりの機会となった。

担当課長については、共通の課題を出し合って検討し、まとめたことを地域医療協議会や地域医療構想調整会議において医療関係者に報告することができた。

引き続き、管内で連携する機会として実施していく。

(6) 看護学生の実習指導

ア 目的

地域住民の健康水準の向上を目的とする公衆衛生看護活動の実際と保健師の役割について学び、その法的根拠及び具体的な業務内容等を理解する機会として、看護学生の実習を受け入れている。

イ 実績

(ア) 順天堂大学保健看護学部 公衆衛生看護実習

(令和6年度)

実習日・場所	内容	対象及び人数
9月9日 下田総合庁舎	公衆衛生看護実習Ⅰ グループ合同オリエンテーション	保健看護学部学生3年生31人 教員1人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実習日・場所	内容	対象及び人数
9月11日 下田市役所河内庁舎	公衆衛生看護実習Ⅰ グループ合同オリエンテーション	保健看護学部学生3年生29人 教員1人

(イ) 東都大学沼津ヒューマンケア学部 公衆衛生看護学実習

(令和6年度)

実習日・場所	内容	対象及び人数
9月3日～9月5日 下田総合庁舎	公衆衛生看護実習Ⅱ 臨地実習	保健看護学部学生4年生3人 教員1人
9月17日～9月19日 下田総合庁舎	公衆衛生看護実習Ⅱ 臨地実習	保健看護学部学生4年生3人 教員1人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実習日・場所	内容	対象及び人数
9月2日～9月4日 下田総合庁舎	公衆衛生看護実習Ⅱ 臨地実習	保健看護学部学生4年生3人 教員1人

ウ 評価(課題等)・改善

順天堂大学保健看護学部については、東部保健所で合同オリエンテーションを行っていたが、令和6年度より賀茂管内の市町で実習を行うグループへのオリエンテーションは当所で行うこととなった。東都大学沼津ヒューマンケア学部は令和3年度に開学し、令和6年度より4年生の実習受入を開始した。各課の職員から担当業務を紹介したことで、興味を持った業務について学生からの質問があった。また、学生にとって、市町と健康福祉センターの役割の違いや多職種連携等について学ぶ良い機会となったと思われる。

(7) 保健医療統計

保健事業の推進のため、人口動態調査、医療施設動態調査等、各種統計の取りまとめを行っている。

(衛生統計業務一覧表)

名 称	内 容	報告回数	令和 6年度	令和 7年度
人口動態調査	出生・婚姻・離婚・死亡・死産の状況	月報	○	○
医療施設動態調査	施設の開設、廃止、変更、休止等の状況	月報	○	○
病院報告(患者票)	病院の入退院患者、外来患者の状況	月報	○	○
病院報告(従事者票)	病院の従事者の状況	年報	○	○
地域保健・健康増進事業報告	母子保健、健康増進、衛生教育、予防接種等地域保健・健康増進事業の実施状況	年度報	○	○
衛生行政報告例	衛生関係行政の業務内容	年度報	○	○
医師・歯科医師・薬剤師調査	住所、氏名、性別、生年月日、登録番号、従事業務、診療科名等	隔年	○	—
看護職員等業務従事者調査	住所、氏名、性別、生年月日、登録番号、従事医療機関名等	隔年	○	—
医療施設静態調査	開設者、診療科目、設備、従事者数、勤務状況、許可病床数等	3年毎	—	—
患者調査	疾病状況、診療科名、入院外来等の別、入院期間、診療費の支払方法等	3年毎	—	—
受療行動調査	受療の状況、医療に対する満足度等	3年毎	—	—

### 3 免許関係業務

(1) 目的

医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許関係事務（受付、進達等）を行う。

(2) 実績

免許申請受付件数

免許種類	令和6年度				令和7年度 (令和7年10月31日現在)			
	新規	書換	再交付	抹消	新規	書換	再交付	抹消
医師	0	1	0	0	0	1	0	1
歯科医師	0	0	0	0	0	0	0	0
診療放射線技師	0	0	0	0	0	0	0	0
臨床検査技師	0	0	0	0	0	0	0	0
衛生臨床検査技師	0	0	0	0	0	0	0	0
理学療法士	0	1	0	0	1	0	0	0

作業療法士	3	0	0	0	0	0	0	0
視能訓練士	0	0	0	0	0	0	0	0
保健師	1	1	0	0	0	0	0	0
助産師	1	0	0	0	0	0	0	0
看護師	22	12	1	0	1	5	1	0
准看護師	静岡県分	1	0	0	0	1	0	0
	他道府県分	0	0	0	0	0	1	0
計	28	15	1	0	3	7	1	1

(3) 評価（課題等）・改善

事務手続基準に基づき、受付マニュアルを整備し、正確かつ迅速な対応を心がけて実施していく。

## 4 感染症・疾病対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」、「予防接種法」等の法律や各種要綱等に基づき行われ、感染症の発生予防、蔓延防止対策を講じている。

疾病対策は、難病患者の在宅療養支援や原爆被爆者の健康管理などを通じて、公費負担や患者等の生活の質の向上を目指した施策を中心に進めている。

(1) 感染症対策

ア 目的

感染症の発生動向等の情報収集と還元を行い、予防啓発を行うとともに、感染症発生時においては、個人情報保護をはじめ人権に配慮しつつ、迅速に調査及び措置を講じ、感染拡大の防止を図る。

イ 実績

(ア) 感染症発生動向調査事業

感染症法及び感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、全数把握対象疾病と定点医療機関から把握する対象疾病の情報を、管内医療機関・市町保健担当課・教育委員会・消防組合等に提供し、感染症の予防啓発に努めている。

(イ) 感染症発生対応

行政対応を行う必要のある感染症の発生時には、感染症法及び関係通知等に基づく必要な調査や指導を実施し、感染の拡大防止策を講じている。

また、集団感染発生時には各施設から報告される社会福祉施設等感染症発生報告書に基づき、現地調査や電話調査を実施する。

(ウ) 感染症予防対策研修

福祉・介護施設等において季節性インフルエンザや感染性胃腸炎等による集団感染が散発的に発生している現状に鑑み、感染管理認定看護師と連携して感染症流行前に関係職員向けの研修会を実施することにより、集団感染の予防を図った。

(令和6年度)

実施日	内容	参加対象・人数
11月29日	報告「腸管出血性大腸菌感染症に対する施設内対応について」 報告者：特別養護老人ホームヒューマンヴィラ伊豆	管内高齢者福祉施設(入所)職員(施設管理者、感染管理担当者等)計37人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日	内容	参加対象・人数
11月13日 (予定)	講義：「保育施設で流行する感染症について」 演習：「感染性胃腸炎患者の嘔吐物処理について」	管内保育施設等の職員
11月27日 (予定)	講義：「結核について」 講義：「伊豆今井浜病院での取組と施設で実施できる感染症対策について」	管内高齢者福祉施設職員

(エ) 賀茂地区感染管理連絡会

ICN(感染管理看護師)等の専門職の確保が難しい病院の感染対策の質の向上を図るために、管内全病院の看護師等を対象とした連絡会を定期的で開催した。

(令和6年度)

開催日・場所	内 容	参加者
5月31日 下田メディカルセンター	・病院からの議題(吸引の準備について、シャワー浴介助時のPPEについて等) ・病棟ラウンド	8病院 15人
10月3日 康心会伊豆東部病院	・病院からの議題(新型コロナウイルス感染症への病院対応について等) ・病棟ラウンド	4病院 7人
11月29日 下田総合庁舎	・研修会「腸管出血性大腸菌感染症に対する施設内対応について」 ・災害時の感染対策等対応について	6病院 11人
令和7年 2月21日 下田総合庁舎	・病院からの議題(感染性胃腸炎のマニュアルについて) ・今年度のまとめ、来年度の計画	5病院 7人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

開催日・場所	内 容	参加者
5月14日 熱川温泉病院	・職員研修について ・VRE検査状況について ・病棟ラウンド	8病院 12人
8月20日 ふれあい南伊豆 ホスピタル	・VRE検査状況・手指消毒剤使用量の状況について ・VRE保菌患者の増加について報告 ・病棟ラウンド	8病院 12人

(オ) 感染症診査協議会

感染症法第 24 条及び同第 2 項の規定に基づき、感染症に関する協議会を熱海保健所と合同で開催している。

(単位：件)

	令和 6 年度件数 (13 回開催)	令和 7 年度件数 (10 月 31 日まで) (8 回開催)
第 18 条(就業制限)	1 (0)	6 (3)
第 19 条 (応急入院)	1 (0)	1
第 20 条第 1 項(本入院)	1 (0)	1
第 20 条第 4 項 (入院延長)	1 (0)	2
第 37 条の 2 (医療)	2 (0)	4 (0)

※件数のうち ( ) 内は結核以外

ウ 評価(課題等)・改善

感染症発生時には関係機関との協力のもと、プライバシーに配慮しながら迅速に対応し、感染拡大防止策を講じた。中でも、VRE(バンコマイシン耐性腸球菌感染症)は病院と協力して継続的な対策をとることで、収束することができた。流行している感染症について、管内の感染管理連絡会においても取り上げ、対応できている病院の対策について共有することで、地域全体の感染症対策の向上につなげている。

また、感染症予防対策研修を、管内数少ない感染管理認定看護師と連携して保育施設向けと高齢者施設向けに実施した。施設における平時からの準備や対応方法等について学ぶ場を設置する等、今後も感染症発生時に適切に対応できる体制を整えていきたい。

□□□□□□□□

感 染 症 患 者 発 生 状 況 調

(令和 6 年度)

(単位：人)

分類・疾病名		市 町						計	5 年 同期	4 年 同期
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町			
一類	(該当なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	
二類	結核	0	0	0	1	0	1	2	3	8
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	36	1
四類	レジオネラ症	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	日本紅斑熱	0	0	1	1	0	0	2	0	1
	つつが虫病	0	0	1	0	0	0	1	0	0
	重症熱性血小板減少症候群	0	0	0	0	1	0	1	0	0

五類 (全数把握分)	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	0	1	2
	アメーバ赤痢	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	梅毒	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	1	1	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	/	/	/	/	/	/	0	1	1
	バンコマイシン耐性腸球菌感染症	/	/	/	/	/	/	0	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	/	/	/	1	0	0
	百日咳	/	/	/	/	/	/	0	0	1
計								8	44	19
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	/	/	/	811	1323	133
	感染性胃腸炎	/	/	/	/	/	/	219	271	194
	新型コロナウイルス感染症	/	/	/	/	/	/	1028	1518	/

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

(単位：人)

分類・疾病名		市 町							計	6 年 同 期	5 年 同 期
		下 田 市	東 伊 豆 町	河 津 町	南 伊 豆 町	松 崎 町	西 伊 豆 町	管 外			
一類	(該当なし)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二類	結核	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3
三類	腸管出血性大腸菌感染症	0	0	0	0	0	1	1	2	0	2
四類	レジオネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	日本紅斑熱	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	重症熱性血小板減少症候群	1	0	0	1	0	0	0	2	1	0
五類 (全数把握分)	劇症型溶血性レンサ球菌	/	/	/	/	/	/	/	0	1	0
	梅毒	/	/	/	/	/	/	/	1	0	0
	百日咳	/	/	/	/	/	/	/	21	0	0
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	/	/	/	/	/	/	/	0	0	1
計									27	4	7
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	/	/	/	/	34	52	482
	感染性胃腸炎	/	/	/	/	/	/	/	61	100	142
	新型コロナウイルス感染症	/	/	/	/	/	/	/	455	733	/

## (2) 結核予防業務

### ア 目的

感染症法に基づき、適正医療の実施及び治療完遂のための患者支援や医療機関との調整を行うことで、結核のまん延防止に努める。

イ 実績

(ア) 患者登録

結核患者登録者数

(令和6年12月末現在 単位：人)

区分 市町	総 数	活動性結核							肺 外 結 核	不 活 動 性 結 核	活 動 性 不 明	潜 在 性 結 核 感 染 症 (別掲)
		総 数	肺結核活動性					登 録 時 其 他 菌 陰 性 其 他				
			総 数	登録時喀痰塗抹陽性			登 録 時 其 他 菌 陽 性					
				総 数	初回 治療	再 治療						
下田市	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
東伊豆町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
河津町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
南伊豆町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松崎町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西伊豆町	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
計	4	1	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0

結核患者数の推移 (賀茂保健所管内)

(令和7年10月31日現在 単位：人)

年次	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
新登録患者数	7	7	13	4	1	4
年末現在登録者数	5	8	10	5	4	

(イ) 患者支援

結核のまん延防止及び結核患者の治療完遂を目指し、DOTS (直接服薬確認を含む患者支援方法) による患者支援を実施した。また、コホート検討会 (治療成績及び服薬支援の評価等) を開催し、結核患者の治療や服薬支援について評価を行った。

(令和6年度)

事業名	内 容
患者・家族等への支援	家庭訪問・病院訪問 延べ7人 来所相談・電話相談 延べ54人
定期病状調査	0件
接触者健康診断	延べ6人
DOTS カンファレンス	月1回 県立総合病院にて実施
服薬支援者研修	令和6年9月11日 内容「結核について」 参加者：下田市社会福祉協議会の職員

コホート検討会	第1回 令和7年1月23日 内容 ・結核対応フロー図について ・コホート検討会とは、治療成績判定コードについて ・賀茂保健所、熱海保健所管内の結核の現況
	第2回 令和7年2月6日 内容 ・結核登録管理フロー図について ・コホート検討会とは ・賀茂保健所、熱海保健所管内の結核の現況 参加者：感染症診査協議会委員、医療機関、保健所 等

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

事業名	内 容
患者や家族等への支援	家庭訪問・病院訪問 延べ15人 来所相談・電話相談 延べ73人
定期病状調査	0件
接触者健康診断	延べ4人
DOTS カンファレンス	月1回 県立総合病院にて実施
服薬支援者研修	令和7年11月27日実施予定
コホート検討会	令和8年1月、2月に開催予定

#### ウ 評価（課題等）・改善

賀茂地域は事例が少ないため、DOTS カンファレンス・連絡会やコホート検討会を通して知識の向上を図った。

また令和7年度は結核患者が施設を利用していたため、施設と連携を図りDOTS訪問や接触者健診を行った。接触者のスムーズな決定や、患者の確実な服薬の支援のためには、施設との連携が重要であるので、結核の知識等を施設の職員に啓発していけるよう服薬支援者研修を実施していく。

### (3) エイズ・性感染症予防業務

#### ア 目的

検査により感染者や患者を早期発見し、エイズのまん延防止を図る。

来所や電話による相談窓口を設けることによって、感染のおそれがある者やHIV感染者等に必要な情報を提供する。

また、若年層を対象とした健康講座の実施や関係機関との連携等により、エイズ、性感染症に関する正しい知識の普及啓発を図る。

イ 実績

(ア) エイズ相談・検査

□□□□□□□□

エイズ相談等実施状況調

区 分	相談件数(人)			検査受付件数(人)		
	男	女	計	男	女	計
令和5年度	4	1	5	5	3	8
令和6年度	7	0	7	15	2	17
令和7年度 (10月31日現在)	4	0	4	5	4	9

(イ) エイズ予防啓発事業実施状況

(令和6年度)

名 称	実施日	内 容	参加状況
HIV 検査普及週間 キャンペーン	6月3日	街頭キャンペーン (下田とうきゅう)	啓発物 150 部 配布
	5月27日～ 6月9日	テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—
世界エイズデー キャンペーン	11月27日	街頭キャンペーン (マックスバリュ伊豆下田店)	啓発物 80 部 配布
	11月18日～ 12月6日	テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

名 称	実施日	内 容	参加状況
HIV 検査普及週間 キャンペーン	6月4日	街頭キャンペーン (道の駅下賀茂温泉湯の花)	啓発物 100 部 配布
	5月26日～ 6月8日	テロップ放送 (管内ケーブルテレビ4局)	—

ウ 評価(課題等)・改善

引き続き、受けやすい検査相談体制を整え、普及啓発も工夫して実施していく。

また、性感染症については、高校生等若年層への啓発を目的とした講座の中で、身近なこととして捉えてもらう方法を検討しながら実施していく。

(4) 肝炎対策業務

ア 目的

肝炎に関する相談・検査を行うことにより、感染者の早期発見に努めるとともに、感染拡大を防止する。また、医療費助成事業により、治療を必要とする患者の経済的負担を軽減することで医療につなぎ、肝硬変、肝がん等への進行を予防する。

イ 実績

(ア) 肝炎相談

区 分	相談件数(人)		
	男	女	計
令和6年度	3	1	4
令和7年度(10月31日現在)	1	1	2

(イ) 肝炎検査

区 分	HCV 抗体検査件数(人)			HBs 抗原検査件数(人)		
	男	女	計	男	女	計
令和6年度	16	4	20	16	4	20
令和7年度(10月31日現在)	6	5	11	6	4	10

(ウ) 肝炎治療特別促進事業(医療費助成)申請数

区 分	インターフェロン	インターフェロンフリー		核酸アナログ製剤		計
		新規	再治療	新規	更新	
令和6年度	0	2	0	4	52	58
令和7年度 (10月31日現在)	0	4	0	1	28	33

(エ) 肝炎ウイルス陽性者等重症化予防事業

区 分	陽性者フォローアップ件数	うち検査費用助成件数	
		初回精密検査	定期検査
令和6年度	4	2	2
令和7年度 (10月31日現在)	1	0	1

(オ) 肝炎普及啓発事業

(令和6年度)

名 称	実施日	内 容
世界肝炎デー に係る啓発	7月17日	街頭キャンペーン(マックスバリュ伊豆下田店)
	7月22日～ 7月28日	テロップ放送(管内ケーブルテレビ4局)
肝炎講演会	11月9日	「近年の肝炎の動向と治療の実際」 「肝炎患者が食事で気をつけるポイント」 「肝疾患における運動療法」 講師：順天堂大学医学部附属静岡病院 医師、管理栄養士、理学療法士 参加者：市町職員、医療従事者等15名

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

名 称	実施日	内 容
世界肝炎デーに係る啓発	7月28日～ 8月3日	テロップ放送（管内ケーブルテレビ4局）
肝炎講演会	10月22日	「広がる肝臓病の課題と治療の最前線 ーウイルス性肝炎と脂肪肝ー」 「肝炎と食事ー日常生活で気をつけるポイントー」 「肝炎患者が抱える不安・相談への支援」 講師：順天堂大学医学部附属静岡病院 医師、管理栄養士 参加者：行政保健師、医療従事者等7名

#### ウ 評価（課題等）・改善

世界肝炎デーにおいて啓発物を配布し、住民に対する肝炎の啓発を行った。今後もより多くの住民へ普及・啓発を行うために、実施日時や啓発方法等を工夫しながら実施していく。

毎年、県肝疾患診療連携拠点病院との共催による肝炎講演会を実施しているが、参加者が少ない。より多くの方に参加してもらえよう企画や広報について検討していく。

### (5) 予防接種業務

#### ア 目的

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、法令の改正等必要に応じて、情報提供を行う。

#### イ 実績

実施主体である市町や医療機関に対し、随時、情報提供を行うと共に、予防接種の正しい理解への助言などを行った。

また、健康被害の発生に対応する予防接種健康被害調査委員会に保健所長が委員として参加する際の事務的な手続きを行った。

#### ウ 評価（課題等）・改善

予防接種事業の実施主体は市町であるが、子どもも小児科医も少ない管内の状況に配慮しつつ、安全かつ円滑な実施についての支援を継続していく。

### (6) 難病対策業務

#### ア 目的

難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、原因が不明で治療方法の確立していない難病患者に対し、医療費の負担軽減を図るとともに、在宅難病患者とその家族に対して安定した療養生活及び生活の質の向上を図るための支援を行う。

また、災害時の支援についても対策を進めていく。

## イ 実績

### (ア) 難病医療費助成制度

治療費の公費負担（医療給付）に係る事務を実施している。対象となる疾患は、国指定難病 348 疾患、特定疾患国指定 4 疾患及び県指定 2 疾患である。（令和 7 年 4 月 1 日現在）

なお、本助成制度の受給者証は有効期間が原則 1 年であるため、例年 5 月上旬から 7 月上旬にかけて更新申請の窓口として対応している。

### (イ) 難病患者地域支援対策推進事業

在宅で療養している患者・家族への個別支援を継続実施し、必要に応じて、医療・介護関係者や市町と連携している。

事業名等		令和 6 年度	令和 7 年度（10 月 31 日現在）
在宅療養支援計画策定・評価事業		延べ 3 人	個別ケースの状況により実施予定
訪問相談事業	訪問相談	延べ 48 人	延べ 31 人
	訪問看護師等育成研修会	課内カンファレンス ・令和 6 年 6 月 12 日 参加者：保健師、看護師 5 人 ・訓練実施時（7・8・1 月） 参加者：保健師 4 名 ・個別避難計画関連事業に合わせて随時実施 参加者：保健師 4 名	難病事例検討会 ・令和 7 年 8 月 7 日 参加者：保健師、看護師 7 人 ・令和 7 年 9 月 4 日 参加者：保健師、看護師 6 人
訪問指導（診療）事業		延べ 15 件	延べ 6 件

### (ウ) 難病患者災害時要援護者リストの整備

在宅で人工呼吸器や酸素を使用している患者等、災害時に支援を要する者に対しては、家庭訪問等により状況を把握し、非常用電源や酸素ボンベ等の備え、連絡方法などの助言を実施している。

また、この情報をもとに災害時要援護者リストを整備、更新しながら、訓練や台風等停電被害が想定される場合の安否確認に活用している。

## ウ 評価（課題等）・改善

### (ア) 難病医療費助成制度

申請者が手続を円滑に進められるよう窓口における丁寧な説明に努めており、今後も継続していく。

### (イ) 難病患者地域支援対策推進事業

専門医や専門職が少ないため、窓口等での情報収集、対象者の抽出、訪問相談及び支援事業者への情報提供を通して、関係者の資質向上や相互理解を進めるとともに、支援を充実させていく。また、事例検討会も継続的に開催していく。

(ウ) 介護支援専門員連絡会等での情報提供

管内市町及び事業所等からの依頼に対応するとともに、機会を捉えて積極的に情報共有を行い、支援者との連携を強化していく。

(エ) 難病患者災害時要援護者リストの整備

窓口や訪問相談等による情報収集を通して随時リストを更新し、有事に備える必要がある。今まで、市町・業者・県が連携した安否確認訓練を実施していたが、今後はリストの情報を市町に提供し、個別避難計画の策定を支援していく。また、引き続き、市町災害時要援護者台帳への登録や「緊急医療手帳」の配布、関係者への情報提供を通して、個別の状況に合わせた支援ネットワークの構築を進めていく。

□□□□□□□□

特定医療費等受給者調

(令和6年度末現在)

市町名	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	計	令和5年度末計	令和4年度末計
疾患群									
血液疾患	1	2	3	0	0	0	6	9	9
免疫疾患	30	12	12	11	10	8	83	82	81
呼吸器疾患	8	3	1	3	1	2	18	18	21
循環器疾患	4	0	1	0	0	1	6	11	7
消化器疾患	22	7	5	6	7	11	58	62	62
骨・関節疾患	12	9	2	3	1	2	29	34	40
染色体異常疾患	0	2	0	0	0	0	2	2	2
皮膚疾患	9	4	1	1	0	2	17	19	18
腎・泌尿器疾患	4	2	1	0	0	2	9	9	9
免疫・皮膚系疾患	3	1	0	1	1	1	7	5	4
内分泌疾患	2	3	2	0	2	0	9	12	14
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	0	1	3	3	0	2	9	12	13
神経・筋疾患	40	33	15	16	13	22	139	159	158
代謝異常疾患	1	4	2	1	0	0	8	5	5
合計	136	83	48	45	35	53	400	439	443

特定医療費等受給者調

(令和7年10月31日現在)

市町名	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆町	計	令和6年度末計	令和5年度末計
疾患群									
血液疾患	1	3	3	0	0	0	7	6	9
免疫疾患	33	12	12	12	12	9	90	83	82
呼吸器疾患	8	3	1	3	1	3	19	18	18
循環器疾患	4	0	1	0	0	1	6	6	11
消化器疾患	23	7	5	6	7	11	59	58	62
骨・関節疾患	12	9	3	3	1	4	32	29	34
染色体異常疾患	0	2	0	0	0	0	2	2	2
皮膚疾患	8	4	1	1	0	3	17	17	19
腎・泌尿器疾患	4	2	1	1	0	2	10	9	9
免疫・皮膚系疾患	3	1	0	1	1	1	7	7	5
内分泌疾患	3	3	2	0	2	0	10	9	12
聴覚・平衡機能系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
耳鼻系疾患	0	0	0	0	0	0	0	0	0
視覚系疾患	0	1	3	3	0	2	9	9	12
神経・筋疾患	39	32	15	19	13	24	142	139	159
代謝異常疾患	2	4	2	1	0	0	9	8	5
合計	140	83	49	50	37	60	419	400	439

(7) 原子爆弾被爆者援護業務

ア 目的

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、高齢化している被爆者に対する総合的な援護対策を講じ、被爆者の健康の保持及び福祉の向上を図る。

イ 実績

法に基づく各種手当及び医療費給付及び一般疾病医療機関の指定などの事務を行っている。

なお、被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者及び被爆者二世を対象に、希望による年2回の定期健康診断及び年1回のがん検診を実施している。

(ア) 手当等受給者数

	被爆者健康手帳保持者 (うち原爆症認定者)	被爆者二世	第1種健康診断受診者証保持者	第2種健康診断受診者証保持者	計
令和6年度	8 (1)	10	1	0	19
令和7年度 (10月31日現在)	8 (1)	10	1	0	19

(イ) 手当等受給状況

	医療特別手当	特別手当	保健手当	健康管理手当	家族介護手当	介護手当	葬祭料	手当の相続受領
令和6年度	1	0	0	7	0	1	0	0
令和7年度 (10月31日現在)	1	0	0	7	0	1	0	0

(ウ) 健康診断実施状況

	令和6年度		令和7年度(10月31日現在)	
	定期第1回及び希望によるがん検診	定期第2回及び希望によるがん検診	定期第1回及び希望によるがん検診	定期第2回及び希望によるがん検診
一般健診	11(6)	4(2)	8(3)	6(4)
がん検診	9(6)	2(2)	5(3)	4(4)
交通手当支給	3	0	1	0

※ ( ) は被爆者二世の内数

ウ 評価(課題等)・改善

引き続き、問い合わせや窓口での申請において丁寧に対応していく。

(8) 骨髄移植推進事業

ア 目的

白血病などの難治性血液疾患の治療向上のため、骨髄バンク事業の普及啓発を図るとともに、ドナーへの登録を推進する。

イ 実績

骨髄提供希望者登録窓口として、ホームページへの掲載、管内市町でのドナー登録会、献血併行型のドナー登録会の開催等を行い、ドナーの増加に向けて骨髄バンクに関する知識の普及啓発を行った。

年 度	登録者数
令和6年度	3
令和7年度(10月31日現在)	2

ウ 評価(課題等)・改善

令和5年度以降、静岡県赤十字血液センター沼津事業所の協力を得て献血併行型のドナー登録会を実施し、登録者を増やすことができている。今後も登録者の増加を目指し、管内で実施する献血会場にて登録の呼びかけを行うなど、啓発を含めて実施していく。

## 1 健康寿命延伸を目指す健康づくり

### (1) 賀茂地域住民の健康寿命延伸と生活の質の向上に向けた取組

#### ア 目的

賀茂地域は、人口減少や高齢化の進展が著しく、今後も医療費及び介護費用が増加し、住民の費用負担の増加と市町財政の圧迫が懸念される。医療、福祉等の社会資源も限られた地域であるため、行政と民間が一体となって取り組むことで、住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す。

#### イ 実績

取組を推進する仕組みとして、平成30年2月19日に「賀茂地域における住民の健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指す基本協定書」を締結し、賀茂地域1市5町、賀茂医師会、賀茂歯科医師会、賀茂薬剤師会及び県による任意の賀茂地域健康寿命延伸等協議会（以下「協議会」）を設置した。協議会の下部組織である賀茂地域健康寿命延伸等運営連絡会（以下「運営連絡会」）では、事業計画や取組内容について検討し、事業を実施した。また、協議会では運営連絡会で検討された取組内容等について報告した。

賀茂地域健康寿命延伸等に係る協議会及び運営連絡会の開催状況

(令和6年度)

月 日	会 議 名	主な内容
10月23日	第20回 運営連絡会（書面報告）	令和5年度取組の報告 令和6年度取組状況等
1月29日	第21回 運営連絡会	令和6年度取組の報告
3月4日	第13回 協議会（書面報告）	令和7年度の計画等

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

月 日	会 議 名	主な内容
10月31日	第22回 運営連絡会（書面報告）	令和7年度の取組経過報告

#### ウ 評価（課題等）・改善

健康課題解決のためには、三師会及び市町と共通認識のもと地域全体で取り組むことが効果的である。協議会設置から7年目となり、健康課題が具体的に議論され、協議を進めてきた。

令和6年3月に策定された「第4次静岡県健康増進計画」に基づき、取組を推進していく。

### (2) 特定健診受診率向上対策

#### ア 目的

様々な機会を捉えた受診勧奨やデータ提供事業への取組により受診率を向上させる。

## イ 実績

かかりつけの医療機関及び薬局からの受診勧奨、診療における検査データの活用事業等、1市5町共通の取組について協議し、関係機関との調整等の支援を行った。

(令和6年度)

実施日等	実施内容	参加者等
5月	受診勧奨チラシの作成、かかりつけ医等からの配架	管内医療機関、市町
5月23日	担当者会議	市町
6月19日	事業所訪問（事業主健診結果の活用等）	管内事業所
随時	会議等への出席	関係機関
随時	イベント等での受診勧奨、ポスター掲示等による啓発	—

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日等	実施内容	参加者等
随時	会議等への出席	関係機関
随時	イベント等での受診勧奨、ポスター掲示等による啓発	—

### 【参考資料(1)】令和5年度特定健診・特定保健指導実施状況（法定報告）

	特定健診			特定保健指導		
	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	対象者(人)	終了者(人)	実施率(%)
下田市	3,975	1,357	34.1	189	87	46.0
東伊豆町	2,388	1,022	42.8	150	46	30.7
河津町	1,388	454	32.7	45	7	15.6
南伊豆町	1,760	705	40.1	91	55	60.4
松崎町	1,378	496	36.0	55	14	25.5
西伊豆町	1,500	621	41.4	84	36	42.9
管内合計	12,389	4,655	37.6	614	245	39.9
県計	503,106	193,114	38.4	19,251	6,688	34.7

(令和5年度特定健診・特定保健指導の法定報告結果より)

## ウ 評価（課題等）・改善

市町国保の健診受診者以外のデータ把握や、委託機関の医療従事者の高齢化等による健診日数の確保が難しい。引き続き、未受診者対策として、市町と協力し、イベント等での受診勧奨や広報に取り組んでいく。

### (3) 糖尿病等重症化予防対策の推進

#### ア 目的

医師会、医療関係者、市町等との連絡調整会議の開催や重症化予防に関わる指導者への研修会の開催等により、慢性腎臓病(CKD)の重症化及び人工透析新規導入の抑制等、生活習慣病の重症化予防を図る。また、市町において効果的な取組ができるよう体制整備を図る。

#### イ 実績

平成 27 年度から市町への取組支援を開始し、平成 30 年度からは市町における共同実施チームを設置して重症化予防対策事業を行っている。市町が併任によるチームで保健指導を行うことができる体制を整えるなど、重症化予防の効果的な取組ができるよう支援した。

また、関係者で情報を共有し、住民の腎機能を守る取組を進めている。

(令和 6 年度)

区分	実施日等	実施内容	参加者等
糖尿病等重症化予防連絡調整会議	10月15日 3月 (書面)	・令和5年度事業報告及び評価 ・令和6年度事業について	医師、歯科医師、 薬剤師、腎臓専門 医、市町職員等 延 22 人
打合せ・事例検討	通年 (計 9 回)	・共同実施の取組 ・事例検討 等	市町県職員等 延 106 人
重症化予防指導者研修会	2月4日	・講演「CKD診療の現状と課題」 ・情報提供「賀茂地域糖尿病等重症化予防事業」	医師、歯科医師、 薬剤師、看護師、 市町県職員 計 51 人
	11月11日 12月16日	・講義・演習「糖尿病治療中断者を受診につなげるための効果的な手法を学ぶ」	市町県保健師・管理栄養士 計 27 人

(令和 7 年度)

(令和 7 年 10 月 31 日現在)

区分	実施日等	実施内容	参加者等
打合せ・事例検討会	5月～9月 (計 4 回)	・令和6年度の実施状況の確認、共有 ・令和7年度共同実施の取組、事業評価 ・県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂を踏まえた共同実施要領の見直し ・データ悪化者の傾向把握 等	市町県職員 延 49 人

#### ウ 評価(課題等)・改善

糖尿病等重症化予防対策事業共同実施として、市町の担当者との打合せ会を開催し、事業の進め方や指導方法の標準化、事業評価等を行っている。連絡調整会議や研修会を重ね、医療機関や薬局等多職種と連携した取組となっている。令和6年度は、糖尿病治療中断者を医療につなげることを目指し検討を進めた。令和7年度は、県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの改訂を踏まえ共同実施要領の見直しを行っている。今後もCKD、糖尿病等による人工透析新規導入者の抑制に向け取り組んでいく。

#### (4) 高血圧対策

##### ア 目的

賀茂地域は、高血圧有病者が多い。そこで、高血圧有病者の割合の減少を目的として、市町と協働し地域住民への減塩に関する普及・啓発を実施する。

##### イ 実績

地域の健康課題である高血圧対策について、市町やスーパーと協働して取組を実施した。

(令和6年度)

実施日等	内 容	参加者等
通年	減塩・排塩に関するスーパー等と協働した取組	2市町
5月28日 1月25日	高血圧対策担当者会議	市町県職員等 計12人
3月	血圧計マップの更新	マップ掲載51店舗

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日等	内 容	参加者等
通年	減塩・排塩に関するスーパー等と協働した取組	4市町
6月20日	高血圧対策担当者会議	市町県職員等 計11人

##### ウ 評価（課題等）・改善

県内他地域と比べて高血圧有病者が多い傾向にあり、食の視点では、減塩・排塩の働きかけが必要である。また、住民の高血圧への関心が低く、そのリスクについて広く啓発するとともに、家庭での血圧測定等の啓発や、医療受診勧奨等の取組が必要である。引き続き、市町の事業が効果的に実施できるよう支援していく。

#### (5) 食の環境整備

##### ア 目的

食生活やライフスタイルの多様化に伴い、外食や惣菜等への依存が高まっている。生活習慣病の予防や健康づくりに加え、若い女性のやせや、働き盛り世代の肥満、高齢者の低栄養等の食に関する課題には、家庭の食事だけでなく、外食及び配食等も含めた食生活管理が重要である。そこで、健康づくりを食生活の面から支援する体制を整え、適切な健康情報を提供すると共に、適切な食事が提供されるための環境整備を図る。

## イ 実績

望ましい食生活を実践できる食環境づくりを推進するため、学校、中食・外食業者、サロン・居場所等、様々な対象に合わせた取組を行った。

(令和6年度)

区分	実施日等	実施内容	参加者等
減塩に取り組む環境整備	11月29日	学校給食研修会での情報提供	学校栄養職員又は栄養教諭等 計9人
地域高齢者の食を通じた健康支援の推進	2月21日	病院及び老人福祉施設等給食施設栄養士研修会（給食施設に対する指導業務の推進と兼ねる）	給食施設栄養士、市町・県行政栄養士 計23人
	1月～3月	10食品群チェック票の資料検討	大学助教、市町・県職員等
	3月	市町健康づくり・高齢者福祉担当課を対象に、高齢者の通いの場における栄養士の介入に関する調査	—
	12月18、19日 3月19日	健康に配慮したメニュー提供依頼、しずおか健幸惣菜の周知	管理者講習会参加者（下田市・東伊豆町）延125人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
減塩に取り組む環境整備	6月6日	学校給食研修会での情報提供	給食施設栄養士、市町・県行政栄養士 計10人
地域高齢者の食を通じた健康支援の推進	10月28日	東伊豆町における「3・1・2バランス弁当普及事業」の支援（運動教室参加）	東伊豆町職員
	通年	10食品群チェック表の作成 市町通いの場等における活用	通いの場参加者 市町・県行政栄養士

## ウ 評価（課題等）・改善

健康的な食事が提供される（選択できる）地域資源やサービスの充実が必要である。

賀茂地域は高齢化率が高いため、フレイル予防の食事に着目し、令和6年度に「10食品群チェック表」の資料を検討した。令和7年度は10食品群チェック表を作成し、市町が通いの場、サロン、居場所等でチェック表を活用できるよう支援していく。

(6) 歯科保健対策の推進

ア 目的

歯や口の健康を保ち、何でも食べられることが健康寿命の延伸に繋がることから、歯や口の健康づくりを推進し、住民の健康増進を図る。

イ 実績

令和5年度から「賀茂地域健康寿命延伸等協議会」のプロジェクトの中に「歯を守るための対策」を地域の健康課題の一つとして追加し、取組を推進している。

賀茂歯科医師会や市町とともに賀茂地域の歯科保健についての検討を行う圏域歯科会議では、前年度に引き続き小学校における集団フッ化物洗口の実施拡大を図るための市町の取組の共有、また働き世代の歯周疾患検診受診率向上を図るための取組についての検討を行った。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
賀茂圏域 歯科会議	12月10日	○第3次静岡県歯科保健計画 概要説明 ○賀茂地域の歯科保健事業について (1) フッ化物洗口事業現状報告 (2) 重症化予防連絡調整会議報告 (3) 歯周疾患検診・咀嚼機能低下予防のためのアプローチ ○情報提供	賀茂歯科医師会、市町担当者 計19人
市町歯科口腔保健会議への出席	7月31日	市町歯科保健事業実施状況報告 等	下田市（歯科医師、小・中学校、こども園、8020推進員、歯科衛生士 等）
その他	通年	セミナー・研修会・打合せへの出席、イベントでの啓発 等	—

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
その他	通年	セミナー・研修会・打合せへの出席、イベントでの啓発 等	—

ウ 評価（課題等）・改善

賀茂地域は子どものむし歯有病者率が高いことから、むし歯予防のために小学校でのフッ化物洗口事業の実施拡大を図っている。また、歯周疾患検診の受診率は県平均より高い一方で、特定健診の問診票では「かみにくい、ほとんどかめない」と回答する割合が高い。そこで、咀嚼機能が低下する前から歯周疾患の予防対策を推進し、定期的な歯科受診や歯周疾患検診受診の重要性について周知している。引き続き、賀茂歯科医師会や市町とともに取組を推進していく。

## 2 健康づくり推進体制の整備

### (1) 生活習慣病予防対策の推進

#### ア 目的

生活習慣病予防のため、管内の地域・職域関係者が保健事業に関する情報共有及び連携を図り、健康課題の解決に向けた取組を推進する。

#### イ 実績

生活習慣病対策連絡会においては、医師会等の医療関係団体や全国健康保険協会、労働基準監督署等の職域保健関係機関等との保健事業に関する情報や課題の共有に努めた。また、令和6年度から施行された第4次静岡県健康増進計画の地域別計画についての進捗状況の報告を行った。

市町健康づくり推進協議会は、市町の健康づくり事業の推進を図るため、各市町に設置されており、保健所長が委員として出席し、健康づくり事業についての助言・指導を行った。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
賀茂圏域生活習慣病対策連絡会	1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次静岡県健康増進計画の説明</li> <li>地域職域で進める生活習慣病対策について</li> </ul>	医師会、歯科医師会、薬剤師会、食推協、労基署、国保連、全国健保協会、3市町商工会、市町計29人
市町健康づくり推進協議会	6月27日 9月5日 10月18日 10月30日 1月6日 1月9日 2月18日 2月21日	健康増進・保健事業の実施計画及び実施報告、各種計画の策定・進捗状況	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
市町健康づくり推進協議会	8月25日 8月27日 10月16日	健康増進・保健事業の実施計画及び実施報告、各種計画の策定・進捗状況	東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町

#### ウ 評価（課題等）・改善

生活習慣病対策連絡会については、地域別計画の進捗状況について報告し、意見交換を実施し、地域・職域がそれぞれの健康づくりの立場や役割を認識する機会となった。

市町の健康づくり推進協議会については、保健所長が委員として専門的な助言や指導を行った。今後も公衆衛生の専門機関として、計画の進捗状況確認や見直し等について継続的な支援を行っていく。

## (2) 健康増進事業費助成事業

### ア 目的

健康増進法第17条第1項及び第19条の2の規定に基づき、市町が行う健康増進事業の効果的な実施を補助金交付により支援することで、壮年期からの健康づくり並びに生活習慣病の発症予防及び重症化予防を促進し、県民の健康増進に資する。

### イ 実績

補助対象である各市町の健康増進事業の計画や実施状況に係る年2回のヒアリングや、他市町の事業紹介を通じて助言を行う等、事業の円滑な実施に向けて支援を行った。

(令和6年度)

実施日等	実施内容
8月15日 8月21日 8月26日(計3日間)	第1回健康増進事業聴取調査 ・令和5年度事業実績及び令和6年度実施計画の聴取、指導・助言を実施
12月20日	第2回健康増進事業聴取調査 ・令和6年度実施状況及び令和7年度実施計画の市町報告や情報交換を実施

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日等	実施内容
8月19日 8月20日 8月22日(計3日間)	第1回健康増進事業聴取調査 ・令和6年度事業実績及び令和7年度実施計画の聴取、指導・助言を実施

### ウ 評価(課題等)・改善

健康増進事業費補助金交付要綱に基づき、事務手続きを行った。各市町の実施状況をヒアリングにおいて確認し、より効果的な事業が実施できるよう補助金交付にとどまらず多面的に支援していく。

## (3) 健康づくり運動の推進

### ア 目的

住民自らが健康づくりを実践できるよう啓発を行うとともに、市町と連携し、地域での健康づくりの推進を図る。

### イ 実績

地元の新聞のコラムへの掲載、ケーブルテレビ等のマスメディアによる広報、キャンペーン等による啓発活動を行った。

(令和6年度)

区分	実施日等	内容	参加者等
新聞コラム	通年	啓発記事を掲載 ・熱中症 ・健康経営 ・がん検診 ・8020 ・減塩 ・高齢者の食生活 ・糖尿病と歯周病	伊豆新聞
賀茂健康福祉センター広報誌	通年	啓発記事を掲載 ・高血圧 ・歯周病と糖尿病	賀茂通信（かもめーる） 各 約3,000部
ケーブルテレビ	通年	テロップ放送（熱中症予防啓発）	地元CATV
市町健康まつり	10月20日	・下田市ふれあい広場 （ベジチェック、食育クイズ）	約100人
	11月10日	・西伊豆町ふるさとまつり （血圧測定、健康相談）	約50人
事業所への啓発	6月7日	全国安全衛生週間 （健康経営、特定健診等啓発用リーフレット等の配布、講話）	事業主 約30人
	6月28日	青翔会安全大会 （健康経営、特定健診等啓発用リーフレット等の配布、講話、食と生活習慣チェック！の案内）	会員 約60人
	9月4日	労働安全衛生週間 （健康経営、特定健診等啓発用リーフレット等の配布、講話）	事業主 約40人
その他	通年	庁内ロビーパネル展示 ・熱中症予防 ・世界禁煙デー（禁煙・受動喫煙防止） ・食育月間 ・歯と口の健康週間 ・がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン強化月間	来庁者

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内容	参加者等
新聞コラム	通年	啓発記事を掲載 ・朝食・野菜 ・フレイル予防の食事 ・咀嚼力 ・たばこ ・災害時の備え ・運動習慣 ・睡眠	伊豆新聞

賀茂健康福祉 センター広報誌	通年	啓発記事を掲載 ・加熱式たばこの害 ・災害時の食品備蓄 ・多様な食品摂取（10 食品チェック）	賀茂通信（かも めーる） 各 約 3,000 部
ケーブルテレビ	通年	テロップ放送（熱中症予防啓発）	地元CATV
市町健康まつり	9月28日 10月19日	・東伊豆町健康まつり（ベジチェック） ・フェスタ南伊豆 （ベジチェック、啓発視聴調査）	約 80 人 約 130 人
事業所への啓発	6月7日	全国安全衛生週間 （健康経営、特定健診等啓発用リーフ レット、高血圧対策チラシ、禁煙チャレ ンジチラシ等の配布、講話）	事業主 約 30 人
	9月4日	労働安全衛生週間 （特定健診、がん検診リーフレット、 禁煙外来・禁煙支援薬局名簿、高血圧対 策チラシ、禁煙チャレンジチラシ等の配 布、講話）	事業主 約 30 人
その他	通年	庁内ロビーパネル展示 ・熱中症予防 ・世界禁煙デー（禁煙・受動喫煙防止） ・食育月間 ・歯と口の健康週間 ・がん検診受診率向上に向けた集中 キャンペーン強化月間	来庁者

#### ウ 評価（課題等）・改善

国の健康づくり推進キャンペーン等と併せて健康に関する情報を提供することにより、健康づくりの重要性を多くの住民に認識してもらうことができた。

一方、管内では、健康づくり推進事業所の登録が協会けんぽ加盟の事業所しかなく、健康経営の取組が普及していないことが課題である。管内の商工会への健康づくり事業の働きかけや、事業者が出席する説明会で健康経営についての講話等を行っている。今後も周知、啓発を継続し、事業所での健康づくりに取り組んで行く。

#### （4）食育推進実践事業（食育の推進）

##### ア 目的

「静岡県食育推進計画」に基づき、生涯にわたり望ましい食生活を実践する力を身につけ、健全な心と身体を培うこととともに、自然や人の恩恵の上に成り立つ食への感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育むことを目指し、連携・協働による食育推進体制を整備する。

##### イ 実績

食育の推進体制整備に向け、食育連絡会の開催や、幼稚園・保育所、小学校等での食育活動を充実させるための指導者研修会等を実施した。また、市町の食育連絡会の開催支援などを行った。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等		
食育推進会議・ 食育連絡会 開催支援	7月29日 3月6日	下田市（会議出席2回）	—		
	7月25日 1月21日 11月12日	東伊豆町（会議出席2回）  （指導者研修1回）			
	7月18日 12月12日	河津町（会議出席2回）			
	3月11日	南伊豆町（連絡会1回）			
		※松崎町、西伊豆町は開催なし			
	健康福祉センター 単位食育連絡会	6月24日 1月24日		食育の推進について ※健康増進指導技術連絡会と同時開催	市町職員等 延12人
	食育指導者研修会	10月8日		・講義・演習「ICTを活用した食教育」	学校、保育所、市 町職員等 計20人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
健康福祉センター 単位食育連絡会	5月2日	食育の推進について ※健康増進指導技術連絡会と同時開催	市町職員等 計8人
食育推進会議・ 食育連絡会 開催支援	7月15日 8月7日	河津町(会議、統一献立打合せ会出席)	—
	7月25日	東伊豆町(会議出席)	
	6月27日	下田市(会議出席)	
若い世代への食 育（出前講座）	7月16日	講話「食生活の大切さ・健康的な食事 の選択」	高校定時制課程生 徒等計29人
食育指導者研修会	9月30日	・講義・演習「チャットGPTを使って 給食だよりを作る方法」 ・情報交換「ICTを活用した取組」	学校、保育所、市 町県職員等 計19人

## ウ 評価（課題等）・改善

食育推進会議・連絡会を開催していない市町があるため、開催できるよう支援していくとともに、市町の関係者が連携して食育を進めることができる体制を整えていく。また、市町食育推進計画の策定について支援していく。食育指導者研修会では、国食育基本計画、県食育推進計画でICTを活用した食育が挙げられているため、令和6年度はICTをテーマに開催した。今後

も、県食育推進計画に基づいた食育の推進を目指し、望ましい食生活の実践を推進することができる人材育成と、関係者が連携し、地域で食育を推進する体制を整備していく。

(5) 健康づくりリーダー育成・支援事業

ア 目的

地域で健康づくりを進める地区組織の育成・支援及び活動の活性化を図り、住民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進める。

イ 実績

健康づくり食生活推進協議会を対象とした研修会は、各組織の活動に活かすことができるよう情報交換を行い、交流を図った。

健康づくり食生活推進員に限らず、地域で健康づくりを進める地区組織のリーダーを対象に、育成・支援を目指す研修会の年度テーマを設定した。令和6年度はフレイル予防、令和7年度は災害時の栄養管理をテーマとして実施した。

(令和6年度)

実施日等	内 容	参加者等
5月16日 7月22日 3月17日	健康づくり食生活推進協議会賀茂連絡会役員会 ・事業計画／県理事会報告 ・研修会・交流会の内容検討	健康づくり食生活推進員、市町職員、連絡会事務局等 延38人
7月22日	牛乳・乳製品料理講習会 ・講演「ヨーグルトのひみつ」 ・調理実習「牛乳・乳製品を取り入れた調理」	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計24人
8月25日	健康づくりリーダー研修会 講演「毎日できる3分椅子ヨガ&セルフケアでフレイル予防！」	管内健康づくりリーダー、市町職員等 計70人
11月22日	交流会 ・活動発表「河津町健康づくり食生活推進協議会 令和6年度活動報告」 ・調理実習 テーマ「ご長寿料理」 ・交流「各組織の特徴あるレシピ紹介と情報交換」	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計21人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

実施日等	内 容	参加者等
5月13日 7月8日	健康づくり食生活推進協議会賀茂連絡会役員会 ・事業計画／県理事会報告 ・研修会・交流会の内容検討	健康づくり食生活推進員、市町職員、連絡会事務局等 延26人
7月29日	牛乳・乳製品料理講習会 ・講演「骨・カルシウムセミナー」 ・調理実習「牛乳・乳製品を取り入れた調理」	健康づくり食生活推進員、市町職員等 計24人
8月28日	健康づくりリーダー研修会 講演・グループワーク「自宅から避難所まで～健康を守る！～ 災害時の食の備えと活用術」	市町健康づくりリーダー等、市町職員等 計45人

ウ 評価（課題等）・改善

健康づくり食生活推進員を対象とした役員会、交流会、研修会は、会員がモチベーションを維持し、自発的な活動ができるよう、市町担当者との連携により働きかけを行っていく。

(6) 禁煙・受動喫煙防止対策の推進

ア 目的

改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例、健康増進計画等に基づき、望まない受動喫煙を防ぐことができる環境を整備し、健康被害を防止する。また、多くの疾患の原因となるたばこの害についての正しい知識を広く普及するとともに禁煙への支援、受動喫煙防止を図るため、地域の関係機関が連携してこの地域の実情に合わせた施策を推進する。

イ 実績

賀茂地域は、県全体に比べて習慣的喫煙者の割合が高いため、出前授業や薬学講座を通じて受動喫煙の害や喫煙防止教育の重要性について再確認を行った。

また、改正健康増進法による違反事例への対応等を行うとともに、令和7年度は、禁煙外来・禁煙支援薬局名簿を作成した。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
こどもから大人へのメッセージ事業	10月1日	出前授業 ・人形劇又は紙芝居によるたばこの害や受動喫煙防止に関する講義、グループワーク、メッセージ作成	南伊豆町立南中小学校3年生 計14人
会議	5月17日	薬学講座賀茂地区会議 ・講話「喫煙による健康への影響に関する講座」	薬学講座担当、賀茂薬剤師会担当、市町教育委員会担当、 計11人
改正法・条例関係	通年	改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例の説明	食品衛生責任者等 25回 計351人 ステッカー配布111枚
		禁煙・受動喫煙防止対策に関する違反対応、環境整備の相談・助言、現地確認	1件
		喫煙可能施設に関する届出受理	0件
その他	通年	たばこ対策・禁煙教育資材等の貸出	市町・小学校・保育園・薬剤師 5件

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
こどもから大人へのメッセージ事業	9月19日	出前授業 ・人形劇又は紙芝居によるたばこの害や受動喫煙防止に関する講義、グループワーク、メッセージ作成	下田市大賀茂小学校 3・4年生 計12人
会議	5月23日	薬学講座賀茂地区会議 ・講話「喫煙による健康への影響に関する講座」	薬学講座担当、賀茂薬剤師会担当、市町教育委員会担当、養護教諭 計8人
改正法・条例関係	通年	改正健康増進法、静岡県受動喫煙防止条例の説明	食品衛生責任者等 9回 計86人 ステッカー配布37枚
		禁煙・受動喫煙防止対策に関する違反対応、環境整備の相談・助言、現地確認	0件
		喫煙可能施設に関する届出受理	届出 1件 廃止 1件
禁煙外来・禁煙支援名簿作成	6月 8月～11月	禁煙外来、禁煙支援名簿に関する調査名簿作成	管内医療機関・薬局
その他	通年	たばこ対策・禁煙教育資材等の貸出	薬剤師・小学校・町等 5件

#### ウ 評価（課題等）・改善

こどもから大人へのメッセージ事業や薬学講座を通して、こども及びその家族に対し禁煙・受動喫煙防止を分かりやすく啓発することができた。

改正健康増進法や静岡県受動喫煙防止条例については、飲食店に情報提供し標識掲示を促すことができた。禁煙外来、禁煙支援名簿は2年に1度調査を実施しており、禁煙希望者への情報提供のためのツールとして、周知し活用していく。

#### (7) 地域保健従事者の資質向上

##### ア 目的

地域保健福祉事業を効果的に推進するため、市町や関係機関と連携し、資質向上を図るための研修や人材育成、事業調整等を行う。

##### イ 実績

###### (ア) 健康増進指導技術連絡会

健康増進業務の円滑な実施と充実を図るため、保健師、栄養士等を対象として、連絡会及び研修を実施した。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
保健師・ 栄養士情 報交換会	通年 (計13回)	・松崎保健支援室出張窓口の対応について ・健康危機管理について ・病院立入り検査について ・地区担当制、地区診断について 等	所内保健 師、栄養士 等 計11人
全体編	5月2日	・能登半島地震保健師等派遣の振返り ・グループワーク「能登半島地震保健師等派遣を伝える」	市町・県職 員等 計11人
全体編	6月10日	・令和6年能登半島地震における派遣報告 ・意見交換・情報共有	市町・県職 員等 計19人
栄養士編	6月24日	・県健康増進計画、県食育推進計画の改定について ・令和5年度栄養指導業務報告、行政栄養士配置状況 ・令和5年度市町通いの場への栄養士介入状況の報告 ・健康づくりリーダー育成・支援状況調査結果の報告 ・意見交換、情報交換	市町・県職 員等 計9人
全体編	10月18日	・VRによる防災研修 ・防災ソリューション等の紹介	市町、医師、 薬剤師、賀 茂地域局・ 県職員等計 33人
栄養士編	1月24日	・フレイル対策の多様な食品摂取について ・10食品群チェック表の作成 ・災害時健康支援（栄養・食生活）アクションカード について	市町・県職 員等 計9人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	実施日等	内 容	参加者等
保健師・ 栄養士情 報交換会	通年 (計7回)	・松崎保健支援室出張窓口の対応について ・健康危機管理について ・病院立入り検査について ・地区担当制、地区診断について 等	所内保健 師、栄養士 等 計11人
全体編	5月2日	・保健師・栄養士関係報告 ・今年度の業務紹介 ・市町通いの場への10食品群チェックの活用に向けて 等	市町・県職 員等 計19人
全体編	7月9日	・FUJISAN・賀茂危機管理GISの操作方法について ・その他システムについて ・保健師・栄養士等派遣要請の入力の確認 ・賀茂方面本部アクションカードの紹介 ・災害時健康支援マニュアルの策定状況について	市町・県職 員等 計19人
全体編	9月26日	・健康増進事業のヒアリングの報告 ・各データから読み取る賀茂地域の健康課題と背景	市町・県職 員等 計16人

(イ) 新任期地域保健従事者研修会

地域保健従事者として新任期に必要な知識と技術を習得するとともに、行政で働く保健師・栄養士としての自覚と素養を備えることを目的とした研修会を実施した。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
実務研修	通年	他市町事業等への参加	11回計 11人
集合研修	12月9日	講義・演習 ・国保事業、データヘルス計画の基礎知識 ・行動変容を促す病態生理の理解と伝える コソ 他	市町・県職員 等 計 17人

(ウ) 地域保健福祉関係者研修及び研究会

地域保健福祉業務を円滑に実施するため、各所属の活動報告や研究成果について発表を行い、保健福祉活動の推進並びに関係職員の資質向上及び連携を図った。

(令和6年度)

区分	実施日等	内 容	参加者等
地域保健医療福祉活動研究会	2月28日	活動発表(7演題) 講話「リトルワールドデータを用いた健康エビデンスの構築」	市町、医療・介護・福祉関係職員、県職員等 計 30人

(エ) 小規模市町支援事業

小規模市町における地域保健従事者の定着及び資質の向上を図るとともに、地域保健活動の円滑な推進を支援した。

(令和6年度)

市町名	内 容	実施回数
河津町	療育教室	13回
	母子連絡会	2回
	要保護児童対策地域協議会	3回
	医療救護計画の見直し	2回
南伊豆町	療育教室	1回
	要保護児童対策地域協議会	2回
	5歳児健診の体制整備に向けた支援	4回
	食推研修会における講義の実施	1回
松崎町	療育教室 ※西伊豆町と共同実施	1回
	乳幼児健康診査 ※西伊豆町と共同実施	4回
	母子連絡会	1回
	要保護児童対策地域協議会	2回
	調理実習の実施	1回
	健康増進計画策定のためのアンケート調査実施に対する支援	1回

西伊豆町	乳幼児健康診査	4回
	療育教室 ※松崎町と共同実施	10回
	要保護児童対策地域協議会	2回

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

市町名	内 容	実施計画	実施回数
河津町	5歳児健診(新規事業)の実施体制づくりへの助言	2回	—
	食推養成講座への指導・助言	6回	—
	医療救護計画改定・医療救護連絡会	2回	—
南伊豆町	食生活推進員養成講座の運営について (栄養士支援)	6回	6回
	要保護児童対策地域協議会「日本人の食事摂取基準 (2025年版)」を踏まえた対象別の保健指導のポイント等	1回	1回
松崎町	サロン等での健康教育サポート	1回	1回
	食育連絡会または食育月間報告・共有のサポート	数回	—
	災害時医療連絡会開催	数回	—
	健康増進計画策定、保健対策推進協議会	3～数回	1回
	食遊会研修及び調理実習	4回	3回
西伊豆町	管理栄養士の新任職員への指導	3回	2回～
	栄養改善事業	2回	同上

#### ウ 評価(課題等)・改善

健康増進指導技術連絡会や地域保健福祉関係者研修会は、新しい知識の習得や再確認の場となっている。引き続き、地域のニーズに合ったテーマで、地域保健関係者の資質の向上を図る。

新任地域保健従事者研修は、テーマを決めて開催することで新任期に必要な知識が漏れなく習得できる場となるよう計画的に実施していく。

小規模市町支援事業は、町からの要望を受け継続して支援していく。

### (8) 給食施設に対する指導業務の推進

#### ア 目的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病予防のため、特定多数人に継続的に食事を供給する施設に対し、栄養管理の見地から必要な指導・支援を行うとともに、栄養管理体制の整備を図る。

#### イ 実績

給食の栄養管理の改善及び向上を図るため、健康増進法第18条の規定に基づき、個別指導及び集団指導を実施した。個別指導は施設個々に適した指導・助言を行い、集団指導は研修会を開催した。

(令和6年度)

個別指導									
対象 区分 指導 区分	特定給食施設				その他の施設		小規模給食施設		計
	1回100食以上又は1日250食以上		1回300食以上又は1日750食以上		1回50食以上又は1日100食以上		1回50食未満又は1日100食未満		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
施設数	16	2	4	0	17	6	2	0	47
指導件数 (うち実施指導)	8 (6)	0 (0)	7 (5)	0 (0)	8 (5)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	27 (19)

集団指導		
実施日	内 容	参加者等
6月5日	給食施設従事者研修会（衛生講習会） ・講演「給食施設の衛生管理について」 ・情報提供「令和5年度給食施設実態調査の結果について」	28施設 44人
10月8日	食育指導者研修会「ICTを活用した取組」 ※食育推進実践事業と同時開催	13施設 14人
11月19日	賀茂地域保育園・こども園等給食施設栄養士研修会 ・講演「保育所における食育のあり方・進め方ー栄養士の役割を視野にいれてー」 ・情報交換	6施設 7人
2月21日	病院及び老人福祉施設等給食施設栄養士研修会 ・情報提供「食事形態一覧表の更新、非常・災害時対応、加算実績について」 ・講話「GLIM基準からターミナルケアまで～低栄養診断で終わらないために～」 ・情報交換	19施設 20人

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

個別指導									
対象 区分 指導 区分	特定給食施設				その他の施設		小規模給食施設		計
	1回100食以上又は1日250食以上		1回300食以上又は1日750食以上		1回50食以上又は1日100食以上		1回50食未満又は1日100食未満		
	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	栄養士有	栄養士無	
施設数	16	2	4	0	17	5	1	1	46
指導件数 (うち実施指導)	7 (5)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	4 (3)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	16 (13)

集団指導		
実施日等	内 容	参加者等
6月24日	給食施設従事者研修会（衛生講習会） ・講演「給食施設の衛生管理について」 ・情報提供「実態調査の記載ポイント、非常・災害時対応、食事摂取基準2025年版の改定について」	30施設 45人
9月30日	食育指導者研修会「ICTを活用した取組」 ※食育推進実践事業と同時開催	10施設 10人

ウ 評価（課題等）・改善

給食施設に対する指導業務では、給食従事者の知識・技術が向上し、施設の栄養管理体制が改善するよう、定期的に各施設等への指導・助言を行う個別指導を実施しているが、従来の指導と併せて電話による指導等を組み合わせて効果的に実施できるよう検討する。

賀茂地域は、給食協会の支部がないため、給食施設や栄養士同士の連携がとれる体制づくりを目指し、集団指導の場を利用した情報交換を継続して取り組むことで、連携の強化につなげていく。

(9) 管理栄養士養成施設臨地実習（保健所実習）

ア 目的

学生が理論と実践を結び付け、地域における栄養改善活動に関する事業について、企画・実施・評価する力を習得できるよう指導する。

イ 実績

公衆栄養活動の場である保健所及び市町における実習として、静岡県立大学食品栄養科学部の学生に対し、管理栄養士が関わる業務について実習内容を企画し、指導を行った。

年度	期 間	人数
令和6年度	7月22日～26日（5日間）	3人
令和7年度	7月14日～18日（5日間）	3人

ウ 評価（課題等）・改善

保健所及び市町の行政栄養士の役割や地域の健康課題について習得させることができた。行政栄養士を目指す学生が増えるよう、業務内容だけでなく行政栄養士の魅力を伝えるよう心がけた。人材育成は、行政の役割であるため、今後も実習目標が達成できるよう実習内容を企画し実施していく。

### 3 その他の健康増進業務

#### (1) 国民健康・栄養調査 県民健康基礎調査

##### ア 目的

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき、国民の健康状態、栄養摂取状況等を調査し、健康づくりの対策を進める基礎資料とするため、国民健康・栄養調査を実施する。

県民の健康づくりの方策を講じる基礎資料とするため、県民健康基礎調査を実施する。

##### イ 実績

国民健康・栄養調査の調査地区は、厚生労働省が無作為抽出しており、令和6年度、7年度は対象地区の該当なし。また、県民健康基礎調査の実施もなし（次回の県民健康基礎調査は令和10年度に実施予定）。

##### ウ 評価（課題等）・改善

得られた調査結果を、栄養、食生活及び健康増進に関する基礎資料として、食育推進計画や地域の健康づくり推進のために活用していく。

#### (2) 県職員健診に関する保健指導

##### ア 目的

静岡県職員安全衛生管理規程に基づき保健指導を実施し、職員自らが健康の保持増進を図り、健康な職業生活を送ることができるよう支援する。

##### イ 実績

##### (ア) 個別指導

(令和6年度)

対象者分類	対象者数	実施者数	面接		メール	
			実人数	延人数	実人数	延人数
メタボリックシンドロームに着目した保健指導	特保外（重症化予防）	10	6	6	0	0
	特保外（早期予防）	6	4	4	0	0
	特保外（その他）	—	—	—	—	—
適切な疾病管理目的の保健指導	2	2	2	2	0	0
計	18	12	12	12	0	0

※ 特保外：特定保健指導対象外

##### (イ) 集団指導

\* 下田総合庁舎衛生委員会と共催

(令和6年度)

実施日等	内 容	参加者等
9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食生活・運動習慣チェック</li> <li>・測定（体組成、ベジチェック）</li> <li>・講話（県職員の健康状態、食生活、血圧等）</li> <li>・運健康運動指導士による講座及び体力測定</li> </ul>	17人
12月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3か月後の測定（体組成、ベジチェック、体力測定）</li> <li>・振り返り</li> </ul>	14人

#### ウ 評価（課題等）・改善

個別指導は、職員厚生課及び雇上スタッフと連携し実施した。集団指導は、食生活・運動習慣チェック、測定及び講話・演習を行い、自ら目標をたて、3か月後の変化を確認した。単身生活者が多い中、下田総合庁舎衛生委員会と共催することで、県職員に対して啓発を図ることができた。

今後も、職員厚生課及び下田総合庁舎衛生委員会と連携し、県職員の健康の保持増進のため取り組んでいく。

## 4 免許関係業務

### (1) 目的

管理栄養士、栄養士の免許関係事務（受付、進達等）を行う。

### (2) 実績

管理栄養士と栄養士の免許関係事務を行った。

免許申請受付件数

免許種類	令和6年度					令和7年度 (令和7年10月31日現在)				
	新規	訂正	書換	再交付	抹消	新規	訂正	書換	再交付	抹消
管理栄養士	1	2	2	0	0	3	3	2	1	0
栄養士	10	3	3	0	0	0	2	1	1	0

### (3) 評価（課題等）・改善

受付窓口の書類を整理し、速やかに対応した。引き続き、事務手続基準に基づき、正確かつ迅速な対応を心がけ、実施していく。

## 1 食品衛生業務

### (1) 目的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康の保護を図る。

### (2) 実績

#### ア 食品衛生監視指導

食品に起因する健康被害の発生を防止するため、静岡県食品衛生監視指導計画に基づき地区別、業種別の監視指導を行っている。

学校給食等大量調理施設、製造業及び市場等の流通拠点については、食品衛生監視専門班が、飲食店や食品販売店等は当所の食品衛生監視員が、それぞれ監視指導を実施している。

また、管内には、多くの観光客が訪れることから、事故を未然に防止するため、シーズン前に食品衛生監視専門班の応援を得て、旅館、民宿等について集中監視指導を実施している。

さらに、食品表示法に基づく食品の表示についての監視指導も行っている。

#### イ 食品の収去検査

違反食品、不良食品を排除し食品の安全を確保するため、製造所で製造された食品及び販売店での流通食品の収去検査を実施している。

#### ウ 食中毒防止対策

営業者、調理従事者等を対象に地区別に講習会を開催し、衛生知識の普及向上に努めている。特に大型旅館については、施設ごとに従事者等を対象とした講習会を実施している。

また、営業者自身の衛生意識の高揚及び自主管理の徹底並びに消費者の衛生知識の向上を図るため、食品衛生協会が行っている食品衛生推進員活動、食中毒防止パレード、食中毒防止講習会や、小学生・中学生に対する食品衛生の基本的知識を普及するための「食中毒防止ポスターコンクール」等の各種事業を積極的に支援し、普及啓発に取り組んでいる。

### (3) 評価（課題等）・改善

ア 飲食店や食品量販店に対しては衛生業務課が、学校給食等大量調理施設や食品製造業は食品衛生監視専門班が監視指導を効率的に実施した。その結果、年度当初に策定した食品衛生監視指導計画に基づく目標監視件数を達成した。

また、食品表示についても監視指導・講習会を実施し食品表示の適正化に努めた。

さらに、営業許可取得及び営業届出のあった新規事業者に対しては、令和3年度に制度化されたHACCPに沿った衛生管理の導入支援を行った。

イ 食品収去検査を実施し、食品の安全・安心の確保を図り、違反食品の排除及び不適正表示の改善指導に努めた。

ウ 食中毒は、昨年度、今年度ともに発生していない。引き続き監視指導・講習会を実施するとともに、営業者の自主管理体制の構築を図った。

また、タウンミーティングやこども園での手洗い教室を開催し、消費者の理解と食品衛生知識の普及啓発に努めた。

□□□□□□□□

### 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和6年度)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	801	698.4	862	123.4										0
菓子(パンを含む。)製造業	85	153.5	163	106.2										0
乳処理業	0	0	0	-										0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	-										0
乳製品製造業	0	0	0	-										0
集乳業	0	0	0	-										0
魚介類販売業	40	42.0	44	104.8										0
魚介類せり売り営業	0	0	0	-										0
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	-										0
食品の冷凍又は冷蔵業	0	0	0	-										0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	0	0	0	-										0
喫茶店営業	15	7.5	16	213.3										0
あん類製造業	1	2.0	2	100.0										0
アイスクリーム類製造業	1	2.0	1	50.0										0
乳類販売業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
食肉処理業	6	12.0	12	100.0										0
食肉販売業	19	38.0	44	115.8										0
食肉製品製造業	0	0	0	-										0
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	-										0
食用油脂製造業	0	0	0	-										0
マカリン又はショートニング製造業	0	0	0	-										0
みそ製造業	3	6.0	6	100.0										0
醤油製造業	0	0	0	-										0
ソース類製造業	0	0	0	-										0
酒類製造業	0	0	0	-										0
豆腐製造業	1	2.0	3	150.0										0
納豆製造業	0	0	0	-										0
めん類製造業	2	4.0	4	100.0										0
そうざい製造業	53	106.0	121	114.2										0
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	2	4.0	3	75.0										0
清涼飲料水製造業	1	2.0	1	50.0										0
氷雪製造業	0	0	0	-										0
氷雪販売業	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0
計	1,030	1079.4	1,282	118.8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

項目 区分		施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
食品製造業										
野菜・果物販売業										
そうざい販売業										
菓子（パンを含む。）販売業										
食品販売業（上記以外。）										
添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添加物販売業										
氷雪採取業										
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業										
計										

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。  
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

□□□□□□□□

### 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (旧食品衛生法)

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	440	372.4	236	63.4										0
菓子(パンを含む。)製造業	47	86.8	47	54.1										0
乳処理業	0	0.0	0	-										0
特別牛乳搾取処理業	0	0.0	0	-										0
乳製品製造業	0	0.0	0	-										0
集乳業	0	0.0	0	-										0
魚介類販売業	20	20.0	12	60.0										0
魚介類せり売り営業	0	0.0	0	-										0
魚肉ねり製品製造業	0	0.0	0	-										0
食品の冷凍又は冷蔵業	0	0.0	0	-										0
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	0	0.0	0	-										0
喫茶店営業	4	2.0	3	150.0										0
あん類製造業	1	2.0	1	50.0										0
アイスクリーム類製造業	1	2.0	1	50.0										0
乳類販売業														0
食肉処理業	3	6.0	1	16.7										0
食肉販売業	10	10.0	11	110.0										0
食肉製品製造業	0	0.0	0	-										0
乳酸菌飲料製造業	0	0.0	0	-										0
食用油脂製造業	0	0.0	0	-										0
マカリン又はショートニング製造業	0	0.0	0	-										0
みそ製造業	0	0.0	0	-										0
醤油製造業	0	0.0	0	-										0
ソース類製造業	0	0.0	0	-										0
酒類製造業	0	0.0	0	-										0
豆腐製造業	0	0.0	0	-										0
納豆製造業	0	0.0	0	-										0
めん類製造業	2	2.0	2	100.0										0
そうざい製造業	36	72.0	42	58.3										0
添加物(法第11条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業	1	1.0	2	200.0										0
清涼飲料水製造業	1	2.0	0	0.0										0
氷雪製造業	0	0.0	0	-										0
氷雪販売業														0
計	566	578.2	358	61.9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年10月31日現在）

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校									
	病院・診療所									
	事業所									
	その他									
	食品製造業									
	野菜・果物販売業									
	そうざい販売業									
	菓子（パンを含む。）販売業									
	食品販売業（上記以外。）									
	添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業									
	添加物販売業									
	冰雪採取業									
	器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業									
	計									

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。  
 2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。  
 3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。  
 4 本様式は、許可を有する施設の旧食品衛生法の許可有効期間満了日（最長令和12年5月末）の翌年度の報告まで使用する。

□□□□□□□□□□

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和6年度）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	1,120	768.2	1,084	141.1						1			392
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	1.0	4	400.0									0
食肉販売業	15	30.0	39	130.0									10
魚介類販売業	19	19.0	35	184.2						1			12
魚介類競り売り営業	3	6.0	6	100.0									0
集乳業	0	0.0	0	-									0
乳処理業	0	0.0	0	-									0
特別牛乳搾取処理業	0	0.0	0	-									0
食肉処理業	9	18.0	17	94.4									2
食品の放射線照射業	0	0.0	0	-									0
菓子製造業	87	174.0	190	109.2									42
アイスクリーム類製造業	1	2.0	2	100.0									0
乳製品製造業	0	0.0	0	-									0
清涼飲料水製造業	5	10.0	10	100.0									0
食肉製品製造業	1	2.0	2	100.0									0
水産製品製造業	54	108.0	131	121.3									41
氷雪製造業	1	2.0	2	100.0									0
液卵製造業	0	0.0	0	-									1
食用油脂製造業	1	2.0	2	100.0									0
みそ又はしょうゆ製造業	7	14.0	11	78.6									3
酒類製造業	2	4.0	5	125.0									1
豆腐製造業	2	4.0	6	150.0									1
納豆製造業	0	0.0	0	-									1
麺類製造業	2	4.0	5	125.0									1
そうざい製造業	74	148.0	180	121.6									33
複合型そうざい製造業	0	0.0	0	-									0
冷凍食品製造業	0	0.0	0	-									0
複合型冷凍食品製造業	0	0.0	0	-									0
漬物製造業	32	64.0	58	90.6						1			75
密封包装食品製造業	8	16.0	17	106.3									21
食品の小分け業	1	2.0	1	50.0									2
添加物製造業	0	0.0	0	-									0
計	1,449	1,398.2	1,807	129.2	0	0	0	0	0	3	0	0	638

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	18	18.0	19	105.6					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	14	14.0	16	114.3					
	乳類販売業	72	36.0	58	161.1					
	氷雪販売業	2	1.0	2	200.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	35	7.0	35	500.0					
販売業	弁当販売業	4	2.0	5	250.0					
	野菜果物販売業	56	28.0	36	128.6					
	米穀類販売業	6	3.0	3	100.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	2	1.0	2	200.0					
	コンビニエンスストア	37	18.5	26	140.5					
	百貨店、総合スーパー	30	15.0	25	166.7					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	35	7.0	20	285.7					
	その他の食料・飲料販売業	109	55.0	61	110.9					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0.0	0	-					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2.0	0	0.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	6	3.0	1	33.3					
	農産保存食料品製造・加工業	54	27.0	24	88.9					
	調味料製造・加工業	7	3.5	3	85.7					
	糖類製造・加工業	0	0.0	0	-					
	精穀・製粉業	2	1.0	1	100.0					
	製茶業	2	1.0	1	100.0					
	海藻製造・加工業	3	1.5	2	133.3					
	卵選別包装業	2	4.0	4	100.0					
その他の食料品製造・加工業	73	36.5	131	358.9						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	1	0.5	1	200.0					
	集団給食施設	25	49.0	40	81.6					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0.0	0	-					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	2	1.0	5	500.0					
	その他	8	5.0	5	100.0					
計		606	340.5	526	154.5	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

□□□□□□□□

## 食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（新食品衛生法）

（令和7年度）

（令和7年10月31日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	1,469	957.1	819	85.6										129
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	5	1.0	3	300.0										0
食肉販売業	25	25.0	19	76.0										2
魚介類販売業	31	31.0	22	71.0										2
魚介類競り売り営業	3	6.0	3	50.0										0
集乳業	0	0	0	-										0
乳処理業	0	0	0	-										0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	-										0
食肉処理業	11	20.0	7	35.0										1
食品の放射線照射業	0	0	0	-										0
菓子製造業	129	258.0	124	48.1						1				7
アイスクリーム類製造業	1	2.0	1	50.0										0
乳製品製造業	0	0	0	-										0
清涼飲料水製造業	5	10.0	4	40.0										1
食肉製品製造業	1	2.0	1	50.0										0
水産製品製造業	93	186.0	81	43.5										1
氷雪製造業	1	1.0	1	100.0										0
液卵製造業	1	2.0	1	50.0										0
食用油脂製造業	1	1.0	0	0.0										0
みそ又はしょうゆ製造業	8	8.0	5	62.5										0
酒類製造業	3	3.0	1	33.3										0
豆腐製造業	3	3.0	4	133.3										0
納豆製造業	1	1.0	1	100.0										0
麺類製造業	3	3.0	2	66.7										0
そうざい製造業	105	210.0	96	45.7						1				15
複合型そうざい製造業	0	0	0	-										0
冷凍食品製造業	0	0	0	-										0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	-										0
漬物製造業	102	204.0	77	37.7										5
密封包装食品製造業	29	58.0	26	44.8										0
食品の小分け業	3	3.0	4	133.3										0
添加物製造業	0	0	0	-										1
計	2,033	1,995.1	1,302	65.3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	164

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	13	2.6	1	38.5					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	10	2.0	4	200.0					
	乳類販売業	70	14.0	31	221.4					
	氷雪販売業	2	0.4	0	0.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	35	7.0	15	214.3					
販売業	弁当販売業	3	0.6	2	333.3					
	野菜果物販売業	55	11.0	13	118.2					
	米穀類販売業	8	1.6	0	0.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	2	0.4	0	0.0					
	コンビニエンスストア	38	7.6	12	157.9					
	百貨店、総合スーパー	29	5.8	14	241.4					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	35	7.0	9	128.6					
	その他の食料・飲料販売業	129	25.8	42	162.8					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	0	0.0	0	-					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	1	2.0	3	150.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	7	1.4	1	71.4					
	農産保存食料品製造・加工業	67	13.4	15	111.9					
	調味料製造・加工業	10	2.0	2	100.0					
	糖類製造・加工業	0	0.0	0	-					
	精穀・製粉業	2	0.4	0	0.0					
	製茶業	4	0.8	3	375.0					
	海藻製造・加工業	4	0.8	2	250.0					
	卵選別包装業	2	4.0	2	50.0					
その他の食料品製造・加工業	92	18.4	19	103.3						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	0	0.0	0	-					
	集団給食施設	24	26.0	15	57.7					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	0	0.0	0	-					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	3	0.6	0	0.0					
	その他	7	1.4	4	285.7					
計		652	157.0	209	133.1	0	0	0	0	0

(注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

2 「目標監視件数」欄は、「施設数」に当該年度の静岡県食品衛生監視指導計画に基づく目標監視回数に乗じた件数を記載する。

3 「許可前の調査件数」欄は、申請書受理後の調査の延件数を記載する。

4 新食品衛生法は令和3年6月1日施行。

□□□□□□□□

食品等の収去検査状況調

(令和6年度)

区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
	試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
加工乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
脱脂乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
山羊乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
無加熱摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前に加熱された食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前未加熱の食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
生食用冷凍魚介類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0
乳製品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
アイスクリーム類、氷菓	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	/	/	-	-	-	-	-	-	-	0	-
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	6	0	/	/	-	-	-	-	-	-	-	0	-
菓子類	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
清涼飲料水	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
酒精飲料	0	-	/	/	-	-	-	-	-	-	-	0	-
氷	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
缶詰、瓶詰食品	0	-	/	/	-	-	-	-	-	-	-	0	-
その他の食品	29	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
化学的合成品及びその製剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
その他の添加物	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
器具	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
容器包装	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
おもちゃ	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
台所用洗剤	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
計	45	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	0

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

□□□□□□□□

食品等の収去検査状況調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

区分	食品衛生法に基づく収去										食品表示法に基づく収去		
	試験した収去検体数	不良検体数	大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	試験した収去検体数	不良検体数
生乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
加工乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
脱脂乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
山羊乳	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類	2	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
無加熱摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前に加熱された食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
凍結直前未加熱の食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
加熱後摂取冷凍食品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
生食用冷凍鮮魚介類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
乳製品	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
アイスクリーム類、氷菓	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
穀類及びその加工品	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
(缶詰、瓶詰を除く)	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
野菜類、果物及びその加工品	4	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
(缶詰、瓶詰を除く)	4	0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
菓子類	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
清涼飲料水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
酒精飲料	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
氷	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
水	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
缶詰、瓶詰食品	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
その他の食品	8	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-
添加物	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
化学的合成品及びその製剤	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
その他の添加物	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
器具	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
容器包装	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
おもちゃ	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
台所用洗剤	0	-	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0	-
計	17	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

□□□□□□□□

### 食中毒発生状況調

(令和6年度)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 △ 所在市町村 ▽	摘要
発生なし									
計			-	-	-				

(注) 1 監査対象期間内に発生したものを記載する。  
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

### 食中毒発生状況調

(令和7年度)  
 (令和7年10月31日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 △ 所在市町村 ▽	摘要
発生なし									
計			-	-	-				

(注) 1 監査対象期間内に発生したものを記載する。  
 なお、前回の監査調書に記載したものは除く。

## 2 動物愛護管理業務

### (1) 目的

人と動物が快適に共生できる地域社会の実現を図る。

### (2) 実績

#### ア 犬による危害防止対策

犬による危害を防止するため、放浪犬や放し飼いの犬の苦情処理等については、各市町と協力して効率的に対処している。

また、飼い犬の登録や狂犬病予防注射については、各市町及び獣医師会と連携し、周知徹底を図っている。なお、狂犬病予防注射の指導においては、適宜、戸別訪問を実施している。

#### イ 動物愛護管理業務

「静岡県動物愛護管理推進計画(令和3年3月改定策定)」を推進し、動物愛護思想の普及を図るため、当所広報誌や各市町広報誌等で啓発を行っている。

また、増加傾向にある猫の苦情については、市町と連携して適正管理指導を行っている。

さらに、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、動物取扱業及び特定動物の飼養施設について立入検査を行っている。

### (3) 評価（課題等）・改善

ア 放浪犬や放し飼いの犬に関する苦情及び相談件数は横這いで推移しているが、猫に関する件数は増加した。また、飼い犬による咬傷事故が散見されることから、飼い主等に対して市町及びボランティアと連携し、適切な指導を実施する。

イ 動物取扱業の登録施設及び特定動物の飼養施設において、動物の飼育状況を監視指導するとともに、動物の販売時には新しい飼い主への終生飼養等の説明を徹底することを指導し、動物の適正な取扱いを推進した。

□□□□□□□□

動物取扱施設立入検査状況調

(令和6年度)

項目 種別	施設数	登録件数	立目 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取 止 消	改善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録	そ の 他
販 売	22	22	11	12	109.1	0	0	0	0	0	0
保 管	27	27	13.5	14	103.7	0	0	0	0	0	0
貸出し	8	8	4	4	100.0	0	0	0	0	0	0
訓 練	0	1	0.5	0	0.0	0	0	0	0	0	0
展 示	12	12	6	7	116.7	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0
合 計	69	70	35	37	105.7	0	0	0	0	0	0

□□□□□□□□

動物取扱施設立入検査状況調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立目 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登録 取 止 消	改善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録	そ の 他
販 売	24	24	12	3	25.0	0	0	0	0	0	0
保 管	28	28	14	2	14.3	0	0	0	0	0	0
貸出し	8	8	4	2	50.0	0	0	0	0	0	0
訓 練	0	1	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
展 示	12	12	6	3	50.0	0	0	0	0	0	0
競りあっせん	0	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0
譲受飼養	0	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0
合 計	72	73	36.5	10	27.4	0	0	0	0	0	0

□□□□□□□□

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和6年度)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書その他	無許可	その他
哺乳類	4	12	1	4	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	4	34	0	3	0	0	0	0	0

□□□□□□□□

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書その他	無許可	その他
哺乳類	4	0	0	1	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	4	1	1	3	0	0	0	0	0

□□□□□□□□

### 犬・猫の愛護管理状況調

(令和6年度)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
6	1	4	3		5	5	

□□□□□□□□

### 犬・猫の愛護管理状況調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
3	1	1	0		1	1	

□□□□□□□□□□

### 動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和6年度)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	13	34
猫	47	137
その他の愛護動物	0	0

□□□□□□□□□□

### 動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	12	34
猫	14	72
その他の愛護動物	0	0

□□□□□□□□□□

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和6年度)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
下田市	5	0
東伊豆町	0	0
河津町	0	0
南伊豆町	2	1
松崎町	1	0
西伊豆町	0	0
合計	8	1

□□□□□□□□□□

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

項目 市町別	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
下田市	5	0
東伊豆町	0	0
河津町	0	0
南伊豆町	2	1
松崎町	1	0
西伊豆町	0	0
合計	8	1

□□□□□□□□□□

### 咬傷犬事故發生狀況調

区	分	件 数	被害者数	告発件数
	令和5年度	3件	3人	0件
	令和6年度	3件	3人	0件
	令和7年度 (令和7年10月31日現在)	1件	1人	0件

### 3 生活衛生業務

(1) 目的

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所及び興行場における衛生水準の向上を図るとともに、利用者の安全確保を図る。

(2) 実績

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の許可・届出事務をはじめ、計画的な監視指導により、衛生水準の維持向上を図っている。

また、レジオネラ症の発生防止対策として、旅館や公衆浴場の入浴施設に対して浴槽水等の水質検査やろ過器、循環配管等の衛生管理の徹底指導を行っている。

なお、住宅宿泊事業法に基づき住宅宿泊事業所の届出事務や指導監督を行っている。

(3) 評価（課題等）・改善

監視指導の結果、事業者が衛生管理に関する理解を深めることにより、施設の衛生水準の向上が図られた。今後も利用者が安心して施設を利用できるよう、引き続き衛生管理の徹底に取り組んでいく。

### 4 温泉業務

(1) 目的

温泉の保護及び温泉利用の適正化を図る。

(2) 実績

ア 源泉の湧出量及び温度を把握するため、年1回の温泉の実態調査を実施している。

また、温泉協会の指導育成を行い、各温泉組合が実施する温泉実態調査に同行するなど、温泉資源の保護管理と利用の適正化を行っている。

イ 掘削、可燃性天然ガスの確認、設備の修繕等を行っている温泉について、現場状況を調査することにより、管理の適正化を図っている。

(3) 評価（課題等）・改善

実態調査等の結果、各温泉は適正に管理されている。今後も、温泉協会の協力を得て違法な掘削及び動力装置の排除に努め、温泉資源の保護を図るとともに、適正な温泉利用についても指導、啓発を行っていく。

□□□□□□□□□□

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和6年度)

施設別		項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
							営業許可取消	営業停止	措置改善令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館		1,282	641.0	646	100.8	0	0	0	0
	興行場		3	0.6	1	166.7	0	0	0	0
	公衆浴場		186	93.0	134	144.1	0	0	0	0
	理容所		89	8.9	18	202.2	0	0	0	0
	美容所		167	33.4	35	104.8	0	0	0	0
	クリーニング所		30	6.0	6	100.0	0	0	0	0
	クリーニング取次店		8	0.8	1	125.0	0	0	0	0
小 計			1,765	783.7	841	107.3	0	0	0	0
その他施設	化製場		0	-	-	-	-	-	-	-
	魚屑等処理場		0	-	-	-	-	-	-	-
	小 計		0	-	-	-	-	-	-	-
合 計			1,765	783.7	841	107.3	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日)

施設別		項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
							営業許可取消	営業停止	措置改善令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館		1,306	653.0	438	67.1	0	0	0	0
	興行場		3	0.6	0	0.0	0	0	0	0
	公衆浴場		187	93.5	69	73.8	0	0	0	0
	理容所		86	8.6	10	116.3	0	0	0	0
	美容所		168	33.6	31	92.3	0	0	0	0
	クリーニング所		30	6.0	7	116.7	0	0	0	0
	クリーニング取次店		8	0.8	1	125.0	0	0	0	0
小 計			1,788	796.1	556	69.8	0	0	0	0
その他施設	化製場		0	-	-	-	-	-	-	-
	魚屑等処理場		0	-	-	-	-	-	-	-
	小 計		0	-	-	-	-	-	-	-
合 計			1,788	796.1	556	69.8	0	0	0	0

(注) 「監視目標件数」欄は、「施設数」に平成25年3月22日付け県生活衛生局長発衛生第956号に基づく監視目標率を乗じた件数を記載する。

# 温泉状況調

(令和7年2月現在)

地区	区分	源泉 総数	利 用 源泉数	総湧出量 (L/分)	年度別平均 湧出量 (ℓ/分)			年度別平均 温度 (℃)		
					4	5	6	4	5	6
東 伊 豆 町	大 川	35	13	874.6	77.8	68.5	67.3	62.7	56.4	61.5
	熱川・北川	71	47	5,272.1	121.3	103.2	112.2	89.6	90.5	77.8
	片 瀬	39	25	2,935.5	87.5	96.1	117.4	91.0	89.1	92.7
	白 田	32	19	1,616.4	75.3	72.7	85.1	90.3	88.4	90.7
	稲 取	25	13	1,706.5	128.6	126.2	131.3	70.3	72.4	73.1
	町 計	202	117	12,405.1	103.0	95.8	106.9	85.3	87.0	80.3
河 津 町	見 高	3	1	—	—	—	—	—	—	—
	谷 津	30	16	1,179.8	67.4	91.0	73.7	72.6	81.1	75.8
	浜	5	0	—	—	—	—	—	—	—
	笹 原	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	峰	31	12	1,645.7	140.0	148.8	137.1	89.6	88.8	89.0
	田 中	5	2	—	52.0	—	0.0	46.4	—	0.0
	沢 田	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	逆 川	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	湯ヶ野	9	5	345.3	64.2	57.5	69.1	48.5	47.7	50.2
	川津筏場	4	2	214.3	99.7	110.0	107.2	35.2	35.5	35.4
	下佐ヶ野	2	2	135.1	13.2	18.3	67.6	42.5	42.8	6.9
	小 鍋	4	1	10.6	11.1	10.7	10.6	43.4	43.5	43.4
	梨 本	17	10	1,080.6	130.6	108.5	108.1	46.8	47.7	48.4
町 計	112	51	4,611.4	89.4	91.7	90.4	63.9	70.8	68.2	
下 田 市	加 増 野	6	1	—	—	—	—	—	—	—
	横 川	15	6	654.2	102.3	110.0	109.0	48.7	49.2	47.9
	北湯ヶ野	6	3	359.0	122.3	116.2	119.7	65.9	64.0	67.1
	相 玉	8	7	996.7	91.8	45.3	142.4	86.3	85.6	86.1
	河 内	19	10	1,699.0	186.0	186.0	169.9	48.0	47.8	46.6
	蓮 台 寺	8	3	977.4	315.9	348.2	325.8	53.3	50.8	51.5
	大 沢	6	3	2,512.1	1,175.5	1,258.6	837.4	60.3	60.2	60.2
	立 野	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	下 田	9	3	201.4	53.1	52.2	67.1	34.0	32.9	32.9
	下田白浜	2	1	61.2	71.8	63.1	61.2	48.8	47.2	47.0
	吉 佐 美	9	6	353.8	70.3	63.6	59.0	27.3	28.6	27.7
	大 賀 茂	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	田 牛	1	1	—	—	—	—	—	—	—
市 計	91	44	7,814.8	172.6	176.8	186.1	55.5	58.2	52.2	

地区	区分	源泉 総数	利 用 源泉数	総湧出量 (L/分)	年度別平均 湧出量 (ℓ/分)			年度別平均 温度 (℃)		
					4	5	6	4	5	6
南 伊 豆 町	下 賀 茂	66	39	2,623.9	68.8	69.5	67.3	73.6	73.9	75.4
	加 納	24	15	1,387.6	90.5	91.7	92.5	100.4	100.1	100.0
	湊・手 石	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	一 条	3	0	—	—	—	—	—	—	—
	毛 倉 野	6	0	—	—	—	—	—	—	—
	一 色	2	0	—	—	—	—	—	—	—
	下 小 野	2	0	—	—	—	—	—	—	—
	二 条	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	青 市	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	大 瀬	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	中 木	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	入 間	2	0	—	—	—	—	—	—	—
	妻 良	1	0	—	—	—	—	—	—	—
	子 浦	1	0	—	—	—	—	—	—	—
伊 浜	1	0	—	—	—	—	—	—	—	
町 計	113	54	4,011.5	74.8	75.7	74.3	82.6	82.7	83.9	
松 崎 町	雲 見	2	1	—	—	—	—	—	—	—
	石部・岩地	6	5	1,193.5	283.1	259.3	238.7	54.4	53.8	56.0
	松 崎	10	8	1,475.5	158.5	185.9	184.4	67.4	67.3	66.9
	大 沢	4	3	340.5	63.1	63.3	113.5	42.1	41.9	41.4
	町 計	22	17	3,009.5	157.9	164.3	177.0	59.0	59.6	59.7
西 伊 豆 町	仁科・堂ヶ島	13	8	1,020.8	134.1	135.8	127.6	43.4	44.5	44.8
	大 沢 里	2	1	779.2	745.3	826.4	779.2	38.2	38.4	38.3
	田 子	0	0	—	—	—	—	—	—	—
	宇 久 須	3	2	904.7	422.2	439.8	452.4	23.5	24.0	24.3
	町 計	18	11	2,704.7	242.0	253.8	245.9	35.6	36.2	36.1
保健所管内 計		558	294	34,557.0						
静岡県		2,400	1,163	109,955.2	(令和7年2月1日現在：静岡県温泉実態調査報告書)					
全国		27,920	16,960	2,496,157.0	(令和6年3月末現在：令和5年度温泉利用状況、環境省)					

## 5 薬務関係業務

### (1) 薬事

#### ア 目的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保並びに安全使用の推進のため、監視指導等を実施し、保健衛生の向上を図る。

#### イ 実績

薬局及び医薬品販売業者等に対して、店舗の構造設備や医薬品等の取扱い等について監視指導を行うとともに、インターネット等での広告についても法令遵守の徹底を図っている。医薬品製造販売業及び製造業に対しては、薬事監視機動班が監視指導を行っている。

また、医薬分業に伴う調剤事故防止のため、薬局における調剤過誤防止や薬剤師の勤務状況等についても監視指導を行っている。

令和3年8月から認定薬局制度が開始となり、賀茂管内では1件認定を受けている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

監視指導及び事後指導等により、薬局等における医薬品等の管理については、概ね適正に行われていた。今後も監視指導等により、医薬品等の適正管理を図っていく。

また、厚生労働省から公表された「患者のための薬局ビジョン」を推進するため、かかりつけ薬局、健康サポート薬局等の普及推進により医薬分業の深化を図っていく。

### (2) 毒物及び劇物

#### ア 目的

毒物・劇物販売業者及び業務上取扱者に対して、毒物及び劇物の適正な取扱いを指導し、毒物及び劇物による危害防止を図る。

#### イ 実績

毒物・劇物販売業者及び業務上取扱者に対して、立入検査や講習会等を行い、適正な販売、保管管理及び取扱いについて監視指導を行っている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

監視指導及び事後指導等により、毒物及び劇物の管理は、概ね適正に行われていた。今後も、販売業者や業務上取扱者に対して、適正販売及び適正使用について周知徹底を図っていく。

### (3) 薬物乱用防止対策

#### ア 目的

本人の心身のみならず、社会に害悪をもたらす、麻薬、覚醒剤、大麻等の薬物の不正使用及び不正流通並びに医薬品の不正使用の防止を図る。

#### イ 実績

医療用麻薬等の取扱いについては、医療監視や薬局等の立入検査に際して、その適正な保管管理・使用の徹底を指導している。

薬物乱用防止啓発事業として、県が委嘱した18人の賀茂地区薬物乱用防止指導員を中心に、地域

に根ざした啓発活動を実施した。昨年度は、ヤング街頭キャンペーンを6月27日に実施し、若年層への啓発活動を行なった。また、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動期間中の10月20日及び11月10日に地域のイベントで地域住民向けに啓発活動を実施した。

また、青少年による薬物乱用を防止するため、小学生・中学生・高校生を対象とした「薬学講座」の地区会議を開催し、賀茂薬剤師会、管内市町教育委員会及び警察署の連携を図っている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

医療用麻薬等の取扱いについて、本年度1件の違反が生じ、改善指導を行なった。

薬物乱用防止指導員協議会の活動や「薬学講座」を通して、薬物乱用防止への関心は高まっており、特に若年齢層における薬物乱用の抑止効果が得られていると思われる。今後とも、関係機関と連携を密にして、薬物乱用の防止を図る。

### (4) 血液確保対策

#### ア 目的

安全な血液製剤の安定供給の確保を図るため、献血思想の普及啓発を図る。

#### イ 実績

献血推進については、県の採血計画に基づき、市町及び静岡県赤十字血液センター沼津事業所と連携を図りながら啓発活動を行い、目標達成に取り組んでいる。

また、若年層に対する献血意識の高揚を図るため、県立稲取高等学校、県立松崎高等学校及び県立伊豆の国特別支援学校松崎分校の高校生に献血ボランティア「アボちゃんサポーター」を委嘱し、学域及び地域において献血思想の普及啓発を図っている。本年度は、9月28日に県立稲取高等学校のアボちゃんサポーターとともに地域のイベントで市民向けに啓発活動を実施した。

#### ウ 評価（課題等）・改善

アボちゃんサポーターとともに啓発活動を行うことで、地域住民、特に若年層の献血への関心が得られていると思われる。今後、高齢化に伴う血液製剤の需要増大と少子化による献血者の減少が進む中で、あらゆる機会をとらえ、アボちゃんサポーターや市町と連携して献血思想の普及啓発に取り組んでいく。

薬事関係立入検査状況調

(令和6年度)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発		
					許可等の取消 業務等の停止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等			
薬事	医薬品等製造販売業	1	3	76.9	0	0	0	0	0	0		
	医薬品等製造業	1	3		0	0	0	0	0	0		
	医療機器修理業	0	—		—	—	—	—	—	—		
	医薬品製造販売業(薬局)	0	2		—	—	—	—	—	0		
	医薬品製造業(薬局)	0	2		—	—	—	—	—	0		
	薬局	31	37		0	0	0	0	0	0		
	医薬品販売業	21	25		0	0	0	0	0	0		
	配置販売従事者	2	2		0	0	0	0	0	0		
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	40	38		0	0	0	0	0	0		
	管理医療機器販売業・貸与業	185	104		0	0	0	0	0	0		
	再生医療等製品販売業	0	—		—	—	—	—	—	—	0	
	医薬部外品化粧品販売業	—	283		0	0	0	0	0	0		
	一般医療機器販売業・貸与業	—	121		0	0	0	0	0	0		
業務上取扱う施設	—	182	0	0	0	0	0	0				
小計	281	802	0	0	0	0	0	0				
毒物・劇物	製造(輸入)業	0	—	100.0	—	—	—	—	—	0		
	販売業	27	29		0	0	0	0	0	0		
	業務上取扱者	2	0		—	—	—	—	—	0		
	届出有	—	0		0	0	0	0	0	0		
	届出無	—	0		—	—	—	—	—	0		
特定毒物研究者	0	—	—	—	—	—	—	—	0			
小計	29	29	0	0	0	0	0	0				
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	—	57.2	—	—	—	—	—	0	
		家庭麻薬製造業	0	—		—	—	—	—	—	0	
		元卸売業	0	—		—	—	—	—	—	0	
		卸売業	1	2		0	0	0	0	0	0	
		小売業	30	35		0	0	0	0	0	0	
	麻薬診療施設	病院	6	11		0	0	0	1	1	0	
		診療所	27	4		0	0	0	0	0	0	
		飼育動物診療施設	7	2		0	0	0	0	0	0	
	麻薬研究者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	大麻取扱者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	けし栽培者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	向精神薬営業施設	輸入業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		製造製剤業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		卸売業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		免許みなし卸売販	3	5		0	0	0	0	0	0	
		免許みなし薬局	31	37		0	0	0	0	0	0	
	小売業	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
向精神薬診療施設	病院	8	13	0	0	0	0	0	0			
	診療所	81	4	0	0	0	0	0	0			
	飼育動物診療施設	7	2	0	0	0	0	0	0			
向精神薬試験研究施設	0	—	—	—	—	—	—	—	0			
小計	201	115	0	0	0	1	1	0				
覚せい剤・覚せい剤原料	覚せい剤施用機関	0	—	44.1	—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤研究者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤原料取扱者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤原料研究者	0	—		—	—	—	—	—	0		
	薬局	31	37		0	0	0	0	0	0		
	病院	8	13		0	0	0	0	0	0		
	診療所	81	4		0	0	0	0	0	0		
飼育動物診療施設	7	2	0	0	0	0	0	0				
小計	127	56	0	0	0	0	0	0				
計	638	1,002	65.2	0	0	0	1	1	0			
違反施設率					1/1002×100=0.1%							

(注)

- 1 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数欄斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$ で算出する。
- 2 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$ で算出する。

薬事関係立入検査状況調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率 %	処分等の件数					告発		
					許可等の取消業務等の停止	構造設備改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等			
薬事	医薬品等製造販売業	1	0	38.8	0	0	0	0	0	0		
	医薬品等製造業	1	0		0	0	0	0	0	0		
	医療機器修理業	0	—		0	0	0	0	0	0		
	医薬品製造販売業(薬局)	0	—		0	0	0	0	0	0		
	医薬品製造業(薬局)	0	—		0	0	0	0	0	0		
	薬局	30	22		0	0	0	0	0	0		
	医薬品販売業	21	12		0	0	0	0	0	0		
	配置販売従事者	1	0		—	—	—	—	—	—		
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	40	20		0	0	0	0	0	0		
	管理医療機器販売業・貸与業	197	59		0	0	0	0	0	0		
	再生医療等製品販売業	0	—		—	—	—	—	—	—		
	医薬部外品化粧品販売業	—	228		0	0	0	0	0	0		
	一般医療機器販売業・貸与業	—	113		0	0	0	0	0	0		
業務上取扱う施設	—	48	0	0	0	0	0	0				
小計	291	502	38.8	0	0	0	0	0				
毒物・劇物	製造(輸入)業	0	—	55.2	—	—	—	—	—	0		
	販売業	27	16		0	0	0	0	0	0		
	業務上取扱者	2	0		—	—	—	—	—	—		
	届出有	—	6		0	0	0	0	0	0		
	届出無	—	—		—	—	—	—	—	—		
特定毒物研究者	0	—	—	—	—	—	—	—	0			
小計	29	22	55.2	0	0	0	0	0				
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤(輸入)業	0	—	32.3	—	—	—	—	—	0	
		家庭麻薬製造業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		元卸売業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		卸売業	1	1		0	0	0	0	0	0	
		小売業	28	21		0	0	0	0	0	0	
	麻薬診療施設	病院	6	7		0	0	0	0	0	0	
		診療所	26	0		—	—	—	—	—	—	0
		飼育動物診療施設	7	1		0	0	0	0	0	1	
	麻薬研究者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	大麻取扱者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	けし栽培者	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
	向精神薬営業施設	輸入業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		製造製剤業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		卸売業	0	—		—	—	—	—	—	—	0
		免許みなし卸売販	3	2		0	0	0	0	0	0	
		免許みなし薬局	30	22		0	0	0	0	0	0	
	小売業	0	—	—		—	—	—	—	—	0	
向精神薬診療施設	病院	8	8	0	0	0	0	0	0			
	診療所	79	0	—	—	—	—	—	—	0		
	飼育動物診療施設	7	1	0	0	0	0	0	0			
向精神薬試験研究施設	0	—	—	—	—	—	—	—	0			
小計	195	63	32.3	0	0	0	0	1				
覚せい剤・覚せい剤原料	覚せい剤施用機関	0	—	25.0	—	—	—	—	—	0		
	覚せい剤研究者	0	—		—	—	—	—	—	—		
	覚せい剤原料取扱者	0	—		—	—	—	—	—	—		
	覚せい剤原料研究者	0	—		—	—	—	—	—	—		
	薬局	30	22		0	0	0	0	0	0		
	病院	8	8		—	—	—	—	—	—		
	診療所	79	0		0	0	0	0	0	0		
飼育動物診療施設	7	1	0	0	0	0	0	0				
小計	124	31	25.0	0	0	0	0	0				
計	639	618	34.9	0	0	0	0	1				
違反施設率					0/618×100= 0%							

薬事関係施設の監視率

区分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和5年度	676	1,030	68.6
令和6年度	638	1,002	65.2
2年度単純平均	657	1,016	66.9
令和7年10月31日現在	639	618	34.9

(注)

- 1 監視率は、 $\frac{\text{立入検査件数} - \text{対象施設数欄斜線の立入検査件数}}{\text{対象施設数}} \times 100$ で算出する。
- 2 違反施設率は、 $\frac{\text{処分等の合計件数(指導票等件数を除く)}}{\text{立入検査合計件数}} \times 100$ で算出する。

## 1 廃棄物業務

### (1) 一般廃棄物

#### ア 目的

市町が行う一般廃棄物処理事業に対して指導・助言するとともに、ごみの減量・リサイクルの推進を図る。

#### イ 実績

(ア) 一般廃棄物処理施設に対する立入検査を実施し、施設の適正な維持管理や計画的整備に関する助言・指導を行っている。特に、維持管理基準の遵守とその記録について重点的に指導している。

(イ) 自動車リサイクル法に基づく許可・届出事業者に対して計画的に立入検査を実施し、使用済み自動車の適正な処理及び円滑なリサイクルの推進を図っている。

#### ウ 評価（課題等）・改善

一般廃棄物処理施設の維持管理基準は、遵守されている。

また、各市町でごみの減量や、各種リサイクル法に基づく再資源化の推進が図られている。

### (2) 産業廃棄物

#### ア 目的

産業廃棄物の排出抑制及び適正処理の推進を図るとともに、不法投棄等の不適正処理の未然防止及び早期発見を図る。

#### イ 実績

(ア) 産業廃棄物処理業者及び処理施設設置者に対し、厳格な申請審査や相談を通じて健全な業者としての処理事業への参画を指導している。

(イ) 産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対し、計画的に立入検査を行い、廃棄物処理法の遵守を指導することにより適正処理の推進を図っている。特に、過去に不適正な行為を行った産業廃棄物処理業者に対し、重点的に立入検査している。

(ウ) 産業廃棄物の不法投棄や不法焼却などの不適正処理を防止するため、定期的なパトロールや市町との合同パトロールを実施し、生活環境の保全を図っている。

(エ) PCB廃棄物保管事業所等に対する立入検査を実施し、PCB廃棄物の届出、適正な保管及び早期処分を指導し、国が定めた期限内の確実な処理について周知・指導している。

#### ウ 評価（課題等）・改善

廃棄物の不法投棄など不適正処理については、未然防止と早期発見が重要であるが、依然として県内の不適正処理事案は後を絶たない状況である。AIによる監視体制の強化やSNSを使用した通報制度の整備を行っており、今後も、関係者との連携を密にし、効率的かつ効果的な監視等を継続して行っていく。

□□□□□□□□□□

廃棄物監視指導状況調

(令和6年度)

施設別	項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					営業許可 取 消	営業停止	措置命令	改善命令	
一般 廃 棄 物	し尿処理施設	3	3	100.0%	/	/	0	0	
	ごみ処理 施設	焼却	5	5	100.0%	/	/	0	0
		その他	3	3	100.0%	/	/	0	0
	最終処分場	2	3	150.0%	/	/	0	0	
	小計	13	14	107.7%	/	/	0	0	
産業 廃 棄 物	産業廃棄物排出事業所	/	90	/	/	/	0	0	
	産業廃棄物処理業	104	113	108.7%	0	0	0	0	
	小計	104	203	195.2%	0	0	0	0	
合計		117	217	/	0	0	0	0	
(計監視率		108.5 %)							
前年度	合計	117	247	/	0	0	0	0	
	(計監視率		129.1 %)						

廃棄物監視指導状況調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

施設別	項目	施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					営業許可 取 消	営業停止	措置命令	改善命令	
一般 廃 棄 物	し尿処理施設	3	0	0.0%	/	/	0	0	
	ごみ処理 施設	焼却	5	0	0.0%	/	/	0	0
		その他	3	0	0.0%	/	/	0	0
	最終処分場	2	0	0.0%	/	/	0	0	
	小計	13	0	0.0%	/	/	0	0	
産業 廃 棄 物	産業廃棄物排出事業所	/	95	/	/	/	0	0	
	産業廃棄物処理業	104	23	22.1%	0	0	0	0	
	小計	104	118	113.5%	0	0	0	0	
合計		117	118	/	0	0	0	0	
(計監視率		19.7 %)							
前年度	合計	117	101	/	0	0	0	0	
	(計監視率		49.6 %)						

(注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

2 計監視率は、 $\frac{(B) - (\text{施設数欄斜線の立入検査件数})}{(A)} \times 100$ で算出すること。

3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□□□

## 産 業 廃 棄 物 不 法 投 棄 状 況 調

区 分	令和5年度	令和6年度	令和7年度 令和7年10月31日現在
当該年度発生件数	0件	2件	0件
撤去済み	0件	1件	0件
撤去指導中	0件	1件	0件
前年度以前からの継続件数	2件	2件	2件
撤去済み	0件	1件	0件
撤去指導中	2件	1件	2件
合計	2件	4件	2件
撤去済み	0件	2件	0件
撤去指導中	2件	2件	2件

## 2 生活環境業務

### (1) 浄化槽

#### ア 目的

合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を指導し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

#### イ 実績

県が毎年度策定する業務基本方針に基づき、関係機関、団体と連携し、浄化槽管理者及び保守点検業者の監視指導や浄化槽の適正管理に係る普及啓発を行った。

(ア) 浄化槽の適正な維持管理を推進するため、市町や関係団体等と連携を図り、新規浄化槽設置者に対する講習会や浄化槽巡回指導を実施している。

(イ) 指定検査機関と連携して、法定検査未受検者に対し、受検案内の送付や個別訪問などを実施し、法定検査の受検指導及び周知を図っている。

(ウ) 「浄化槽月間」(10月)に合わせ、巡回指導を強化しマスコミを活用した広報を行っている。

#### ウ 評価(課題等)・改善

(ア) 浄化槽設置者に対する補助事業や啓発活動により、合併処理浄化槽の普及が進み、合併浄化槽への転換は徐々に進んでいる。

(イ) 今後も市町、関係団体等と連携して、一層の周知を図り、受検率の向上に取り組んでいく。

### (2) 特定建築物

#### ア 目的

多数の者が利用する一定規模以上の建築物(特定建築物)の衛生管理等について監視指導し、建築物の衛生的で快適な環境の確保を図る。

#### イ 実績

(ア) 特定建築物に対して計画的に立入検査を実施し、空気環境、給排水、清掃等の適正な維持管理について指導している。

(イ) 特定建築物の管理者等を対象とした講習会を開催し、自主管理体制の強化やレジオネラ症等の感染防止対策を図るよう重点的に指導している。

(ウ) 建築物衛生管理業登録業者に対して立入検査を実施し、適正な業務管理について指導している。

#### ウ 評価(課題等)・改善

管内の特定建築物のほとんどが旅館、ホテル等であり、概ね、適正な衛生管理が行われ、衛生的環境が確保されている。

### (3) 水道

#### ア 目的

安全な水道水の安定供給のため、水道施設の適正な維持管理を図る。

イ 実績

(ア) 安全な水道水の供給を確保するため、水道事業者等に対し立入検査を実施し、施設の適正な維持管理を指導している。特に、定期的な水質検査及び滅菌管理に重点を置いて、指導している。

(イ) 水道事業者等が行う水質検査の状況を把握し、基準違反があった場合は、改善指導している。

(ウ) 水道水を将来にわたり安定的に供給できるようにするため、水道施設の更新、耐震化等計画的な整備を指導している。

ウ 評価（課題等）・改善

適正な維持管理の指導により、安全な水道水の安定的な供給が図られている。

(4) 遊泳用プール

ア 目的

遊泳用プールの衛生管理を徹底し、衛生的で安全な施設の確保を図る。

イ 実績

県遊泳用プール衛生管理指導要綱に基づき、遊泳用プール管理者に対して、水質基準、施設基準及び維持管理基準等を遵守するよう計画的に立入指導を実施している。特に、利用者の多い公営プールを重点的に指導している。

ウ 評価（課題等）・改善

管理者の意識向上や立入指導により、衛生的で安全な施設の確保が図られた。

(5) 海水浴場

ア 目的

海水浴場の水質を調査し、海水浴場として適切な水質であることを確認する。また、その結果を公表して県民の利用に資する。

イ 実績

管内の海水浴場28か所（県内海水浴場の約半数）の水質等について「化学的・細菌学的検査」を実施している。なお、調査の結果、管内全ての海水浴場について「遊泳可能」と判定された。

ウ 評価（課題等）・改善

管内の海水浴場の水質は、いずれも良好である。

□□□□□□□□□□

浄化槽監視指導状況調

(令和6年度)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告	
浄化槽	20,732	264	200	132.0%		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	12	15	0	-	0		0	0	
前年度	浄化槽	20,648	271	200	135.5%		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	12	4	0	-	0		0	0

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	施設数・業者数	立入検査件数(A)	計画立入検査件数(B)	実施率(%)	処分件数				
					登録取消事業停止命令	使用停止命令	措置改善命令	勧告	
浄化槽	20,761	13	200	6.5%		0	0	0	
浄化槽保守点検業者	12	0	0	-	0		0	0	
前年度	浄化槽	20,695	232	200	116%		0	0	0
	浄化槽保守点検業者	12	8	0	-	0		0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 実施率(%) = A/B × 100  
 3 前年度の施設数・業者数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□□□

## 建築物監視指導状況調

(令和6年度)

項 目 施 設 別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	74	27	36.5%	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	15	4	26.7%	0	/	/	/	0
合 計		89	31	34.8%	0	0	0	0	0
前年度	合 計	87	32	36.8%	0	0	0	0	0

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

項 目 施 設 別		施設数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監視 率 (%)	処 分 件 数				
					登録の 取消	使用停止	使用制限	措置 命令 改善	改善指導
建築物 関係	特定建築物	74	3	4.1%	/	0	0	0	0
	清掃等登録業者	15	3	20.0%	0	/	/	/	0
合 計		89	6	6.7%	0	0	0	0	0
前年度	合 計	88	4	4.5%	0	0	0	0	0

- (注) 1 本表は、所管健康福祉センター(保健所)において調製する。  
 2 監視率(%) =  $B/A \times 100$   
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□□□

## 水道施設状況調

(令和6年度)

区分 市町別	管内人口	給水人口	施設数						飲料 水給 施設	
			上水道	簡易水道		専用 水道	計	普 及 率 (%)		県普 平及 均率 (%)
				公 営	そ の 他					
下田市	18,226	18,082	1	0	0	3	4	99.2	99.0	8
東伊豆町	10,621	10,620	1	1	5	10	17	99.9	99.0	0
河津町	6,109	6,072	1	0	2	1	4	99.4	99.0	0
南伊豆町	7,092	7,024	1	9	0	1	11	99.0	99.0	1
松崎町	5,280	5,244	1	3	0	0	4	99.3	99.0	1
西伊豆町	6,133	6,124	1	5	0	0	6	99.9	99.0	1
計	53,461	53,166	6	18	7	15	46	99.5	99.0	11

(注) 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。

管内人口は、令和7年4月1日における県統計調査課の推計値である。

□□□□□□□□□□

水道施設監視指導状況調

(令和6年度)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	6	6	100%	0	0	0
		簡 易 水 道	25	9	36.0%	0	0	0
		専 用 水 道	12	11	91.7%	0	0	0
		簡易専用水道	124	14	11.3%	0	0	0
		その他の水道	3	1	33.3%	0	0	0
合 計			170	41	24.1%	0	0	0
前年度	合 計		170	42	24.7%	0	0	0

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

施 設 別		項 目	施 設 数 (A)	立入 検査 件数 (B)	監 視 率 (%)	処 分 件 数		
						認 可 取 消	給 水 停 止 命 令	措 置 ・ 改 善 指 示 等
水道施設		上 水 道	6	0	0%	0	0	0
		簡 易 水 道	25	0	0%	0	0	0
		専 用 水 道	12	0	0%	0	0	0
		簡易専用水道	126	3	2.4%	0	0	0
		その他の水道	3	0	0%	0	0	0
合 計			172	3	1.7%	0	0	0
前年度	合 計		170	5	2.9%	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入検査件数及び処分件数は前年度同期現在の数値を記載する。

□□□□□□□□□□

### 水質検査状況調

(令和6年度)

区分	施設数	検査体数	不検体数	不適率 %
上水道	6	880	( 0 ) 1	( 0.0 ) 0.1
簡易水道 ( 公営 )	18	478	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
( その他 )	7	135	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
専用水道	12	196	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
計	43	1,689	( 0 ) 1	( 0.0 ) 0.1

(注)1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
2 ( )内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

### 水質検査状況調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区分	施設数	検査体数	不検体数	不適率 %
上水道	6	553	( 0 ) 1	( 0.0 ) 0.2
簡易水道 ( 公営 )	18	304	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
( その他 )	7	84	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
専用水道	12	119	( 0 ) 0	( 0.0 ) 0.0
計	43	1,060	( 0 ) 1	( 0.0 ) 0.1

(注)1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
2 ( )内は、細菌性不適検体数及び不適率を再掲する。

□□□□□□□□□□

遊泳用プール立入調査状況調

(令和6年度)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不 適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	45 ( 0 )	21 ( 0 )	46.7 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
前 年 度	45	24	51.1	0	0	0

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

項 目 施 設	施設数 (A)	立入 調査 件数 (B)	監視率 (%)	不 適 施設数	不適率 (%)	措置・改善 指導数
プール (うち流水プール)	47 ( 0 )	19 ( 0 )	40.4 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
前 年 度	45	21	46.7	0	0	0

- (注) 1 本表は、健康福祉センター(賀茂・東部・中部・西部)において調製する。  
 2 監視率(%)=B/A×100  
 3 前年度の施設数、立入調査件数、不適施設数及び措置・改善指導数は前年度同期現在の数値を記載する。

### 第3 財産及び経理状況

□□□□□□

## 歳入予算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 10財産収入	1,500	1,500	0
項 01財産運用収入	1,500	1,500	0
目 01財産貸付収入	1,500	1,500	0
02土地貸付料	1,500	1,500	0
款 14諸収入	97,984,260	15,554,072	2,220,392
項 01延滞金、加算金及び過料等	152,100	0	0
目 01延滞金	152,100	0	0
01延滞金	(0)	(0)	(0)
01延滞金	152,100	0	0
項 07雑入	97,832,160	15,554,072	2,220,392
目 01納付金	5,050,260	170,020	177,360
02児童措置費納付金	(732,280)	(170,020)	(68,460)
02児童措置費納付金	5,050,260	170,020	177,360
目 02雑入	92,781,900	15,384,052	2,043,032
87保険料負担金	2,779,046	2,779,046	0
非常勤職員	2,779,046	2,779,046	0
89過年度返納金	870,872	870,872	0
90雑収	(16,051,858)	(11,734,134)	(270,083)
雑収	89,131,982	11,734,134	2,043,032
公文書開示負担金	(16,050,888)	(11,733,164)	(270,083)
公文書開示負担金	89,071,596	11,733,164	2,043,032
保有個人情報開示負担金	670	670	0
生活保護損害賠償請求費	300	300	0
生活保護損害賠償請求費	(0)	(0)	(0)
生活保護損害賠償請求費	59,416	0	0
計	97,985,760	15,555,572	2,220,392

# 執行状況調

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収入歩合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納期内収入率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
2,845,306	77,364,490	0	77,364,490	18.6	16.3
47,400	104,700	0	104,700	-	-
47,400	104,700	0	104,700	-	-
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
47,400	104,700	0	104,700	-	-
2,797,906	77,259,790	0	77,259,790	18.7	16.3
191,740	4,511,140	0	4,511,140	7.1	3.4
(0)	(493,800)	(0)	(493,800)	(32.5)	(23.2)
191,740	4,511,140	0	4,511,140	7.1	3.4
2,606,166	72,748,650	0	72,748,650	19.3	17.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(4,047,641)	(0)	(4,047,641)	(74.7)	(73.1)
2,606,166	72,748,650	0	72,748,650	15.9	13.5
(0)	(4,047,641)	(0)	(4,047,641)	(74.7)	(73.0)
2,606,166	72,689,234	0	72,689,234	15.9	13.5
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	59,416	0	59,416	-	-
2,845,306	77,364,490	0	77,364,490	18.6	16.3

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02諸収入	16,639,052	3,563,820	482,480
項 02貸付金元利収入	7,702,469	3,563,820	395,480
目 01貸付金元利収入	7,702,469	3,563,820	395,480
01母子父子寡婦福祉資金	(3,852,732)	(3,563,820)	(85,480)
貸付金償還金	7,702,469	3,563,820	395,480
項 03雑入	8,936,583	0	87,000
目 01雑入	8,936,583	0	87,000
01雑収	(1,108,208)	(0)	(0)
	8,936,583	0	87,000
計	16,639,052	3,563,820	482,480

(令和 6年度 )  
(令和 7年 5月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	12,592,752	0	12,592,752	24.3	21.4
0	3,743,169	0	3,743,169	51.4	46.2
0	3,743,169	0	3,743,169	51.4	46.2
(0)	(203,432)	(0)	(203,432)	(94.7)	(92.5)
0	3,743,169	0	3,743,169	51.4	46.2
0	8,849,583	0	8,849,583	0.9	-
0	8,849,583	0	8,849,583	0.9	-
(0)	(1,108,208)	(0)	(1,108,208)	(-)	(-)
0	8,849,583	0	8,849,583	0.9	-
0	12,592,752	0	12,592,752	24.3	21.4

□□□□□□

## 歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 10財産収入	1,500	1,500	0
項 01財産運用収入	1,500	1,500	0
目 01財産貸付収入	1,500	1,500	0
02土地貸付料	1,500	1,500	0
款 14諸収入	92,088,273	10,504,906	699,355
項 01延滞金、加算金及び過料等	104,700	0	0
目 01延滞金	104,700	0	0
01延滞金	(0)	(0)	(0)
	104,700	0	0
項 07雑入	91,983,573	10,504,906	699,355
目 01納付金	4,979,130	44,410	67,480
02児童措置費納付金	(467,990)	(44,410)	(67,480)
	4,979,130	44,410	67,480
目 02雑入	87,004,443	10,460,496	631,875
90保険料負担金	1,569,655	1,569,655	0
非常勤職員	1,569,655	1,569,655	0
93雑収	(14,327,847)	(8,890,841)	(5,000)
	85,434,788	8,890,841	631,875
雑収	(14,327,317)	(8,890,311)	(5,000)
公文書開示負担金	85,374,842	8,890,311	631,875
保有個人情報開示負担金	450	450	0
生活保護損害賠償請求費	80	80	0
	(0)	(0)	(0)
	59,416	0	0
計	92,089,773	10,506,406	699,355

# 執 行 状 況 調

(令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
85,500	79,892,429	906,083	80,798,512	12.2	11.5
0	104,700	0	104,700	-	-
0	104,700	0	104,700	-	-
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	104,700	0	104,700	-	-
85,500	79,787,729	906,083	80,693,812	12.3	11.5
85,500	4,781,740	0	4,781,740	2.2	0.9
(0)	(356,100)	(0)	(356,100)	(23.9)	(9.4)
85,500	4,781,740	0	4,781,740	2.2	0.9
0	75,005,989	906,083	75,912,072	12.8	12.1
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(4,525,923)	(906,083)	(5,432,006)	(66.2)	(66.2)
0	75,005,989	906,083	75,912,072	11.2	10.5
(0)	(4,525,923)	(906,083)	(5,432,006)	(66.2)	(66.2)
0	74,946,573	906,083	75,852,656	11.2	10.5
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)
0	59,416	0	59,416	-	-
85,500	79,892,429	906,083	80,798,512	12.3	11.5

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

区 分	調 定 額 A	収 入 濟 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 02諸収入	14,945,807	2,021,795	367,777
項 02貸付金元利収入	5,889,359	2,021,795	325,777
目 01貸付金元利収入	5,889,359	2,021,795	325,777
01母子父子寡婦福祉資金	(2,146,190)	(2,021,795)	(21,048)
貸付金償還金	5,889,359	2,021,795	325,777
項 03雑入	9,056,448	0	42,000
目 01雑入	9,056,448	0	42,000
01雑収	(206,865)	(0)	(0)
	9,056,448	0	42,000
計	14,945,807	2,021,795	367,777

(令和 7年度 )  
(令和 7年10月31日現在)

不納欠損額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	12,556,235	0	12,556,235	15.9	13.5
0	3,541,787	0	3,541,787	39.8	34.3
0	3,541,787	0	3,541,787	39.8	34.3
(0)	(103,347)	(0)	(103,347)	(95.1)	(94.2)
0	3,541,787	0	3,541,787	39.8	34.3
0	9,014,448	0	9,014,448	0.4	-
0	9,014,448	0	9,014,448	0.4	-
(0)	(206,865)	(0)	(206,865)	(-)	(-)
0	9,014,448	0	9,014,448	0.4	-
0	12,556,235	0	12,556,235	15.9	13.5

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度 (令和 7 年 10 月 31 日現在)
		件 数	件 数
医療法	病院開設許可手数料	0	0
	診療所開設許可手数料	1	1
	病院使用検査手数料	0	0
	病院使用検査手数料（自主検査分）	0	0
	診療所使用検査手数料	0	0
	診療所使用検査手数料（自主検査分）	0	0
保健師助産師看護師法	准看護師免許手数料	1	1
	准看護師免許証書換え交付手数料	0	0
	准看護師免許証書再交付手数料	0	0
	准看護師試験手数料	35	0
静岡県HIV抗体検査等実施要領	HIV-1、2抗原・抗体同時測定定性	0	0
	判断料	0	0
	血液採取料（静脈）	0	0
	文書料	2	2
栄養士法	栄養士免許申請手数料	10	0
	栄養士免許証書換え手数料	3	1
	栄養士免許証再交付手数料	0	1
温泉法	土地掘削許可申請手数料	1	0
	ゆう出路増掘等の許可申請手数料	0	0
	動力装置許可申請手数料	2	1
	可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	0	4
	温泉利用許可申請手数料	19	20
	温泉の利用の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	9	1
旅館業法	旅館業許可申請手数料	72	33
	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	42	21
公衆浴場法	浴場業許可申請手数料	6	2
理容師法	理容所検査手数料	0	1
美容師法	美容所検査手数料	4	2
クリーニング業法	クリーニング所検査手数料	0	0
	クリーニング師免許証再交付手数料	0	0
	クリーニング師試験手数料	0	0
	クリーニング師免許申請手数料	0	0
食品衛生法 (新法)	飲食店営業許可申請手数料 1（1＝新規。以下同じ）	375	186
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料 1	0	0
	食肉販売業許可申請手数料 1	10	4
	魚介類販売業許可申請手数料 1	12	4
	魚介類競り売り営業許可申請手数料 1	0	0
	食肉処理業許可申請手数料 1	2	1
	菓子製造業許可申請手数料 1	42	9
	アイスクリーム類製造業許可申請手数料 1	0	0
	清涼飲料水製造業許可申請手数料 1	0	1
	食肉製品製造業許可申請手数料 1	0	0
	水産製品製造業許可申請手数料 1	39	3
	液卵製造業許可申請手数料 1	1	0
	氷雪製造業許可申請手数料 1	0	0
	食用油脂製造業許可申請手数料 1	0	0
	みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料 1	3	0
	酒類製造業許可申請手数料 1	1	0
	豆腐製造業許可申請手数料 1	1	0
	納豆製造業許可申請手数料 1	1	0
	麺類製造業許可申請手数料 1	1	0
	そうざい製造業許可申請手数料 1	33	19
	漬物製造業許可申請手数料 1	70	5
	密封包装食品製造業許可申請手数料 1	21	0
	食品の小分け業許可申請手数料 1	2	0
添加物製造業許可申請手数料 1	0	1	

区 分		令和6年度	令和7年度 (令和7年10月31日現在)
		件 数	件 数
調理師法	調理師免許申請手数料	15	5
	調理師試験手数料	26	23
	調理師免許証書換え交付手数料	1	1
	調理師免許証再交付手数料	8	3
製菓衛生師法	製菓衛生師免許申請手数料	2	0
	製菓衛生師試験手数料	1	0
	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	0	0
静岡県ふぐの取扱い等に関する条例	ふぐ営業所登録申請手数料	1	1
	ふぐ営業所登録済証書換え手数料	0	0
	ふぐ処理者免許申請手数料	0	1
	ふぐ処理者試験手数料	0	1
狂犬病予防法	抑留犬返還手数料	4	1
	抑留犬飼養管理手数料	12	1
動物の愛護及び管理に関する法律	第一種動物取扱業登録申請手数料（基本額）	3	1
	第一種動物取扱業登録申請手数料（種別）	3	1
	第一種動物取扱業登録更新申請手数料（基本額）	11	1
	第一種動物取扱業登録更新申請手数料（種別）	18	1
	動物取扱責任者研修手数料	53	0
	特定動物の飼養又は保管許可申請手数料	6	1
	特定動物の飼養又は保管変更許可申請手数料	1	1
	犬又は猫の引取り手数料（生後90日を超える犬又は猫）	1	1
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	薬局開設許可申請手数料	1	0
	薬局開設許可更新申請手数料	1	4
	医薬品販売業許可（配置を除く）申請手数料	1	0
	医薬品販売業許可更新（配置を除く）申請手数料	7	0
	配置販売従事者身分証明書交付申請	2	0
	販売従事登録手数料	4	5
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可申請手数料	1	1
	高度管理医療機器等の販売業及び貸与業許可更新申請手数料	0	0
	登録販売者試験合格証明書交付	0	1
	地域連携薬局認定申請手数料	1	0
	地域連携薬局認定更新申請手数料	1	1
	第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料	1	0
	医薬品製造業許可更新申請手数料（一般）	1	0
毒物及び劇物取締法	毒物劇物販売業登録申請手数料	1	0
	毒物劇物販売業登録更新申請手数料	4	2
	毒物劇物取扱者試験手数料	4	7
	毒物劇物取扱者合格証再交付申請手数料	0	0
覚醒剤取締法	覚醒剤原料取扱者指定申請手数料	0	0
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬、向精神薬卸売業者免許申請手数料	0	0
	麻薬小売業者免許申請手数料	3	14
	麻薬施用者免許申請手数料	22	44
	麻薬管理者免許申請手数料	6	3
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料	1	3
	産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料	14	5
	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料	0	0
	産業廃棄物処分業許可更新申請手数料	1	1
	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新手数料	1	0
使用済自動車の再資源化等に関する法律	引取業者登録申請手数料	0	1
	引取業者登録更新申請手数料	8	1
	フロン類回収業登録更新申請手数料	1	0
	解体業許可更新申請手数料	1	0
	破砕業許可更新申請手数料	1	0
建築物における衛生的環境の確保に関する法律	建築物清掃業登録申請手数料	1	0
	建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請手数料	2	0
	建築物空気環境測定業者登録申請手数料	0	0
	建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請手数料	1	0
静岡県浄化槽保守点検業者登録条例	浄化槽保守点検業更新登録申請	9	0
	浄化槽保守点検業登録申請	0	0

### 過年度分収入未済額調

(令和7年10月31日現在)

区分 年度	児童措置費納付金		延滞金		過年度返納金		雑収	
	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
平成31年度以前 (A)	157	円 1,542,620	0	円 0	0	円 0	83	円 43,329,287
令和2年度	85	922,240	24	98,800	0	0	17	4,967,892
令和3年度	70	518,280	0	0	0	0	22	6,332,191
令和4年度	56	460,600	1	5,900	0	0	15	4,709,241
令和5年度	48	573,600	0	0	0	0	18	8,044,361
令和6年度	37	493,800	0	0	0	0	16	3,950,761
計	453	4,511,140	25	104,700	0	0	171	71,333,733
摘要① (滞納処分の停止等の理由)								
摘要② (不納欠損処分の件数、額)		7件 85,500円						0件 : 0円
摘要③ (A欄のうち、1件 10万円以上の内訳)	A15件 135,000円 B28件 187,200円 C17件 229,500円 D56件 615,120円 E17件 234,700円						A 3件 2,948,149円 B 1件 117,581円 C 1件 261,025円 D 1件 140,000円 E 1件 346,351円 F 1件 130,000円 G 2件 342,000円 H 2件 346,530円 I 1件 528,151円 J 1件 327,150円 K 2件 1,021,200円 L 1件 508,451円 M 1件 1,014,143円 N 1件 180,000円 O 1件 622,010円 P 1件 303,498円 Q 2件 5,953,406円 R 1件 398,100円 S 2件 397,657円 T 2件 3,512,195円 U 1件 665,654円 V 2件 1,578,750円 W 1件 2,528,000円 X 1件 2,616,329円 Y 1件 151,000円 Z 1件 1,916,868円 AA 1件 305,338円 AB 1件 139,000円 AC 2件 945,001円 AD 1件 1,031,800円 AE 2件 427,000円 AF 1件 579,704円 AG 1件 327,078円 AH 1件 103,440円 AI 1件 290,582円 AJ 1件 641,148円 AK 1件 2,128,273円 AL 1件 887,634円 AM 1件 180,316円 AN 1件 223,285円 AO 1件 188,200円 AP 1件 1,747,059円 AQ 1件 350,580円 AR 1件 2,508,574円	

□□□□□□

### 現金出納調

(令和6年度)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書兼 領収書総額及び 枚数
	越 高	受 高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑 入	0	970	970	970	0	970 16 枚	970 16 枚
計	0	970	970	970	0	970 16 枚	970 16 枚

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書兼 領収書総額及び 枚数
	越 高	受 高	計				
	円	円	円	円	円	円	円
雑 入	0	530	530	530	0	530 9 枚	530 9 枚
計	0	530	530	530	0	530 9 枚	530 9 枚

□□□□□□

### 保管現金有高調

(令和7年10月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額 (円)
賀茂健康福祉センター 総務課長	有料道路通行料及び有料駐車場の 継続的資金前渡	16,600円
賀茂健康福祉センター 総務課長	保護児童に係る経費の 継続的資金前渡	35,741円
賀茂健康福祉センター 総務課長	事業現場における燃料代の 継続的資金前渡	20,000円

□□□□□□

### 預金調

(令和7年10月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高 (円)	摘要
スルガ銀行 下田支店	無利息型 普通預金	1435053	(自振口)賀茂健康福祉センター 資金前渡者 渡辺 心	0	公共料金支払
スルガ銀行 下田支店	無利息型 普通預金	85995	賀茂健康福祉センター 資金前渡者 渡辺 心	0	会議等参加負担金、 継続的資金前渡
残 高 合 計				0	

□□□□□□□□

郵券等受払調

(単位：枚、円)

区分	種類	令和6年度						令和7年度(令和7年10月31日現在)						摘要		
		繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高	
		枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		枚数	金額
有料道路回数券等  郵券	伊豆中央道・修善寺 道路	158	16,047	640	65,000	722	73,328	76	7,719	960	97,500	675	68,555	361	36,664	伊豆中央道・修善寺 道路通行用
	1円券	20	20	12	12	32	32	0	0	0	0	0	0	0	0	相談課・家庭裁判所 申立事務
	10円券	34	340	42	420	76	760	0	0	0	0	0	0	0	0	相談課・家庭裁判所 申立事務
	84円券	4	336	2	168	6	504	0	0	0	0	0	0	0	0	相談課・家庭裁判所 申立事務
	100円券	16	1,600	7	700	23	2,300	0	0	0	0	0	0	0	0	相談課・家庭裁判所 申立事務
	140円券	0	0	6	840	6	840	0	0	0	0	0	0	0	0	相談課・家庭裁判所 申立事務
計			18,343		67,140		77,764		7,719		97,500		68,555		36,664	

□□□□□□

## 歳出予算執行状況調

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 危機管理費	105,475	105,475	0	
項 01 危機管理費	105,475	105,475	0	
目 02 危機管理費	105,475	105,475	0	
07 報償費	105,475	105,475	0	
01 その他の報償費	105,475	105,475	0	
08 旅費	0	0	0	
01 その他の旅費	0	0	0	
款 04 経営管理費	7,641,152	7,641,152	0	
項 01 経営管理費	7,641,152	7,641,152	0	
目 01 一般総務費	6,057,239	6,057,239	0	
01 報酬	3,608,888	3,608,888	0	
03 非常勤職員報酬	3,608,888	3,608,888	0	
03 職員手当等	942,238	942,238	0	
01 その他の職員手当等	942,238	942,238	0	
04 共済費	1,240,622	1,240,622	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	244,841	244,841	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	995,781	995,781	0	
08 旅費	265,491	265,491	0	
01 その他の旅費	265,491	265,491	0	
目 03 行政経営費	1,455,100	1,455,100	0	
08 旅費	1,455,100	1,455,100	0	
02 普通旅費	1,455,100	1,455,100	0	
目 04 職員厚生費	128,813	128,813	0	
07 報償費	92,244	92,244	0	
01 その他の報償費	92,244	92,244	0	
08 旅費	17,566	17,566	0	
01 その他の旅費	11,806	11,806	0	
02 普通旅費	5,760	5,760	0	

□□□□□□

一般会計 (令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
11 役務費	9,003	9,003	0	
18 負担金、補助及び交付金	10,000	10,000	0	
款 05 暮らし・環境費	3,903,526	3,831,119	72,407	
項 01 暮らし・環境費	435,000	362,593	72,407	
目 01 暮らし・環境総務費	435,000	362,593	72,407	
01 報酬	229,000	227,554	1,446	
03 非常勤職員報酬	229,000	227,554	1,446	
03 職員手当等	133,000	105,862	27,138	
01 その他の職員手当等	133,000	105,862	27,138	
04 共済費	73,000	29,177	43,823	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	14,000	9,211	4,789	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	59,000	19,966	39,034	
項 04 環境費	3,468,526	3,468,526	0	
目 01 環境政策費	3,468,526	3,468,526	0	
01 報酬	1,716,000	1,716,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,716,000	1,716,000	0	
03 職員手当等	671,812	671,812	0	
01 その他の職員手当等	671,812	671,812	0	
04 共済費	592,724	592,724	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	113,000	113,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	479,724	479,724	0	
08 旅費	136,990	136,990	0	
01 その他の旅費	20,800	20,800	0	
02 普通旅費	116,190	116,190	0	
10 需用費	260,000	260,000	0	
01 その他の需用費	260,000	260,000	0	

□□□□□□

一般会計 (令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
11 役務費	91,000	91,000	0	
13 使用料及び賃借料	0	0	0	
款 07 健康福祉費	557,391,144	555,552,653	1,838,491	
項 01 健康福祉費	11,513,578	10,081,767	1,431,811	
目 01 健康福祉総務費	3,878,678	2,983,021	895,657	
01 報酬	1,809,678	1,809,678	0	
03 非常勤職員報酬	1,809,678	1,809,678	0	
03 職員手当等	1,413,000	901,386	511,614	
01 その他の職員手当等	1,413,000	901,386	511,614	
04 共済費	656,000	271,957	384,043	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	177,000	91,707	85,293	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	479,000	180,250	298,750	
目 02 健康福祉企画費	7,634,900	7,098,746	536,154	
01 報酬	1,713,000	1,713,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,713,000	1,713,000	0	
03 職員手当等	667,000	666,470	530	
01 その他の職員手当等	667,000	666,470	530	
04 共済費	652,000	651,306	694	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	140,000	140,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	512,000	511,306	694	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	1,134,320	1,075,718	58,602	
01 その他の旅費	161,000	159,778	1,222	
02 普通旅費	973,320	915,940	57,380	
10 需用費	1,589,180	1,399,412	189,768	
01 その他の需用費	1,589,180	1,399,412	189,768	
11 役務費	818,400	647,888	170,512	

□□□□□□

一般会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
13 使用料及び賃借料	479,000	400,092	78,908	
17 備品購入費	530,600	493,460	37,140	
18 負担金、補助及び交付金	21,400	21,400	0	
項 02 福祉長寿費	479,025,092	479,025,092	0	
目 01 地域福祉費	16,939,440	16,939,440	0	
08 旅費	2,400	2,400	0	
02 普通旅費	2,400	2,400	0	
10 需用費	17,000	17,000	0	
01 その他の需用費	17,000	17,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	16,920,040	16,920,040	0	
目 02 生活保護費	460,577,042	460,577,042	0	
01 報酬	6,403,640	6,403,640	0	
03 非常勤職員報酬	6,403,640	6,403,640	0	
03 職員手当等	2,094,426	2,094,426	0	
01 その他の職員手当等	2,094,426	2,094,426	0	
04 共済費	2,006,178	2,006,178	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	443,446	443,446	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,562,732	1,562,732	0	
07 報償費	47,120	47,120	0	
01 その他の報償費	47,120	47,120	0	
08 旅費	402,778	402,778	0	
01 その他の旅費	256,418	256,418	0	
02 普通旅費	146,360	146,360	0	
10 需用費	1,022,155	1,022,155	0	
01 その他の需用費	1,022,155	1,022,155	0	
11 役務費	280,000	280,000	0	
12 委託料	15,000	15,000	0	
13 使用料及び賃借料	50,232	50,232	0	

□□□□□□

一般会計 (令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
18負担金、補助及び交付金	25,000,000	25,000,000	0	
19扶助費	423,255,513	423,255,513	0	
目 03長寿社会費	1,482,010	1,482,010	0	
07報償費	210,900	210,900	0	
01その他の報償費	210,900	210,900	0	
08旅費	36,269	36,269	0	
01その他の旅費	11,909	11,909	0	
02普通旅費	24,360	24,360	0	
10需用費	62,831	62,831	0	
01その他の需用費	62,831	62,831	0	
11役務費	12,768	12,768	0	
12委託料	1,135,200	1,135,200	0	
13使用料及び賃借料	24,042	24,042	0	
目 04遺家族等援護費	26,600	26,600	0	
07報償費	15,000	15,000	0	
01その他の報償費	15,000	15,000	0	
08旅費	11,600	11,600	0	
02普通旅費	11,600	11,600	0	
項 03子ども未来費	48,656,870	48,656,870	0	
目 01子ども未来費	48,656,870	48,656,870	0	
01報酬	5,732,162	5,732,162	0	
03非常勤職員報酬	5,732,162	5,732,162	0	
03職員手当等	2,158,820	2,158,820	0	
01その他の職員手当等	2,158,820	2,158,820	0	
04共済費	2,080,886	2,080,886	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	437,888	437,888	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,642,998	1,642,998	0	
07報償費	256,400	256,400	0	

□□□□□□

一般会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	256,400	256,400	0	
08 旅費	1,375,742	1,375,742	0	
01 その他の旅費	500,952	500,952	0	
02 普通旅費	874,790	874,790	0	
10 需用費	102,000	102,000	0	
01 その他の需用費	102,000	102,000	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	242,386	242,386	0	
12 委託料	312,500	312,500	0	
13 使用料及び賃借料	62,568	62,568	0	
18 負担金、補助及び交付金	30,500	30,500	0	
19 扶助費	36,302,906	36,302,906	0	
項 04 障害者支援費	4,128,594	4,128,594	0	
目 01 障害者支援費	4,128,594	4,128,594	0	
01 報酬	1,839,245	1,839,245	0	
03 非常勤職員報酬	1,839,245	1,839,245	0	
03 職員手当等	698,142	698,142	0	
01 その他の職員手当等	698,142	698,142	0	
04 共済費	181,433	181,433	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	129,802	129,802	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	51,631	51,631	0	
07 報償費	169,786	169,786	0	
01 その他の報償費	169,786	169,786	0	
08 旅費	711,318	711,318	0	
01 その他の旅費	367,038	367,038	0	
02 普通旅費	344,280	344,280	0	
10 需用費	172,952	172,952	0	
01 その他の需用費	172,952	172,952	0	

□□□□□□

一般会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	283,500	283,500	0	
13 使用料及び賃借料	72,218	72,218	0	
18 負担金、補助及び交付金	0	0	0	
項 05 医療費	1,851,382	1,851,382	0	
目 01 医務福祉費	994,917	994,917	0	
01 報酬	161,000	161,000	0	
03 非常勤職員報酬	161,000	161,000	0	
04 共済費	473	473	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	473	473	0	
07 報償費	443,400	443,400	0	
01 その他の報償費	443,400	443,400	0	
08 旅費	184,434	184,434	0	
01 その他の旅費	23,364	23,364	0	
02 普通旅費	161,070	161,070	0	
10 需用費	97,000	97,000	0	
01 その他の需用費	97,000	97,000	0	
11 役務費	69,177	69,177	0	
13 使用料及び賃借料	39,433	39,433	0	
目 02 感染症対策費	856,465	856,465	0	
01 報酬	277,500	277,500	0	
03 非常勤職員報酬	277,500	277,500	0	
07 報償費	15,500	15,500	0	
01 その他の報償費	15,500	15,500	0	
08 旅費	225,536	225,536	0	
01 その他の旅費	56,526	56,526	0	
02 普通旅費	169,010	169,010	0	
10 需用費	100,263	100,263	0	

□□□□□□

一般会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の需用費	100,263	100,263	0	
11 役務費	129,346	129,346	0	
13 使用料及び賃借料	108,320	108,320	0	
項 06 健康費	8,559,416	8,152,736	406,680	
目 01 健康政策費	10,480	10,480	0	
08 旅費	10,480	10,480	0	
02 普通旅費	10,480	10,480	0	
目 02 健康増進費	8,548,936	8,142,256	406,680	
07 報償費	315,400	315,400	0	
01 その他の報償費	315,400	315,400	0	
08 旅費	525,217	492,537	32,680	
01 その他の旅費	54,807	54,807	0	
02 普通旅費	470,410	437,730	32,680	
10 需用費	272,400	272,400	0	
01 その他の需用費	272,400	272,400	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	15,876	15,876	0	
13 使用料及び賃借料	92,043	92,043	0	
18 負担金、補助及び交付金	7,328,000	6,954,000	374,000	
項 07 生活衛生費	3,656,212	3,656,212	0	
目 01 食品衛生費	3,365,817	3,365,817	0	
01 報酬	1,734,000	1,734,000	0	
03 非常勤職員報酬	1,734,000	1,734,000	0	
03 職員手当等	436,677	436,677	0	
01 その他の職員手当等	436,677	436,677	0	
04 共済費	570,776	570,776	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	113,000	113,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	457,776	457,776	0	

□□□□□□

一般会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	296,570	296,570	0	
01 その他の旅費	46,690	46,690	0	
02 普通旅費	249,880	249,880	0	
10 需用費	300,000	300,000	0	
01 その他の需用費	300,000	300,000	0	
13 使用料及び賃借料	22,794	22,794	0	
目 02 薬務費	290,395	290,395	0	
07 報償費	75,600	75,600	0	
01 その他の報償費	75,600	75,600	0	
08 旅費	127,477	127,477	0	
01 その他の旅費	15,257	15,257	0	
02 普通旅費	112,220	112,220	0	
10 需用費	34,375	34,375	0	
01 その他の需用費	32,000	32,000	0	
02 食糧費	2,375	2,375	0	
11 役務費	46,000	46,000	0	
13 使用料及び賃借料	6,943	6,943	0	
款 09 交通基盤費	3,521,000	3,521,000	0	
項 07 都市費	3,521,000	3,521,000	0	
目 04 生活排水費	3,521,000	3,521,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	3,521,000	3,521,000	0	
計	572,562,297	570,651,399	1,910,898	

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 6年度)  
(令和 7年 5月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	0	0	0	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	0	0	0	
目 01 貸付金	0	0	0	
20 貸付金	0	0	0	
項 02 諸費	0	0	0	
目 01 諸費	0	0	0	
08 旅費	0	0	0	
02 普通旅費	0	0	0	
10 需用費	0	0	0	
01 その他の需用費	0	0	0	
計	0	0	0	

□□□□□□

## 歳出予算執行状況調

(令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 03 総務費	10,744,278	4,790,263	5,954,015	
項 01 総務費	10,744,278	4,790,263	5,954,015	
目 01 一般総務費	9,217,789	3,414,366	5,803,423	
01 報酬	5,542,000	2,069,817	3,472,183	
03 非常勤職員報酬	5,542,000	2,069,817	3,472,183	
03 職員手当等	1,529,000	458,366	1,070,634	
01 その他の職員手当等	1,529,000	458,366	1,070,634	
04 共済費	1,959,789	800,630	1,159,159	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	403,000	154,462	248,538	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,556,789	646,168	910,621	
08 旅費	187,000	85,553	101,447	
01 その他の旅費	187,000	85,553	101,447	
目 05 人事管理費	1,341,270	1,341,270	0	
08 旅費	1,341,270	1,341,270	0	
02 普通旅費	1,341,270	1,341,270	0	
目 06 職員厚生費	185,219	34,627	150,592	
07 報償費	100,916	15,000	85,916	
01 その他の報償費	100,916	15,000	85,916	
08 旅費	60,800	10,624	50,176	
01 その他の旅費	34,760	2,504	32,256	
02 普通旅費	26,040	8,120	17,920	
10 需用費	10,000	0	10,000	
01 その他の需用費	10,000	0	10,000	
11 役務費	13,503	9,003	4,500	
款 05 危機管理費	139,000	66,600	72,400	
項 01 危機管理費	139,000	66,600	72,400	
目 02 危機管理費	139,000	66,600	72,400	
07 報償費	110,000	66,600	43,400	

□□□□□□

一般会計 (令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の報償費	110,000	66,600	43,400	
08 旅費	29,000	0	29,000	
01 その他の旅費	29,000	0	29,000	
款 06 暮らし・環境費	4,160,000	1,703,537	2,456,463	
項 04 環境費	4,160,000	1,703,537	2,456,463	
目 01 環境政策費	4,160,000	1,703,537	2,456,463	
01 報酬	1,934,000	986,174	947,826	
03 非常勤職員報酬	1,934,000	986,174	947,826	
03 職員手当等	953,000	116,628	836,372	
01 その他の職員手当等	953,000	116,628	836,372	
04 共済費	699,000	334,361	364,639	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	150,000	75,043	74,957	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	549,000	259,318	289,682	
08 旅費	300,000	47,551	252,449	
01 その他の旅費	40,000	15,531	24,469	
02 普通旅費	260,000	32,020	227,980	
10 需用費	174,000	174,000	0	
01 その他の需用費	174,000	174,000	0	
11 役務費	60,000	44,823	15,177	
13 使用料及び賃借料	40,000	0	40,000	
款 08 健康福祉費	578,881,819	335,721,272	243,160,547	
項 01 健康福祉費	6,916,400	3,999,277	2,917,123	
目 02 健康福祉企画費	6,916,400	3,999,277	2,917,123	
01 報酬	1,946,000	995,866	950,134	
03 非常勤職員報酬	1,946,000	995,866	950,134	
03 職員手当等	778,000	388,398	389,602	
01 その他の職員手当等	778,000	388,398	389,602	
04 共済費	770,000	402,363	367,637	

□□□□□□

一般会計 (令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	172,000	90,335	81,665	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	598,000	312,028	285,972	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	1,055,000	683,927	371,073	
01 その他の旅費	166,000	74,442	91,558	
02 普通旅費	889,000	609,485	279,515	
10 需用費	1,111,400	801,512	309,888	
01 その他の需用費	1,111,400	801,512	309,888	
11 役務費	793,000	389,131	403,869	
13 使用料及び賃借料	410,000	328,080	81,920	
18 負担金、補助及び交付 金	17,000	10,000	7,000	
26 公課費	6,000	0	6,000	
項 02 福祉長寿費	497,267,179	303,840,630	193,426,549	
目 01 地域福祉費	16,902,170	16,886,870	15,300	
08 旅費	4,000	200	3,800	
02 普通旅費	4,000	200	3,800	
18 負担金、補助及び交付 金	16,898,170	16,886,670	11,500	
目 02 生活保護費	478,709,489	286,742,346	191,967,143	
01 報酬	7,053,640	3,575,514	3,478,126	
03 非常勤職員報酬	7,053,640	3,575,514	3,478,126	
03 職員手当等	2,528,000	1,200,108	1,327,892	
01 その他の職員手当等	2,528,000	1,200,108	1,327,892	
04 共済費	2,427,959	1,208,021	1,219,938	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	553,000	269,606	283,394	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,874,959	938,415	936,544	
07 報償費	179,950	179,950	0	
01 その他の報償費	179,950	179,950	0	

□□□□□□

一般会計

(令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
08 旅費	564,940	249,430	315,510	
01 その他の旅費	391,760	124,490	267,270	
02 普通旅費	173,180	124,940	48,240	
10 需用費	300,000	272,470	27,530	
01 その他の需用費	300,000	272,470	27,530	
11 役務費	280,000	149,738	130,262	
12 委託料	85,000	10,000	75,000	
13 使用料及び賃借料	40,000	19,000	21,000	
18 負担金、補助及び交付金	29,000,000	21,000,000	8,000,000	
19 扶助費	436,250,000	258,878,115	177,371,885	
目 03 長寿社会費	1,612,520	195,214	1,417,306	
07 報償費	276,000	92,000	184,000	
01 その他の報償費	276,000	92,000	184,000	
08 旅費	34,720	7,462	27,258	
01 その他の旅費	11,520	5,462	6,058	
02 普通旅費	23,200	2,000	21,200	
10 需用費	57,700	57,700	0	
01 その他の需用費	57,700	57,700	0	
11 役務費	15,100	10,252	4,848	
12 委託料	1,139,000	0	1,139,000	
13 使用料及び賃借料	90,000	27,800	62,200	
目 04 遺家族等援護費	43,000	16,200	26,800	
07 報償費	25,000	15,000	10,000	
01 その他の報償費	25,000	15,000	10,000	
08 旅費	18,000	1,200	16,800	
02 普通旅費	18,000	1,200	16,800	
項 03 こども若者費	61,120,550	22,189,369	38,931,181	
目 01 こども若者費	61,120,550	22,189,369	38,931,181	

□□□□□□

一般会計

(令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	6,378,500	3,180,052	3,198,448	
03 非常勤職員報酬	6,378,500	3,180,052	3,198,448	
03 職員手当等	2,887,000	1,233,242	1,653,758	
01 その他の職員手当等	2,887,000	1,233,242	1,653,758	
04 共済費	2,511,000	1,283,641	1,227,359	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	515,000	278,875	236,125	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,996,000	1,004,766	991,234	
07 報償費	401,500	0	401,500	
01 その他の報償費	401,500	0	401,500	
08 旅費	1,326,950	519,749	807,201	
01 その他の旅費	596,480	250,229	346,251	
02 普通旅費	730,470	269,520	460,950	
10 需用費	76,500	70,000	6,500	
01 その他の需用費	74,000	70,000	4,000	
02 食糧費	2,500	0	2,500	
11 役務費	230,000	151,690	78,310	
12 委託料	1,280,000	0	1,280,000	
13 使用料及び賃借料	60,000	30,000	30,000	
18 負担金、補助及び交付 金	215,000	54,780	160,220	
19 扶助費	45,754,100	15,666,215	30,087,885	
項 04 障害者支援費	5,830,440	2,099,306	3,731,134	
目 01 障害者支援費	5,830,440	2,099,306	3,731,134	
01 報酬	2,221,076	1,062,094	1,158,982	
03 非常勤職員報酬	2,221,076	1,062,094	1,158,982	
03 職員手当等	800,080	120,010	680,070	
01 その他の職員手当等	800,080	120,010	680,070	
04 共済費	782,176	340,112	442,064	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	154,212	68,362	85,850	

□□□□□□

一般会計 (令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	627,964	271,750	356,214	
07 報償費	553,000	37,372	515,628	
01 その他の報償費	553,000	37,372	515,628	
08 旅費	965,758	241,786	723,972	
01 その他の旅費	609,908	109,326	500,582	
02 普通旅費	355,850	132,460	223,390	
10 需用費	149,850	100,000	49,850	
01 その他の需用費	147,100	100,000	47,100	
02 食糧費	2,750	0	2,750	
11 役務費	280,500	168,692	111,808	
13 使用料及び賃借料	70,000	29,240	40,760	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項 05 医療費	2,064,000	939,469	1,124,531	
目 01 医務福祉費	1,321,000	528,289	792,711	
01 報酬	190,000	93,005	96,995	
03 非常勤職員報酬	190,000	93,005	96,995	
04 共済費	1,000	615	385	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	615	385	
07 報償費	531,000	225,165	305,835	
01 その他の報償費	531,000	225,165	305,835	
08 旅費	416,000	60,136	355,864	
01 その他の旅費	66,000	2,896	63,104	
02 普通旅費	350,000	57,240	292,760	
10 需用費	97,000	97,000	0	
01 その他の需用費	97,000	97,000	0	
11 役務費	35,000	29,568	5,432	
13 使用料及び賃借料	51,000	22,800	28,200	
目 02 感染症対策費	743,000	411,180	331,820	

□□□□□□

一般会計 (令和 7年度) (令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	299,000	161,000	138,000	
03 非常勤職員報酬	299,000	161,000	138,000	
07 報償費	20,000	0	20,000	
01 その他の報償費	20,000	0	20,000	
08 旅費	137,000	88,961	48,039	
01 その他の旅費	71,000	26,801	44,199	
02 普通旅費	66,000	62,160	3,840	
10 需用費	65,000	35,579	29,421	
01 その他の需用費	65,000	35,579	29,421	
11 役務費	43,000	23,890	19,110	
13 使用料及び賃借料	179,000	101,750	77,250	
項 06 健康費	1,303,650	419,394	884,256	
目 02 健康増進費	1,303,650	419,394	884,256	
07 報償費	422,000	65,000	357,000	
01 その他の報償費	422,000	65,000	357,000	
08 旅費	483,850	203,595	280,255	
01 その他の旅費	127,480	18,784	108,696	
02 普通旅費	356,370	184,811	171,559	
10 需用費	310,100	123,760	186,340	
01 その他の需用費	308,900	123,760	185,140	
02 食糧費	1,200	0	1,200	
11 役務費	42,500	10,439	32,061	
13 使用料及び賃借料	45,200	16,600	28,600	
項 07 生活衛生費	4,379,600	2,233,827	2,145,773	
目 01 食品衛生費	4,078,000	2,101,982	1,976,018	
01 報酬	1,966,000	1,002,209	963,791	
03 非常勤職員報酬	1,966,000	1,002,209	963,791	
03 職員手当等	777,000	388,761	388,239	

□□□□□□

一般会計 (令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の職員手当等	777,000	388,761	388,239	
04 共済費	719,000	384,557	334,443	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	141,000	86,247	54,753	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	578,000	298,310	279,690	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	344,000	116,197	227,803	
01 その他の旅費	110,000	23,051	86,949	
02 普通旅費	234,000	93,146	140,854	
10 需用費	244,000	198,658	45,342	
01 その他の需用費	244,000	198,658	45,342	
13 使用料及び賃借料	23,000	11,600	11,400	
目 02 薬務費	301,600	131,845	169,755	
07 報償費	75,600	0	75,600	
01 その他の報償費	75,600	0	75,600	
08 旅費	131,000	71,014	59,986	
01 その他の旅費	20,000	11,074	8,926	
02 普通旅費	111,000	59,940	51,060	
10 需用費	36,000	6,031	29,969	
01 その他の需用費	32,000	5,031	26,969	
02 食糧費	4,000	1,000	3,000	
11 役務費	51,000	51,000	0	
13 使用料及び賃借料	8,000	3,800	4,200	
款 10 交通基盤費	6,413,000	0	6,413,000	
項 06 都市費	6,413,000	0	6,413,000	
目 04 生活排水費	6,413,000	0	6,413,000	
18 負担金、補助及び交付 金	6,413,000	0	6,413,000	
計	600,338,097	342,281,672	258,056,425	

□□□□□□

母子父子寡婦福祉資金特別会計

(令和 7年度)  
(令和 7年10月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 01 母子父子寡婦福祉資金 費	1,275,000	0	1,275,000	
項 01 母子父子寡婦福祉資金 貸付金	1,200,000	0	1,200,000	
目 01 貸付金	1,200,000	0	1,200,000	
20 貸付金	1,200,000	0	1,200,000	
項 02 諸費	75,000	0	75,000	
目 01 諸費	75,000	0	75,000	
08 旅費	44,000	0	44,000	
02 普通旅費	44,000	0	44,000	
10 需用費	31,000	0	31,000	
01 その他の需用費	31,000	0	31,000	
計	1,275,000	0	1,275,000	

□□□□□□

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和6年度)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					令和5年度	令和6年度	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費		15,000	0
	〃	〃	〃	長寿社会費		1,135,200	
	〃	〃	子ども未来費	子ども未来費		312,500	
計					2,252,500	1,462,700	0
(14) 工事費						0	
計					0	0	0
(16) 公有財産購入費						0	
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		493,460	
計					0	493,460	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	経営管理費	経営管理費	職員厚生費		10,000	0
	〃	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		21,400	
	〃	〃	福祉長寿費	地域福祉費		16,920,040	
	〃	〃	〃	生活保護費		25,000,000	
	〃	〃	子ども未来費	子ども未来費		30,500	
	〃	〃	健康費	健康増進費		6,954,000	
	〃	交通基盤費	都市費	生活排水費		3,521,000	
計					55,563,352	52,456,940	0
(21) 補償、補填及び賠償金						0	
計					0	0	0

□□□□□□

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	福祉長寿費	生活保護費	10,000	0
計					10,000	0
(14) 工事費					0	0
計					0	0
(16) 公有財産購入費					0	0
計					0	0
(17) 備品購入費					0	0
計					0	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	10,000	0
	"	"	福祉長寿費	地域福祉費	16,886,670	0
	"	"	"	生活保護費	21,000,000	0
	"	"	子ども若者費	子ども若者費	54,780	0
計					37,951,450	0
(21) 補償、補填及び賠償金					0	0
計					0	0

□□□□□□

## 委託料に関する調

(令和6年度)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約 期間	支 出 年月日	金額	委託業務 の 内 容	摘 要
				当初額	変 更 増減額	計						
	(事務関係)		円	円	円	円			円			
1	要保護者に係る 要介護状態等の 審査判定	南伊豆町 (1件) 東伊豆町 (1件) 沼津市 (1件)	5,000 (1件当り)	5,000 (1件当り)		5,000 (1件当り)	随契	R6.4.25 ～ R7.3.31	R6.8.7 R6.11.29 R7.1.15  小計	5,000 5,000 5,000  15,000	生活保護法 に基づく介 護扶助の実 施のための 審査判定	随契1号 (少額) 単価契約
2	里親施設実習等 事業	川奈臨海学園	2,500 (1日当り)	2,500 (1日当り)		2,500 (1日当り)	随契	R6.9.2 ～ R7.3.31	R7.2.21  小計	12,500  12,500	里親施設実 習等の実施	随契1号 (少額) 単価契約
3	地域リハビリ テーション 強化推進事業	医療法人社団健 育会	1,135,200	1,135,200		1,135,200	随契	R6.5.7 ～ R7.3.14	R7.4.7  小計	1,135,200  1,135,200	地域のリハビ リ従事者対 象の研修実 施及びリハ ビリ資源の 共同利用の 促進等	随契2号 (不適)
4	児童福祉法第28 条に基づく入所 措置の承認申立	本多 孝士	300,000	300,000		300,000	随契	R6.6.21 ～ R7.3.31	R6.7.10 R6.11.29  小計	150,000 150,000  300,000	児童入所措 置の承認に 係る裁判所 への申立業 務	随契1号 (少額)
	合計	4件								1,462,700		

□□□□□□

## 委託料に関する調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

整理 番号	委 託 業務名	受託者	当 初 設計金額	契約金額			契約 締結 方法	契約 期間	支 出 年月日	金額	委託業務 の 内 容	摘 要
				当初額	変 更 増減額	計						
1	(事務関係) 要保護者に係る 要介護状態等の 審査判定	南伊豆町 (1件) 東伊豆町 (1件)	円 5,000 (1件当り)	円 5,000 (1件当り)	円	円 5,000 (1件当り)	随契	R7.4.8 ～ R8.3.31	R7.5.16 R7.6.6	円 5,000 5,000	生活保護法に 基づく介護 扶助の実施の ための審査 判定	随契1号 (少額) 単価契約
									小計			
2	地域リハビリ テーション 強化推進事業	医療法人社団健 育会	1,138,500	1,138,500		1,138,500	随契	R7.4.28 ～ R8.3.13			地域のリハビリ 従事者対象の研 修実施及びリハ ビリ資源の共同 利用の促進等	随契1号 (少額)
									小計			
3	里親施設実習等 の実施に係る委 託事業	川奈臨海学園	2,500 (1日当り)	2,500 (1日当り)		2,500 (1日当り)	随契	R7.7.7 ～ R8.3.31			里親施設実習 等の実施	随契1号 (少額) 単価契約
									小計			
4	児童相談の第三 者評価に係る業 務委託	第三者評価機構	314,000	314,000		314,000	随契	R7.9.18 ～ R8.3.31			児 童 相 談 の 第 三 者 評 価 の 実 施	随契1号 (少額)
									小計			
	合計	4件								10,000		

□□□□□□

補助金

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費
1	健康増進事業	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	健康増進事業費補助金交付要綱	県民の健康増進を図るため、健康増進事業を実施する市町に助成した。	円 12,460,531
2	生活排水改善対策推進事業	下田市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町	生活排水改善対策推進事業費補助金交付要綱	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対して補助する市町に助成した。	13,314,000
合計		2件			25,774,531

# 支出調

(令和6年度)

補助金額	補助率	交付決定		交 付		事業完了		摘要
		年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
円 6,954,000	県2/3 (うち 国1/3)、 一部県 10/10 (うち 国10/10)	R7. 3. 14 R7. 3. 31	円 7,328,000 ▲374,000	R7. 3. 28 R7. 3. 28 R7. 5. 30	円 6,306,000 ▲17,000 665,000	R7. 3. 31	R7. 3. 31 (R7. 3. 31)	
3,521,000	国庫補助等 基本額の 1/3 又は 国庫補助等 基本額の 1/8	R7. 3. 26	3,521,000	R7. 4. 30	3,521,000	R7. 3. 31	R7. 3. 31 (R7. 4. 10)	
10,475,000			10,475,000		10,475,000			

□□□□□□

## 負担金支出調

(令和6年度)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支 出 年月日
1	サンフロント21懇話会会費	サンフロント21懇話会	会則	令和6年度会費	円 10,000	R6.5.31
2	生活保護費県負担金	下田市	生活保護法第73条	居住地がない者に対し市が支弁した生活保護費等の額の1/4を法に基づき県が負担	25,000,000	R6.4.30 R7.1.10
3	こころの臨床・専門講座2講座受講料	公益財団法人 明治安田こころの健康財団	受講決定通知	研修会参加費	8,500	R6.6.28
4	民生委員児童委員活動推進費負担金	下田市 外5町	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動に要する経費の負担	16,920,040	R6.7.12
5	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所 長会	会則	令和6年度会費	14,000	R6.8.22
6	人間ドック事業参加負担金	地方職員共済組 合静岡県支部	要領	会計年度任用職員の間人ドックに係る経費の負担	7,000	R6.12.9
7	産業医研修会の参加費	一般社団法人伊 東市医師会	会則	参加費	10,000	R6.12.20
8	2024年度衛生全国新任者研修会参加費	公益社団法人日 本栄養士会	要領	参加費	4,400	R6.12.19
9	生活の中のライフストーリーワークセミナー参加費	一般社団法人無 憂樹	要領	研修会参加費	8,000	R7.3.4
計		9件			41,981,940	

□□□□□□

## 負担金支出調

(令和7年度)  
(令和7年10月31日現在)

整理 番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支 出 年月日
1	サンフロント21懇 話会会費	サンフロント 21懇話会	会則	令和7年度会費	円 10,000	R7. 5. 30
2	生活保護費県負担 金	下田市	生活保護法 第73条	居住地がない者に対し市が 支弁した生活保護費等の額 の1/4を法に基づき県が負担	21,000,000	R7. 4. 30
3	民生委員児童委員 活動推進費負担金	下田市 外 5町	民生委員法 第26条	民生委員・児童委員活動に要 する経費の負担	16,886,670	R7. 7. 15
4	ペアレントトレー ナー養成講座	Together 合同 会社	要領	講座受講料	54,780	R7. 10. 3
計		4件			37,951,450	

□□□□□□

## 公 有 財 産 調

(令和6年度)

区 分	令和6年 3月31日現在		増		減		令和7年 3月31日現在		摘要
	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	数量又 は面積	台 帳 価 格	
普通財産	千円	千円					千円	千円	
		170,848				6,658		164,190	
土 地	㎡						㎡		
	2,751.62	124,238					2,751.62	124,238	
建 物	㎡		㎡		㎡		㎡		
	624.95	46,610				6,658	624.95	39,952	
	909.95						909.95		
工作物	個						個		
	15	-					15	-	
公有財産に 準ずるもの		389						389	
電話加入権	件						件		
	8	389					8	389	

令和7年度中増減なし

□□□□□□

## 債権（貸付金等）の管理状況調

（令和6年度）

区分	令和5年度末 現 在 額		期間中				令和6年度末 現 在 額	
			増		減			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
母子父子寡婦福祉資金								
母子福祉資金	30	23,796,735	0	0	2	3,690,612	28	20,106,123
寡婦福祉資金	2	1,552,669	0	0	0	162,120	2	1,390,549
計	32	25,349,404	0	0	2	3,852,732	30	21,496,672

（令和7年度）  
（令和7年10月31日現在）

区分	令和6年度末 現 在 額		期間中				令和7年10月31日 現 在 額	
			増		減			
	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円	件数	金額 円
母子父子寡婦福祉資金								
母子福祉資金	28	20,106,123	0	0	9	2,065,130	19	18,040,993
寡婦福祉資金	2	1,390,549	0	0	0	81,060	2	1,309,489
計	30	21,496,672	0	0	9	2,146,190	21	19,350,482

□□□□□□□□

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和7年度)

(令和7年10月31日現在)

区 分	事業名又は 契約名	内 容	契約額	(契約額の年度別内訳)				
				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
長期継続 契 約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機の賃貸借 (契約日) 令和6年4月1日	円 3,425,000	円 685,000	円 685,000	円 685,000	円 685,000	円 685,000

□□□□□□□□

普通財産・借受財産等貸付調

(令和7年10月31日現在)

整理 番号	区分	種別	所在地	地 目		数量又 は面積	貸付料又は 使 用 料		貸付又は 使用許可 期 間	貸付又は使用 許可を受けた 者の氏名	貸付・使用 許可目的
				台帳	現況		単価	年額			
1	土地	庁舎 敷地	松崎町江奈 255-3	宅地	宅地	支線 1本	1,500	1,500	R7.4.1 ～ R8.3.31	東京電力パワー グリッド(株) 伊豆支社長	電力供給
合 計								1,500			

□□□□□

備品・図書調

(令和 6年度)

区分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-03 いす類	20	( 0) 0	0	( 0) 0	0	20
01-04 収納保管庫類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-10 印判類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
01-13 厨房器具類	2	( 0) 0	0	( 0) 1	0	1
01-14 冷暖房器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	28	( 11) 13	192,060	( 0) 1	0	40
02-03 再生機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-02 観察・観測用光学機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-01 診療・診断用機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	6	( 0) 0	0	( 0) 0	0	6
04-03 看護用機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-05 機能回復訓練機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
04-06 獣医用機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
04-99 その他の医療衛生機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2



□□□□□

## 備品・図書調

(令和7年度)

区分	令和7年 3月31日 現在	増		減		令和7年 10月31日 現在
		数量	購入価格 (円)	数量	売却価格 (円)	
01-01 机類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-03 いす類	20	( 0) 0	0	( 0) 0	0	20
01-04 収納保管庫類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
01-07 書類整理器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-10 印判類	9	( 0) 0	0	( 0) 0	0	9
01-13 厨房器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-14 冷暖房器具類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
01-15 電話器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	40	( 0) 0	0	( 0) 0	0	40
02-03 再生機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-01 撮影機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-02 観察・観測用光学機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
03-03 視覚用再生等機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-01 診療・診断用機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	6	( 0) 0	0	( 0) 0	0	6
04-03 看護用機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2
04-05 機能回復訓練機器類	1	( 0) 0	0	( 0) 0	0	1
04-06 獣医用機器類	3	( 0) 0	0	( 0) 0	0	3
04-99 その他の医療衛生機器類	2	( 0) 0	0	( 0) 0	0	2



